

2019 年度

指導教授：片山 隆裕先生

申請者：国際文化研究科

平川 知佳

博士学位申請論文

論文テーマ

「日本近代における遊廓の役割と娼妓の生活

：福岡県久留米市桜町遊廓を例にして」

## 本論の構成

### はじめに

1. 研究動機
2. 本論の方向性
3. 先行研究
4. 本論の構成

## I 部 「久留米市における遊廓の歴史」

### 第1章 明治初期における近代公娼制の確立

1. 「娼妓解放令」と遊廓
2. 久留米における近代的公娼制の確立
3. 新たな公娼制の確立：遊廓の管理体制の強化
4. 久留米における近代公娼制の特徴

### 第2章 明治・大正期における桜町遊廓：その成立と発展

#### I. 久留米市に遊廓ができるまで

1. 遊廓が設けられる基準
2. 久留米市と遊廓設置問題
3. 桜町遊廓の誕生
4. 町が遊廓設置を競争した理由

#### II. 軍隊と遊廓

1. 軍隊と桜町遊廓の発展
2. 桜町遊廓の軍人利用
  - (1) 『軍人所得金日記帳』
  - (2) 軍人と娼妓の心中事件

### 第3章 大正・昭和期の戦時下における遊廓の役割

#### I. 特殊飲食店の隆盛

1. 公認遊廓の衰退と特殊飲食店の誕生
2. 特殊飲食店の構造
3. 「観光案内」にみる久留米市の「料理屋」

#### 4. 特殊飲食店の隆盛とその特徴

#### 5. 酌婦の「自由」な労働

(1) 『金銭貸借計算簿』にみる酌婦の契約状況

(2) 「別仮」記載にみる酌婦の生活

### II. 戦時下における遊廓の役割

#### 1. 国民精神総動員運動が影響を与えたもの

#### 2. 遊廓営業の制限

#### 3. 遊廓や特殊飲食店における銃後活動

#### 4. 高級享樂の停止を受けて

#### 5. 「遊興」から「性的慰安」へ

## II部 娼妓の生活

### 第4章 遊廓の仕組み

#### 1. 『全国遊廓案内』にみる遊興システム

#### 2. 遊廓の構成要素

(1) 遊廓建築

(2) 貸座敷取締所

(3) 巡查派出所

(4) 娼妓健康診断所

(5) 神社

(6) 大門

(7) 芸妓券番

(8) 桜の木

#### 3. 遊廓をめぐる人々

(1) 娼妓

(2) 斡旋業者

(3) 経営者

### 第5章 『娼妓所得金日記帳』にみる娼妓の生活

#### 1. 娼妓の稼業状況

(1) 娼妓の開業時期

(2) 娼妓の出身地

- (3) 娼妓の年齢
- (4) 娼妓と前借金
- (5) 娼妓の稼業年数

## 2. 娼妓の生活

- (1) 「小菊」と「かる多」の場合
- (2) 娼妓のその後
- (3) 娼妓の総稼ぎ高
- (4) 遊廓経営の実態

## 第6章 「自由」を求めた娼妓たち

### 1. 「自由」を求めた娼妓たちの動き

- (1) 廃娼運動のはじまり
- (2) 「自由」を求めた娼妓たちの動き

### 2. 桜町遊廓の娼妓は立ち上がることができたのか？

- (1) 娼妓が求めた「自由」
- (2) 経営者の特徴
- (3) 経営者と娼妓の権力関係

## 結論と今後の課題

- 1. 結論
- 2. 今後の課題

参考文献

参考資料

謝辞

巻末資料

## はじめに

### 1. 研究動機

明治 31(1898)年、福岡県久留米市原古賀町につくられた桜町遊廓には、1つの特徴があった。それは遊廓の誕生時期が、久留米市に軍隊が設置される時期とほぼ重なっている点である。遊廓が設置される地域の特徴としては、観光地や商業都市などの繁華街のほか、近代期以降は、新たな国家づくりのもと男性人口が集中する場所に付随して設置されるケースが挙げられる。そのうちの1つとして、軍隊(軍事関連施設)付近への設置があった。久留米市の遊廓は、軍隊の設置とともに誕生し繁栄していった歴史を持っている。そうした特徴を前面に押し出す形で、筆者は、修士論文においても、久留米市における軍隊と遊廓の関係を中心に研究を行った。しかしそれはあくまでも久留米の軍都としての歴史に遊廓の誕生と発展をただあてはめただけ、といってもいいような、歴史を概観するに過ぎないものであった。

そんな中平成 21 (2009) 年の 12 月、筆者は、熊本県熊本市にかつて存在していた二本木遊廓跡に残された旧「日本亭」を訪れる機会を得た。「日本亭」は、娼妓が経営者に待遇改善を求めて立ち上がった「東雲のストライキ」の舞台として使われた歴史を持つ建物であった。実際に建物の中に足を踏み入れてみると、二本木遊廓の中でも豪華な建築意匠を誇っていたことで有名だったというだけあって、部屋の入口の軒や建具の細部に至るまで細かな装飾や工夫がなされており、廃業してから数十年経っていても、十分にかつての遊廓の華やかさを感じ取ることができた。娼妓が使っていた部屋を歩き、そして階段や手すりに触れながら、ここで娼妓がどのようなことを考えて生きていたのか、ということに思いを馳せる体験は、筆者の心を強く揺さぶった。そしてそれは、誰かによって書かれた文献や、まとめられた資料を読み込むだけではなく、実際の「現場」に赴き、「生」の資料に触れることの重要性についての認識へとつながった。

その後研究を続けていく中で、もう 1 つ印象的だった事柄がある。それは、桜町遊廓の戦前の様子について聞き取りを行う中で出てきた、娼妓にまつわる微笑ましいエピソードである。聞き取りを行った高齢男性の M 氏は、昭和初期の原古賀町生まれであったが、戦前 M 氏が幼かった頃、遊廓を営む家の子と仲が良かったので、「友達の家」として、妓楼に遊びに行っていたという。その中で M

氏は、遊びに行った先でよく覚えているのは、「綺麗な女の人」がお菓子をくれたことだ、と語ってくれた。「綺麗な女の人」とはもちろん娼妓のことである。このエピソードから浮かび上がってくるのは、経営者の子供を訪ねてきた友達に、お菓子を与える娼妓の微笑ましい姿である。実は、桜町遊廓の様子について聞き取りを行ったもう1人の方、T氏からも同じような話を聞くことができた。T氏も昭和初期生まれの高齢女性であったが、T氏が小学校に入る前、父親がふざけてT氏を肩車し、桜町遊廓を素見に行くことがあったという。そして、そこには格子の中に綺麗な女の人が並んでいて、そのうちの1人の人がお菓子をくれて嬉しかったことが記憶に残っている、という話をしてくれた。この2つの話を聞いた時、娼妓たちの「1人の普通の女性」としての部分を知ることができた気がして、興味深かった。そして、これまで、娼妓の「貧困のために自らの身体を売るしかない」という「境遇」ばかりに焦点をあて、それを悲惨なものとして決めつけ、ただただ同情していた自分に気がついた。近年では山家悠平が、娼妓が起こした自由廃業運動やストライキに着目し、苦しい状況に喘ぐばかりでない、逞しく生きる娼妓像を浮かび上がらせているように<sup>1</sup>、自らの身体を売るしかない状況は苦しいものに違いないが、それに負けず、希望を抱き、強く生きる娼妓もいたに違いない。そこで筆者は、実際に桜町遊廓の中で娼妓がどのような毎日を過ごし、どのようなことを考えていたのか、リアルな現実を知りたいと考えた。これが、この博士論文を書くきっかけとなった。

そんなとき出会ったのが、久留米市教育委員会所蔵の『娼妓所得金日記帳』という桜町遊廓の「福寿楼」で実際に使われていた金銭簿であった。それは娼妓20人分の記録で、そこには、それぞれの娼妓が開業し廃業するまでの前借金をはじめ売上金、返済金などといった金額の詳細が記されていた。それからというもの、毎日のように、資料の所蔵先である久留米市文化財収蔵館に通い、史料の1枚1枚を撮影し、金銭簿の分析を行った。

一次史料の発掘と分析は、一次史料の乏しい遊廓研究分野において、早急な課題ともされている。そういった点も踏まえた上で、本論文では、とくに、一次史料からの考察に力点をおくことにする。一次史料を読み込むことでしか発見することのできない、些細であるがオリジナルな情報を、重要な「歴史の証言」として大切にしたいと考える。

---

<sup>1</sup> 山家悠平『遊廓のストライキ 女性たちの二十世紀・序説』共和国、2016年

## 2.本論の方向性

本論文においては、まず久留米市における遊廓の歴史を俯瞰し、桜町遊廓の誕生から発展、そして衰退に至るまでを追っていく。明治期から昭和期にかけての社会の動きと関連づけながら、地方の一都市において遊廓がどのような役割を果たしていたのかについて明らかにする。そういった俯瞰的な観点をもつ一方で、桜町遊廓の内部にも目を向けていく。桜町遊廓を構成していたモノや人々といった遊廓のミクロな構成要素に着目し、遊廓独特の仕組みについて考察を深めるほか、本論文の核となる『娼妓所得金日記帳』をはじめとする一次史料の分析を行い、遊廓の中で働いていた娼妓がどのような生活を送っていたのかということについて考察を行う。そこから、近代期の久留米という地方都市において、遊廓という仕組みの中で、女性の性が具体的にどのように売買されていたのかということをはっきりとすることができればと考える。この論文の特徴は、マクロ的な視点とミクロ的な視点の両方からアプローチを行うことで、近代期の久留米市における遊廓がどのようなものだったのかという点から、遊廓と娼妓の実態にせまることにある。

日本の遊廓制度にみられたような性売買の問題については、売春防止法の施行によって遊廓が禁止され、表向き売春はなくなったようにされているが、風俗店は存続し、近年においても1990年代の「援助交際」をはじめとする少女の性あるいは貧困と性をめぐるテーマは今日でも問題視されている。その問題の本質について考える上でも、過去の性売買の歴史すなわち遊廓に焦点をあて、「遊廓というものが何だったのか」ということについて考察を行うことは、今日的意味を持つように思われる。

またその他の研究意義という点では、こと久留米市においては、遊廓研究について十分になされているとは言えない状況で、現状において、遊廓の存在については、自治体が編纂した研究史に概説的に触れられている程度に過ぎない。そのため、そういった地方史に貢献できるという観点からも、この研究は意義のあるものであると考える。

## 3.先行研究

遊廓すなわち近代公娼制度についての研究は、まず村上信彦による『明治女性史』が挙げられる<sup>2</sup>。そこで村上信彦は日本の公娼制について、家制度と子女の

---

<sup>2</sup> 村上信彦『明治女性史 下巻 愛と解放の胎動』理論社、1972年

人身売買の権利が結びついた結果の日本社会に特有の売春の仕組みである点を強調している。それに対し、藤目ゆきは、『性の歴史学』において近代公娼制度の特質として性病検査の義務化などを取り上げ、日本の近代公娼制度は、日本が諸外国を意識しながら近代国家をつくりあげていく中で、欧州の公娼制度をモデルとして新たに作り上げたものであると指摘した<sup>3</sup>。それを引き継ぐ形で、藤野豊は、『性の国家管理』において、近代公娼制度を国策と性の問題として追求した<sup>4</sup>。本論において、軍隊と遊廓の関係、また戦時下の遊廓の様子について取り上げるが、その際には、藤目や藤野による「国策と性」についての視点を取り入れ、考察を試みようと考えている。

一方、近年の遊廓研究においては、「遊廓社会論」という概念を使って遊廓について考察を深めることが行われている。その起点になったのは塚田孝による遊廓を都市社会構造の一環としてとらえる研究である。塚田は、吉原遊廓における遊女屋に着目し、遊女屋仲間と町制、遊女屋仲間とそれに関連する業者など遊女をめぐる人々のネットワークについて取り上げた<sup>5</sup>。それを踏まえた形で吉田伸之によって提起されたのが「遊廓社会論」である。「遊廓社会」とは、公の権力のもとで遊女屋（貸座敷業者）などが主体となって、「若い女性を契約的に、あるいは人身的に拘束し、売春労働を強いることで、多額の利益を享受し、再配分する独特の社会構造」のことを指す<sup>6</sup>。ここでは、その「遊廓社会」の基本的な構造を踏まえた上で、全国各地における「遊廓社会」の多様な事例を掘り起こし、具体的に分析を行うこと、そしてそれぞれの特徴をあぶり出し、比較・類型化をすすめることが課題になっている。それをうけて本康宏史は、軍都・金沢を事例に軍隊と遊廓の関係について考察を行っている<sup>7</sup>。

しかしそういった遊廓社会論にジェンダー論的な視点から疑問を投げかける動きもある。横山百合子は、遊廓社会論に対して「ジェンダー視点の欠如という根本的問題点」があることを指摘した<sup>8</sup>。横山は、明治5（1872）年の芸娼妓解

---

<sup>3</sup>藤目ゆき『性の歴史学-公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版、1997年

<sup>4</sup>藤野豊『性の国家管理-売買春の近現代史』不二出版、2001年

<sup>5</sup>塚田孝『身分制社会と市民社会』柏書房、1992年

<sup>6</sup>佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館、2013年

<sup>7</sup>本康宏史「『軍都』金沢と遊廓社会」『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館、2013年

<sup>8</sup>横山百合子「19世紀と遊廓社会における地域ヘゲモニーの再編-女髪結・遊女の生存と〈解放〉をめぐって」『歴史学研究』885号、2011年10月、同著「新吉原における『遊廓社会』と遊女の歴史的な性格-寺社名目金貸付と北信豪農の関わりに着目して」

放令が出されたあとの東京の遊女の「動き」に着目し、それが近代公娼制の形成過程に影響を与えたという考察も行っており<sup>9</sup>、「歴史的主体としての遊女」という視座を持つことの重要性を示している。それをうけて佐賀朝は、遊廓社会史を描くにあたって、「社会構造論と女性史・ジェンダー視点の統合が必要である」と述べている<sup>10</sup>。

一方、娼妓の生活焦点をあて研究を行ったものとしては、斎藤俊江による長野県の飯田遊廓における娼妓の生活実態についての論文がある<sup>11</sup>。そこでは飯田遊廓の一次史料である大正期の「計算帳」の分析が行われ、娼妓が稼業を続ける中で、娼妓の借金額がどんどんふくれあがっていく様子が明らかにされている。娼妓の生活がいかに金銭的に厳しいものだったのかわかる。

しかし、そのような厳しい状況の中でも、「自由」を求めて動きを起こす娼妓たちもいた。先に取り上げた横山の研究だけでなく、近年では、山家悠平によって、娼妓が起こした自由廃業運動や待遇改善を求めてのストライキなどに焦点をあてた研究が行われている<sup>12</sup>。山家の研究においては、当時の新聞記事にみられる娼妓のささいな日常に着目し、その当時の娼妓たちの思いを汲みとろうとする取り組みがなされている。同じように娼妓の生活すなわち人生に寄り添い、娼妓の日常をあぶり出すことを試みた研究としては、山崎朋子の『サンダカン八番娼館 底辺女性史序章』が挙げられる<sup>13</sup>。山崎は、元「からゆきさん」の女性と数週間生活を共にしながら聞き取り調査を行った。山崎が示した、人としての関わりを大切にし、葛藤を抱きながらも研究に真摯に向かい合う姿勢は、筆者が今後も遊廓研究を続けて行く上で参考にしたいと思っている。

最後に、地方史における遊廓研究の状況についても触れておく。久留米市編纂の『久留米市誌』および久留米市編纂委員会編纂の『久留米市史』ともに遊廓についての記述は概説的に触れられているのみである。一方、1970年代から全国各地においてまとめられはじめた地域女性史においては、遊廓で働いていた娼妓に焦点をあてたものもある。福岡県内で例を挙げると、森崎和江による『買春

---

『部落問題研究』209号、2014年7月

<sup>9</sup>横山百合子「芸娼妓解放令と遊女-新吉原「かしく」一件史料の紹介をかねて-」『東京大学日本史研究室紀要 別冊 近世社会史論叢』2013年

<sup>10</sup>佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館、2013年

<sup>11</sup>斎藤俊江「飯田遊廓と娼妓の生活」『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館、2013年

<sup>12</sup>山家悠平『遊廓のストライキ 女性たちの二十世紀・序説』共和国、2016年

<sup>13</sup>山崎朋子『サンダカン八番娼館 底辺女性史序章』筑摩書房、1972年

王国の女たち』がある<sup>14</sup>。そこでは、明治期から戦後までの福岡県における遊廓をめぐり歴史が緻密かつダイナミックに描かれている。ただし出典の明記がないために事実確認することができない部分がある点が残念である。福岡県女性史編さん委員会によってまとめられた『光をかざす女たち-福岡県女性のあゆみ-』および『新聞にみる福岡県女性のあゆみ-明治・大正編-』も、福岡県における遊廓の歴史を概観する上では参考になる資料である<sup>15</sup>。しかし、それらにおいても、久留米市の遊廓についての記述は極めて少ない。このように久留米市における遊廓の実態および歴史について正確にまとめられた資料が皆無であるという点で、本論は、地域史および地域女性史にも貢献することができると考えている。

#### 4. 本論の構成

本論文は、Ⅰ部「久留米市における遊廓の歴史」とⅡ部「娼妓の生活」の2部構成にする。Ⅰ部は第1章～第3章、Ⅱ部は第4章～第6章とする。

第1章「明治初期における近代公娼制の確立」では、久留米において近代公娼制がどのように確立されていくのかについて、実際に出された「貸座敷等規則」と「娼妓規則」に注目し、考察を行っていく。そして近代公娼制の特徴について明らかにする。

第2章「明治・大正期における桜町遊廓：その成立と背景」では、まず「Ⅰ. 久留米に遊廓ができるまで」において、久留米市における遊廓設置をめぐり動きに着目し、そこでなぜ町々が激しい遊廓設置運動を繰り広げたのかについて考察を行う。「Ⅱ. 軍隊と遊廓」においては、桜町遊廓の成立および発展と軍隊の関係について考察を行う。そして『軍人娼妓所得金日記帳』や『福岡日日新聞』の記事を参照し、軍人の遊廓利用の可能性について言及する。

第3章「大正・昭和期の戦時下における遊廓の役割」では、昭和初期における公認遊廓の衰退に焦点をあて、まず「Ⅰ. 特殊飲食店の隆盛」において、なぜ公認遊廓が衰退していったのかについてを特殊飲食店との対比から明らかにする。

「Ⅱ. 戦時下における遊廓の役割」においては、戦時体制の強化の影響で、縮小されていく風俗業界に着目し、戦時下において、公認遊廓や特殊飲食店がどのよ

---

<sup>14</sup>森崎和江『買春王国の女たち』（宝島社、1993年）

<sup>15</sup>福岡県女性史編纂委員会『光をかざす女たち-福岡県女性のあゆみ-』（福岡県、1993年）および同著『新聞にみる福岡県女性のあゆみ-明治・大正編-』（福岡県、1993年）

うな役割を果たしていたのか、そこで働く女性たちがどのような暮らしをしていたのか考察を行う。また女性たちが取り組んでいた銃後活動にも注目する。

第4章「遊廓の仕組み」では、まず『全国遊廓案内』を参照し、桜町遊廓における遊興システムを確認する。そして桜町遊廓を構成していた建物や施設、遊廓をめぐる人々といった遊廓の構成要素に着目し、どのようにして桜町遊廓が成り立っていたのかについて考察を行う。

第5章「『娼妓所得金日記帳』にみる娼妓の生活」では、まず「Ⅰ. 娼妓の稼業状況」において、『娼妓所得金日記帳』に記載された娼妓の情報から、娼妓の出身地や年齢に着目し、久留米市の遊廓にどのような女性が集められていたのかということをはっきりさせる。また、娼妓稼業をはじめるとして重要な取り決めであった前借金や稼業年数にも着目し、娼妓稼業の傾向について考察を行うことにする。「Ⅱ. 娼妓の生活」においては、『娼妓所得金日記帳』の中から「小菊」と「かる多」という娼妓の記録を例にとり、娼妓の生活実態にせまる。その後、娼妓の廃業時の動向と総稼ぎ高に着目し、それらを踏まえた上で、遊廓の経営実態がどのようなものだったのかを明らかにする。

第6章「自由」を求めた娼妓たち」では、自由廃業運動や待遇改善を求めてのストライキなど、自らの生活を少しでもよいものにするために、自主的な動きを見せた娼妓たちにスポットをあてる。そしてそういった運動や動きが桜町遊廓でも行われていたのかについて考察を行う。

なお本稿では、叙述上用語については以下のように判断する。

一. 遊廓については近代以降「貸座敷」という呼称が使用されていた。資料や文献などを引用する場合は「貸座敷」とするが基本的には「遊廓」と総称するようにする。

一. 遊廓に準ずる場所として取り上げる「特殊飲食店」については「特殊料理屋」久留米市に限った場合では「料理屋」などと呼称されるが、資料や当時の文献などを引用する場合以外は「特殊飲食店」に統一する。

一. 遊廓や遊廓に準ずる場所、また料亭等で働く女性たちの呼称については、それぞれ娼妓、酌婦、芸妓など基本的に当時のままの呼称を使用することにする。

一. 性病については、かつては「花柳病」、現在では「性感染症」という呼称が使用されているが、資料や文献の引用以外では、「性病」に統一するようにする。

## 第1章 明治初期における近代公娼制の確立

本章では、久留米<sup>16</sup>において近代公娼制がどのように確立されていくかについて、明治初期に出された「貸座敷取締規則」「娼妓取締規則」をはじめとする取締規則に注目し、考察を行っていく。そして、地方の一都市における近代公娼制の特徴について明らかにする。

### 1. 「娼妓解放令」と遊廓

遊廓は、男性に対する、性的サービス（売春）を仕事とした女性を集めた店の集まりのことである。それらの女性は、遊女、売春婦、娼妓などと呼ばれていた<sup>17</sup>。遊廓は、まちの中の治安維持、性病予防などの管理を行う目的で、一カ所に集められる形で存在していた<sup>18</sup>。遊廓といえば、江戸時代においては、江戸の吉原遊廓、京都の島原遊廓、長崎の丸山遊廓などが知られているが、遊廓は、大都市だけでなく地方の小都市にも存在するなど、全国各地で営業が行われていた。

近世の遊廓における娼妓たちの多くは人身売買によって身売りされ、借金のかたに体を売る形で働かされていた。自由もなく囲われた廓の中に閉じ込められ客をとらされる彼女たちはまるで籠の鳥であった。しかし、明治時代に入ると、かすかにその状況は動いていく。

明治新政府は、新たな国家モデルをつくりあげていく中で、文化や国民生活の近代化を促進させるために、西欧諸国の近代思想や生活様式を積極的に取り入れようとした。そこで「開化」政策の一環として、娼妓たちの人身売買問題についてどのように対処するかについても検討が行われるようになった。そんな中

---

<sup>16</sup>第1章で取り上げる時代は明治初期であるが、そのころ久留米は、まだ市として成立していないので、「久留米」という表記にしている。

<sup>17</sup>明治以降は一定の名称を持たなかった公娼のことを統一し基本的には娼妓と表すようになった（官制用語）。

<sup>18</sup>『近代風俗と社会』（西山松之助著、吉川弘文館、1985年）によると、天正17

（1589）年、豊臣秀吉の許可を得て、秀吉の家来であった原三郎左右衛門という男が、京の万里小路二条の南にひらいた、「柳の馬場」（柳町）が、日本ではじめて誕生した遊廓であるといい、いわば遊廓の原型だとされている。その後、遊里が一定の空間的なまとまりを持ち始めるのは、秀吉が天下の全盛を誇った桃山年間から、徳川家康が幕府をひらく江戸初期とされている。江戸初期には、すでに京都大阪をはじめ、諸国の繁栄している場所に、遊廓が存在していた。

起こった明治5（1872）年のマリアルーズ号事件<sup>19</sup>を経て、政府は、同年10月に「芸娼妓解放令」が布告、これによって、人身売買・年季奉公が禁止され、娼妓の解放が発せられた<sup>20</sup>。しかしながら、娼妓稼業は、地方長官の権限のもと、「貸座敷制」という形式によって、存続していく。貸座敷とは、経営者が娼妓に座敷を貸すという建前で営業される店のことで、そこで娼妓たちは、人身売買的な年季奉公ではなく、あくまでも自営、「自由意志」という建前で売春営業を行うという形がとらされた。そして娼妓、貸座敷経営者ともに免許鑑札が与えられ、両者から税金をとって府県がその営業を認めるという枠組みが決められた。また娼妓には、黴毒検査が義務づけられた。これが近代公娼制のはじまりであった。

娼妓解放令が出された直後新たな公娼制が始まる、というこの矛盾したかのような動きについては、多くの先行研究が存在している。例えば女性史の分野では、ひろたまさきが「文明開化と女性解放」において、政府が解放令を出したにもかかわらず、「自由意志」という建前で娼妓の存続を認めたのには、政府が娼妓について、「社会秩序を維持するための存在」とみなしていたからだとし、解放令後は「男性の性的欲望の放恣を保証するところの体制」として公娼制度が出発したと論じている<sup>21</sup>。

ただし、ひろたは解放令について、政府の意図や実態はともかく、「文明的観念としての男女平等の意識から出た開化政策の1つ」として女性解放の手がかりを与えるものになったと評価してもいる<sup>22</sup>。この点については、近年佐賀朝も「芸娼妓解放令を経て「自売」営業の娼妓と位置づけられたことで、（中略）「自由」な労働力の主体となった」として、「その後のたたかひの一步」となったという点で重要な意味を持つと言う<sup>23</sup>。

その一方で、早川紀代は、東京府を中心に近代公娼制度の成立過程に着目し、公娼制度は風俗を矯正するために必要であるが、国が認めては「外国への体面上」よくないので、あくまでも娼妓の自由意志という形で容認し、取締りについ

---

<sup>19</sup> 明治5（1872）年に横浜に停泊したペルー船マリア・ルーズ号にいた清国人の解放を巡って起こった日本とペルーの紛争事件。日本は新黒人を解放するよう宣言したが裁判の過程で、日本で行われている芸娼妓契約も奴隷契約なのではないかという批判を浴びた。

<sup>20</sup> 「娼妓・芸妓等年季奉公人一切解放可致」（太政官布告第295号）

<sup>21</sup> 女性史総合研究会編『日本女性史』第4巻、東京大学出版会、1994年

<sup>22</sup> 女性史総合研究会編『日本女性史』第4巻、東京大学出版会、1994年

<sup>23</sup> 佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館、2013年

ては地方長官に担当させたのではないかという考察を行い、近代公娼制について「個人の主体性のみせかけの設定と国際関係への拘泥の組み合わせ」と表現している<sup>24</sup>。そして、娼妓の公認制と監督、取締等を地方行政に担当させ、政府が直接の関与を避けたということに、近代公娼制度成立期の特色があるとしている。

その点について横山百合子は、近代公娼制度の成立について、芸娼妓解放令が地域社会にどのような影響を与えたのか、具体的に遊女の「動き」に注目し考察を行っている<sup>25</sup>。人見佐知子も、近代公娼制のあり方について、東京府における具体的な例を参考に、いわゆる「府県委任体制」が近世期までの身分的統治からの脱却の意味でもすすめられたのではないかということ、しかし遊廓においては、地方長官による運営・統制はうまく立ち行かず、遊廓社会内部の業者たちそれぞれの利害をどのように調整し統制するかが問題となっていくことを指摘している<sup>26</sup>。そこで人見は、近代公娼制の考察については、「国家と娼妓の関係にとどまらず、両者を介在するさまざまなレベルの社会集団との関係の解明が不可欠である」としている。このように、近代公娼制の成立をめぐることは、地域の実態を踏まえながら、国家と地域社会とのぶつかり合いの中で、さまざまな試行錯誤を持って立ち現れてくることを明らかにすることが重要視されているように思われる。

近代公娼制のはじまりについて考察を行うことは近代遊廓の成立や発展をみて行く際の根底の部分において、とても重要な意味を持つ。そこで筆者も、本章において、横山や人見にならって、近代公娼制が地方都市においてはどのように確立されていくのか、という点に焦点をあてたいと考える。具体的には、実際に施行された取締規則を参照しながら、久留米における近代公娼制の成立過程に着目し、そこからどういった特徴を読みとることができるのかをみていきたいと思う。

## 2. 久留米における近代的公娼制の確立

---

<sup>24</sup>早川紀代『近代天皇制国家とジェンダー』青木書店、1998年

<sup>25</sup>横山百合子「19世紀都市社会における地域ヘゲモニーの再編-女髪結・遊女の生存と〈解放〉をめぐる」(『歴史学研究』885号、2011年)、同「芸娼妓解放令と遊女-新吉原「かしく」一件史料の紹介をかねて-」『東京大学日本史研究室紀要 別冊 近世社会史論叢』2013年

<sup>26</sup>人見佐知子「公娼制度の近代転換期」(『部落問題研究』209号、2014年)

近代初期の福岡県は、小倉県、福岡県、三潞県の3県にわかれていた。久留米がその当時所属していた三潞県でも、娼妓解放令が出された1年後である明治6（1873）年、「遊女芸妓俳優者規則」「遊女貸座敷規則」が出されている。「遊女芸妓俳優者規則」では「父兄廢篤疾ニテ難渋ニ付、自ラ遊女トナリテ父母ヲ養ハント願フ者」を「詮議」の上、遊女稼業を認可することが決められており（第一条）<sup>27</sup>、「自ラ」という言葉に「自由意志」での営業という印象づけがなされているように思われる。「遊女貸座敷規則」では、遊女および貸座敷経営者は鑑札を受け取ること（第一条）、税金を毎月区長に納めること（第二条）などが決められている。ちなみに、そのとき三潞県内での遊女の営業は若津港のみに限定されていた。

久留米においてはじめて遊廓が貸座敷という形で公に認められるようになるのは、明治9（1876）年4月に出された「貸座敷等諸規則」によってである。これによって、久留米の「瀬ノ下町ノ内字上濱・下濱ノ両町」に貸座敷営業が認められることになった<sup>28</sup>。瀬ノ下町（現・瀬下町）は、筑後川河口にある町で、当時港が置かれ、人および物資の出入りが盛んな土地であった。船主や船頭、荷揚げ関係者など、多くの港湾関係者も住んでいた。また水天宮を中心とした祭事も盛んな土地でもあったため、もともと賑わう町であった。

この「貸座敷諸規則」は「貸座敷規則」「娼妓規則」「娼妓黴毒検査規則」からなる。

「貸座敷規則」では、まず営業場所（第一条）と経営者は戸長の奥書・捺印をもって願い出て、「詮議」の上、鑑札が渡されることが示されている（第二条）。そして、経営者は営業を行う上で、娼妓解放令の趣意を守ること（第三条）や張り見世の禁止（第五条）、貸座敷はなるべく清潔にして健康に害なきよう注意すること（第十一条）、娼妓が正業に転職あるいは廃業しようとするときは決して邪魔しないこと（第十三条）など、娼妓の人権を保護するようにつとめることがすすめられている。しかしその一方で、娼妓をみだりに区域外に出さないようにすること、止むを得ない場合は必ず付添人をつめること（第十二条）など、娼妓

<sup>27</sup> 「遊女芸妓俳優者規則」第一条（『三潞県布達』明治6（1873）年）

<sup>28</sup> 「貸座敷等諸規則甲第二百五十七号 今般詮議之次第有之、第一大区一小区瀬ノ下町ノ内字上濱・下濱ノ両町へ貸座敷営業差許候（中略）明治九年四月廿五日」（『三潞県布達』明治9（1876）年）ちなみにこのころ福岡県において貸座敷が認められていた（明治8（1874）年時）のは、博多柳町、粕屋郡堅粕村水茶屋、遠賀郡芦屋村、同若松村、筑紫郡幸府村であった。

の外出などといった自由を認めない項目もあった。

また、娼妓の価値をあらかじめ第四課<sup>29</sup>に届け出ること（第四条）や娼妓の契約条件は必ず調印の前に警部の検閲を受けること（第六条）、娼妓が契約に背く、あるいは教示に従わない場合は警察出張所へ訴え出ること（第八条）など、ここから、この時点で娼妓を警察の目のもと、管理下に置くことが決められているようにもとることができる。

その一方で、経営者の間に月行司を設け、毎月交代で、黴毒検査所の雑務、職業上の取締を行うこと（第十五条）など、経営者同士が結束し遊廓管理を行うこともすすめられていたことがわかる。

次に、「娼妓規則」をみってみる。「娼妓規則」では、まず第一条において、「娼妓営業ヲ出願する者ハ他ニ職業ナクシテ、生活ノ道ナキ者ニ限ル可キ事」とあり、明治6（1873）年に出された「遊女芸妓俳優者規則」と比べると、「父兄」の文言が消えており、家庭の事情ではなくても、自分の自由意志で、娼妓の道を選択することができることが示唆されているように思われる。ただし、ここからは娼妓が、「他に仕事がない」「生活の道がない」といったような追いつめられた状況の女性が就く職業であったということも読みとることができる。

そのほか娼妓になる条件として、娼妓営業を出願する者は戸長の奥書・捺印を持って願い出ること（第二条）、15歳以上であること（第二条）があった。

働くのはあくまでも「自由意志」だとしても、稼業中の自由は許されなかった。貸座敷免許地の区域外に住むことやみだりに区域外を徘徊しないこと（第五条）、止むを得ず外出するときは付添人をつけること（第五条）が決められ、遊廓の外へ自由に出ることは禁止された。

病気になったときの対処や病気の予防法について、病気になった場合は経営者に申し出て、医者の治療を受けること（第八条）、自他の健康を保つため、身体及び臥具は最も清潔にすること（第九条）、黴毒等の発症を秘匿し客と交際しないこと（第九条）などが決められた。

そのほか、娼妓の正業に就くことを希望したときに経営者が邪魔する場合は第四課に訴え出ること（第十一条）、現在の貸座敷を去り、他の貸座敷に移るときに経営者が拒んだり苛刻な取り扱いをしたときは、警察出張所に訴え出ること（第十二条）が決められるなど、娼妓の意志を守る姿勢が示されるとともに、さきの「貸座敷諸規則」同様、娼妓の取締においても警察の影響力がうかがえる。

---

<sup>29</sup> 第四課とは当該地域の警察署を指す。

次に「娼妓黴毒検査規則」では、まず貸座敷を営む地において黴毒検査所を設けること、その検査所で、毎週土曜日に検査を行うこと（第一条）が提示されている。また、検査は、他院から出張してきた医者によって（第一条）、午前8時半と昼の12時半に分けて行われていたこと（第三条）がわかる。

第四条からは、検査の流れを知ることができる。まず各娼妓には、氏名と住所が記された検査札が付与されることになっており、これを検査所に持参し、検査してもらう。この検査札において、黴毒が認められなかった者には検査医の印が押され、黴毒が認められた者には、入院の印が押される。黴毒が認められた者は、県下の公立病院に送られ、治療が行われることになっていた。

このことから、営業区域内に検査所はあるが、そこに医者が常駐しているわけではないこと、また治療のためには公立病院に送られるということから、医療行為を行う事ができる施設・設備が整っていないことがわかる。黴毒検査が義務づけられていても、実際問題として、娼妓の健康を守るためのシステムは整っていなかったことがわかる。

そのほか、黴毒に罹患した娼妓が病院に送られる際には、月行司が病院に送迎すること、また検査中は女性の付添人が同行すること（第八条）も決められている。これは、娼妓が病院に行く間に逃亡することを防ぐ目的があったと思われる。このように、娼妓の自由は認められていなかった。

さて、明治9（1876）年8月、三瀨県は廃止され、久留米は福岡県下に併合される。そして、明治9（1876）年9月に、娼妓取締りは、警視庁と地方長官の権限とされることが決められた。

そこで、明治9（1876）年12月に、あらたに「芸娼妓規則」「貸座敷規則」が公布され、三瀨県併合後の方針が統一された。芸妓および娼妓の営業区域は、博多柳町、堅粕村水茶屋、芦屋村、若松村、宰府村、若津浦、松崎村の7カ所となった。博多柳町、粕屋郡堅粕村水茶屋、遠賀郡芦屋村、同若松村、筑紫郡宰府村については明治8（1875）年に出された福岡県布達を、若津浦についても明治6（1873）年に出された三瀨県布達において決められた許可地を引き継ぐ形となっており、変わったことは、久留米が消え、新たに松崎村が加わっていることである。三瀨県時代には娼妓の営業が認められた久留米（瀬ノ下町）であったが、福岡県に併合されてからは、営業許可地から外されたことがわかる。つまり、瀬ノ下町の貸座敷営業は、明治9（1876）年4月から12月までの短期間で、いったん姿を消すことになった。

公に貸座敷を営業することが認められなくなった久留米であったが、売買春はなくなるわけではなかった。むしろ、これまでよりも、売春の場が必要とされたとも考えられる。その背景にあるものが、西南戦争である。

西南戦争は、明治10(1877)年に起こった、西郷隆盛を中心とする、明治政府に対する鹿児島士族の反乱であるが、それに伴い、日本各地において軍人たちの移動があったため、各地の港がにぎわった。その当時栄えていた港として、若松、若津などが挙げられるが、ほかに筑後川沿いの久留米の瀬ノ下町もあった。

港には軍人たちが多く集まり、必然的に売春の場も必要とされた。特に久留米には西南戦争の際、政府軍の前線基地が置かれたため、相当数の人の動きがあったと考えられる。当時の『筑紫新聞』が、西南戦争によって、各地の港が栄える様子を伝えている<sup>30</sup>。若松は「西郷隆盛九州のえびす、いくさするする金をまく」と繁昌し、若津でも、「肥後のノスカイ肥前のオッタボ集り来り上働大いに騰貴」した。さらには瀬ノ下でも、「百余名のオッタボ集まり宿の二階も踏みおちんばかり」の繁昌があったという記述がある<sup>31</sup>。「オッタボ」とは私娼のことで、この「宿の二階」というのは元貸座敷の建物であったのではないかと思われる。瀬ノ下町は、貸座敷営業が認められなくなってから約1年しかたっておらず、元貸座敷の建物は残っていたはずであるし、行政上は認められていないものの、そこに売春のシステムが引き続き残されていた可能性も十分に考えられる。

ちなみに、久留米は「三シャのまち」と言われるが、この通称も、西南戦争の前線基地となった際、負傷した軍人を手当てするために医者、遊ばせるために芸者、市内の要所を移動するために人力車が必要であったため、それらの数が増えたことに由来する。西南戦争による人の動きによって、いかに当時の久留米が賑わっていたかがわかる。

### 3. 新たな公娼制の確立：遊廓の管理体制の強化

明治11(1878)年の7月、福岡県会が発足する。その後、県会において芸娼妓関係の問題については積極的に協議されるようになった<sup>32</sup>。

明治15(1882)年10月19日には、あらたに福岡県布達第76号「貸座敷規則」「娼妓規則」が公布された。また、明治16(1883)年3月16日には福岡県

<sup>30</sup>『筑紫新聞』は1877年に創刊された新聞で、福岡日日新聞(現・西日本新聞)の前身。

<sup>31</sup>『筑紫新聞』明治10(1877)年4月19日付

<sup>32</sup>明治11(1878)年にも「貸座敷並芸娼妓規則」が出されている。

布達第 19 号「芸妓営業取締規則」が公布された。久留米は貸座敷営業免許地として求められてはいないが、芸妓営業許可地には選ばれている<sup>33</sup>。ここでは、娼妓鑑札を受け取れば、芸妓でも娼妓を兼務することができるようになった。そのため久留米においてもそういった二枚鑑札の芸妓が存在していたのではないかと推察することもできる。

この新しく出された「貸座敷規則」では、まず営業場所（第一条）と経営者は戸長の押印を以て所轄警察署へ出願し、免許鑑札を受けること（第二条）、毎月 3 円の賦金をおさめること（第三条）が示されている。そして、娼妓の揚げ代は予め所轄警察署に届け出ること（第六条）、娼妓の揚げ代は必ず店頭に掲げること（第七条）、張り店を禁じること（第八条）、客帳を調製し遊客あるごとに住所、身分、職業、姓名、年齢などを詳記し置き、翌日正午までに所轄警察署または分署に届け出ること（第十二条）などといったことが決められている。これらに違反した者は、免許鑑札を取り上げられ、30 円以内の罰金、もしくは 6 ヶ月以内の苦使に処された（第十三条）。

このほか、経営者向けに「貸座敷心得」という附則もあるが、ここでは、免許地に「元締」を置き警察官の命令を承け、営業の取締や懲毒検査の雑務、賦金の徴収を担当させることがすすめられている。

参考までに明治 9（1876）年に出された「貸座敷規則」と比べてみると、賦金が 3 円と設定されたことのほか、揚げ代を必ず店頭に掲げること、そして免許鑑札を所轄警察署にて受け取ることや、客帳を調製し、警察署に届け出ることなどが新しく規定されていることがわかる。また、遊廓の管理が月行司による交代制で行われていたのに対し、警察官の命令を受けた「元締」によって行われることになっているのも以前と変わった点である。明治 9（1876）年時に出された「貸座敷諸規則」においても、遊廓の管理体制において警察の関与がうかがえたが、より警察による管理の目が強くなっているように思われる。

「娼妓規則」においてはどうか。このときの「娼妓規則」でも、まず、娼妓は親族 2 人以上の連印と戸長の押印を持って、所轄警察署に出願し、免許鑑札を受けること（第一条）が定められており、警察署にて娼妓稼業の許可を受けることになっている。また、その際懲毒検査に加え、身体検査を受けることも義務づけられた（第一条）。稼業開始年齢は、16 歳に引き上げになった（第一条）。

---

<sup>33</sup> それが久留米のどのあたりであったのか、記録が残されていないためわからない。かつて貸座敷免許地であった瀬ノ下町か、あるいは、後に新券紺券が有名になる新町、紺屋町の可能性も考えられる。

そして、注目すべき点としては、娼妓稼業を開始する月の月末から毎月2円の賦金を納めること（第二条）、娼妓稼業は24ヶ月以内に限ること（第三条）などが新たに決められているところである。その他、娼妓は貸座敷内に居住すること（第八条）、そして娼妓が貸座敷の外に出ることは、ここでも禁止された（第九条）<sup>34</sup>。明治9（1876）年に出された規則と同様、娼妓の自由が制限されている一方、娼妓稼業を24ヶ月以内に限るという取り決めは、娼妓の負担を軽くしようとしているとも見ることができる。これについては、森崎和江も「娼妓という身分を固定させないようにするためであった」と述べているが<sup>35</sup>、娼妓稼業に一度踏み入れてしまうとなかなか抜け出すのは難しく、2年で娼妓稼業を廃業し、正業につくことができたのかどうかについては疑問に思われる。こういった規則が本当に活用されていたのかについても、検討を行う必要があるだろう。

#### 4. 久留米における近代公娼制の特徴

久留米における近代公娼制の成立過程について明確にするために、あらためて、明治9（1876）年に出された「貸座敷等諸規則」「娼妓規則」と明治15（1882）年に出された「貸座敷等諸規則」「娼妓規則」の2つを整理し、比較検討してみると、どちらにおいても、①貸座敷営業地の限定、②公権力による公認、③警察の介入、④経営者の組織化、⑤娼妓の管理、などがすすめられていることがわかる。

①については、出された年代によって、営業場所が違っており、その選定にどのような流れがあったのかは不明であるが、一度認可をうけても、継続的に認可を得ることができないことがわかる。

②については、営業の認可においてどちらも公権力による公認ではあるが、明治9（1876）年時には戸長より免許鑑札を受けていたのが、明治15（1882）年には所轄警察署において受けることになっていることがわかる。また明治15（1882）年時には、経営者および娼妓どちらも賦金をおさめることになっている。

③については、娼妓の契約や営業時において警察による監督の目があったということであるが、その力が明治9（1876）年時と比べて明治15（1882）年時

---

<sup>34</sup> 止むを得ない理由があるときは元締署に出願し許可を受ければ、外出証を持って出かけることはできた。ただし4月から9月までは朝8時から午後6時まで。10月より3月までは朝9時より午後4時までの間という時間制限が設けられた。

<sup>35</sup> 森崎和江『買春王国の女たち 娼婦と産婦による近代史』宝島社、1993年

のほうが、大きくなっていることが言える。免許鑑札の件のほかにも、経営者が客帳を調整し、警察に届けることになった。

④については、遊廓の管理が毎月交代の「月行司」から、「元締」という職を置くことになっており、経営者の間で組織団体が形成されるようになったということが言えるように思う。また「元締」は、警察の命令を承ける立場であったようなので、経営者の間における遊廓管理においても警察の介入を見届けることができるように思う。

⑤については、まず、娼妓に梅毒検査を義務づけていることが挙げられるが、それは娼妓の健康を守るためというよりも、客の健康を守るため、社会に梅毒を蔓延させないための義務づけのように思われる。また、遊廓営業地に梅毒検査所はあっても、医療行為を行うことができる施設・設備は整っておらず、そういった点からも、娼妓の身体が軽んじられていたのではないかと推察することができる。このほか、娼妓は外出も認められていなかったが、それは娼妓が逃亡するのを防ぐためであったと思われる。このように、娼妓は公権力によって管理がなされていたことがわかる。

2つの「貸座敷諸規則」「娼妓規則」を比較検討する中で見えてきた、以上の5点を、ひとまず、明治初期の久留米における近代公娼制の特徴とみなすことにする。特筆すべき特徴としては、時代が下るにつれ、遊廓の管理において、経営者の組織化がすすめられるが、警察の介入、監視が強くなったことが挙げられるように思う。この点については、佐賀朝も、解放令後、府県委任体制のもと、明治10年前後までには各地において多様な統制政策がみられたが、明治10年代には警察指導の統制が一般化し、遊廓業者組合も、警察行政への従属的性格を強めたと概括している<sup>36</sup>。

明治期に誕生し、後に繁栄を迎える久留米の遊廓は、以上の点をベースに形成されていく。近代公娼制が、国家が「体面上」表立って関与しないという形をとったことからはじまったということを念頭に置きつつ、経営者の組織化や警察の介入、監視といった管理体制が、久留米の遊廓をどのように運営させていくのか、そして娼妓の生活にどのように影響を与えていくのか、規則が本当に活用されていたのかということを含め後の章で検討していきたいと思う。

---

<sup>36</sup> 佐賀朝「シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ 序文」(佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館、2014年)

## 第2章 明治・大正期における桜町遊廓：その成立と発展

第1章では、近代初期の遊廓について取り上げたが、第2章においては、久留米市において、明治期に「新しく」つくられた桜町遊廓に焦点をあて、成立と発展についてみていくことにする。近代初期に営業がみとめられた遊廓は、例えば新柳町や若津港、一瞬営業が認められた瀬ノ下町にしてもそうであるように、もともと栄えていた場所に認可が下りる形である場合が多かった。しかし明治中頃になると、都市形成や地域開発と連動し、地方都市において、遊廓は「新設」されていく。久留米市の桜町遊廓も含め、明治中頃から新設される遊廓の設置背景には1つの特徴があった。それは、都市における軍隊の存在と遊廓設置の関係である。ここからは、久留米市の桜町遊廓の成立と発展についてとり上げ、軍隊と遊廓の関係についてみていくことにする。

### I 久留米市に遊廓ができるまで

#### 1. 遊廓が設けられる基準

軍隊と遊廓-これが、久留米市における遊廓設置の流れにおいて注目すべき点である。明治中期になると、殖産興業および富国強兵のスローガンのもと近代的な国家づくりのために、日本各地において工場や炭鉱、そして軍隊関連施設などがつくられた。そのような男性労働者の集中する地の周辺に、遊廓は新設されていった。

しかしながら、遊廓は、人口が集まる場所であればどこでも設置を認められていたというわけではなく、政府によって営業が許可された地でないと設置および営業を行うことができなかった。

では、この時期の遊廓新設については、具体的にはどのような地が選ばれたのであろうか。ここで、その遊廓を設ける際の基準として、明治33(1900)年に内務省警保局長が出した『貸座敷免許地標準内規』を紹介したい<sup>37</sup>。この内規には、どういった場所やどういった場合に遊廓を置いていいのかという条件が記されている。それによると、「戸数二千戸、人口一万人以上の市街地であること」が第一条件になっている。注目したいのは、この条件に附属している但し書きである。その但し書きには「兵営諸営地・船着き場その他と特別の事情あるものは

---

<sup>37</sup> 「貸座敷免許地標準内規」『内務大臣決裁書類』、1900年 ※JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A0503240590 より

この限りにあらず」と記されており、仮に人口1万人以下と小都市でも、兵營が設置されていれば、免許地に認定されるということがわかる。ここから、明治中期の遊廓設置にあたっては、特に軍隊の存在が大きく意識されていたということがわかる。そしてそこには、軍隊には遊廓が必要であるといったような当時の通念を読みとることができるようにも思う。

ここで、なぜ軍隊所在地のそばに遊廓がつくられていったのかという点について整理しておきたい。まず、遊廓が置かれる地域側の視点からいうと、遊廓が設置されることによって風俗が乱される可能性があるとしても、客が集まり、その地が繁栄することができるという期待が大きかった。あとで詳しくみていくが、実際に久留米市においては、そういった期待のもとに、熱心な設置運動が起きている。また県公認の遊廓は、遊廓経営者と娼妓に免許鑑札を与え、両者に税金を納めてもらうことになっていたため、遊廓の売り上げが上がれば上がるほど地方の財政も潤うという仕組みになっていた。こういったことから多大な経済効果を生み出す装置として遊廓を捉える一面もあったことが読みとれる。

他方、軍隊側からの視点でみると、軍隊が遊廓を必要とした背景には、軍隊内における性病対策が必要であったということが挙げられる。軍隊内における傷病の中で軍人の入院患者の比率が高い病気の1つに性病が挙げられるほど、軍人の性病患者数が多かった<sup>38</sup>。性病患者の治療日数は約1ヶ月かかるため、その間軍務から離れることになり、軍事力が低下することになる。つまり軍事力を維持するためには、そういった性病を防ぐ必要がある。そのため、娼妓に定期的な性病検査を課している公認の遊廓が求められたのである。この娼妓の定期的な性病検査も、娼妓の体の健康を守るためではなく、軍隊内および社会に性病が蔓延することを防ぐ目的が強かったと思われる。男性には性欲処理の場があって当然で、女性の性を犠牲にすることは問題ではない、とにかく性病が蔓延しなければよいという男性優先の考え方が読みとれる。

このように軍都における遊廓の設置を巡っては、地域側と軍隊側の思惑が一致し各地域にすすんでつくられていったということが言えるだろう。

## 2. 久留米市と遊廓設置問題

都市に軍隊が設置されることが決まった途端、その周辺部に遊廓が新設され

---

<sup>38</sup> 早川紀代編・解説『十五年戦争極秘資料集<補巻 1 6>陸軍に於ける花柳病陸軍に於ける花柳病』不二出版、2002年

るケースはもちろん久留米市に限ったことではない。日本各地の多くの都市において、軍隊の設置と遊廓の新設がセットのように誕生している。軍隊と遊廓については、松下孝昭によって類型化がなされているが、それによると、都市に軍隊が設置されることが決まった途端、その周辺部に遊廓が設置されるケースが多いということがわかる<sup>39</sup>。例えば、香川県の善通寺では明治 29（1896）年、第 11 師団の配備によって遊廓がつくられている。また同じ明治 29（1896）年長崎県大村においては歩兵第 46 連隊の移駐、また明治 40（1907）年宮崎県都城においては歩兵第 64 連隊の配備によって、それに伴い遊廓が設置されている。

しかしその中でも久留米市の遊廓設置には、特徴的な点があった。ここからは久留米市にどのようにして遊廓が設置されることになったのかという流れを紹介したい。

明治 22（1889）年 7 月、門司港と博多港が特別輸出港に指定された。九州鉄道が博多駅の筑後川対岸まで開通したのもこの年の年末である。また県下の石炭産出の増加とともに、労働人口が増加した。港や鉄道の開業によって人の往来が盛んになり、工事現場や炭鉱など労働人口が集中する場所では、密売淫も盛んとなっていた。

そのため各地において、新たな遊廓を設置するための動きが大きくなっていった。その一方で、キリスト教関係者や自由民権運動者、婦人解放運動者などが中心となった廃娼運動も根強くあった。当時、遊廓設置問題は、さまざまな人々にとって、とても大きな関心事であったのである。

久留米が市制を敷き、久留米市となつてはじめての年の市会で、もつとも激しく議論されたのが、この遊廓設置問題であった。明治 22（1889）年 12 月 16 日の市会において、遊廓設置の諮問案が出された<sup>40</sup>。概略は次の通りである。

本県においては本年県令をもって、貸座敷設置場所の区域等を指定される予定である。指定以外の場所に新設が認可されるのは容易ではないかもしれないが、土地の状況によっては認められるかもしれない。久留米市においては、筑後川改修工事や鉄道敷設のこともあり、日に日に盛運に向っており、今までとは状況が一変しようとしている。そのため、本市において貸座敷設置も認められるかもしれない。貸座敷は、道徳上考えれば醜猥なものであるが、利益も

<sup>39</sup>松下孝昭『軍隊を誘致せよ 陸海軍と都市形成』吉川弘文館、2013 年

<sup>40</sup>明治 22（1889）年 12 月 16 日の市会において市参事会が出した遊廓設置問題の諮問案。久留米市史編纂委員会『久留米市史』第 3 巻、久留米市、1985 年

多い。設置すれば、いくぶんか風儀を乱し、道徳を汚損するのは免れないかもしれない。しかし密売淫増殖の弊害を防ぎ、また客足を誘引し土地に繁栄をもたらす可能性もある。一利あれば一害あるのは、自然の道理である。

久留米市は、市制を施行したが各地方に比べると、面積人口及び商工の程度も劣等である。財政上困難な点もあるので、市の繁栄を図り市費の負担を安くして、独立自治につとめなければならない。そのためには、貸座敷設置も必要なことではないだろうか。願書進達副申の都合もあるので一応諮問する。

貸座敷は道徳上よくないものではあるが、客足を誘引し、市が繁栄する可能性を持っている。ここでは、道徳的な問題よりも、久留米市が近代化に向かって繁栄することに重きがおかれていることがわかる。

しかしながら、この諮問案について、教育者などを中心にたちまち反対運動が持ち上がった。市会に反対の建議書が提出されるだけでなく、市長や市参事、市会議員に直接意見を陳情する運動者もいた。

当時の『福岡日日新聞』は毎日のようにこの貸座敷設置問題を取り上げており、この問題の注目度の高さがうかがえる<sup>41</sup>。

その後市会が開かれ、可否を決定することとなった。そこでも設置論者と反対論者の双方が激しい議論を展開。双方がどちらも譲らず、結果は、設置を否とする者が9人、可とする者が8人、加わらなかった者が4人、そして欠席者が9人であった。設置否決の結果が出たとはいえ、1人の差で欠席者も多数であったということ、またこれは諮問案であって、決定ではないということから、この問題はその後尾を引くことになった。

明治26(1893)年、再び市会で取り上げられることになる。ここでも設置論者と反対論者の間で激しい議論が繰り広げられた。議論は数日にわたり、毎日数百人の傍聴者が訪れ、喧噪を増した。最終日には1,500人にも及ぶ傍聴者が訪れる中で、設置反対7人、設置賛成17人、欠席5人という結果で、前回の市会とは違って、設置賛成者が設置反対者を大きく上回ることとなった。

しかしながら、その結果を受け、市民の中での反対運動はますます盛んになり、反対運動者は米屋町に「非置娼同盟本部」を設置した。これに対し、賛成運動者も片原町に「非置娼圧倒本部」を設けるなど負けてはいなかった。しかし、

---

<sup>41</sup> 『福岡日日新聞』明治22(1889)年12月22日付、明治22(1889)年12月24日付、明治22(1889)年12月25日付、明治22(1889)年12月26日付

反対運動者は、久留米市内において 2,855 戸（全戸数の 64%とされる）から設置反対の署名を集め、市内 27 区中 21 区の区長からも設置反対の意見を集め県知事に陳情にいくなど、反対運動者のほうが、久留米市民の多くを味方につけたようだった。

その後、市参事会において、貸座敷設置を否決した。市会では、反対、賛成と意見が揺れ動いたものの、市民の激しい反対運動そして、市参事会での否決を受け、結果として、久留米市における貸座敷設置は当分困難になったかのようにみえた。

### 3. 桜町遊廓の誕生

しかし、明治 29（1896）年になって状況は一変する。

明治 6（1873）年に徴兵令が制定され、それに伴い、日本においては、近代国家としての本格的な徴兵制軍隊の建設が着手されていった。フランス、ドイツとともに三国干渉を行い極東進出の気配を強めていたロシアに対抗するため、陸海軍の軍備拡張を政策の重点に置くようになった。当時の政府もそして国民もこれを支持した。

このような軍備拡張の一環として、福岡県でも兵営の新設がすすめられ、新たな設置場所として久留米（筑後川川岸付近）が挙げられているという噂が流れ、久留米市民たちは、この好機を逃すべきでないとい兵舎の誘致を熱望した。それをうけて久留米市長は、地勢及び地価などを調査の上上京し、その関係当局に、久留米市に誘致してくれるよう陳情した。久留米市の他にも佐賀県が名乗りを挙げていることもあり、市長は再び上京し、約 4 万坪の営舎敷地の献納を申し出て、猛運動を展開、それが功を奏し、明治 29（1896）年、久留米市は軍の誘致に成功する。こうして、翌年の明治 30 年（1897 年）、当時の国分村（現・久留米市国分町）に歩兵第 48 連隊の兵舎が設置された。通称「久留米 48」の誕生であった。

兵営新設が決まったとたん動き出したのが、貸座敷設置問題である。市民の世論が貸座敷設置に傾き、設置論運動者は、反対論運動者の運動を押し切って、県に貸座敷の設置を請願した。当時の『福岡日日新聞』や『門司新報』をみると、久留米市内のさまざまな町が設置に名乗りを上げていたことがわかる。以下に 3 つの記事を取り上げる。

「久留米遊廓設置論 頃日旅団設置談と共に妓楼設置の論盛なり、場所の如き

も南薫町、蛭川町、櫛原町、小頭町、瀬下町、小松原町、三潞郡鳥飼村などといひ未だ設置のことさへ定まらずに競争の様あり南薫町と瀬下町は東西陣を張りて双方共に賛成の町多しと」<sup>42</sup>

「久留米妓楼設置に就いて 妓楼設置出願者、久留米各地より続出」<sup>43</sup>

「久留米遊廓設置の競願 同市への貸座敷設置の件は、設置論、非設置論あり。瀬ノ下町、京町、南薫町の出願人は、3カ所のうち何れにても設置の許可を得ようと協議し、昨日県庁へ陳情」<sup>44</sup>

このように市内および近郊のあらゆる町が名乗りをあげていることがわかるが、中でも驚くべきは、3つ目の記事にみられる、市内3町による「3カ所のうち何れにても設置の許可を得よう」とする動きである。市内に3カ所も公認遊廓を認めてもらおうとする動きは、遊廓設置を歓迎しているようにさえみてとれる。

このように、市会において一度設置賛成が可決されたことがあるとはいえ、市民の多くが設置反対であり、市内27区中21区の区長も反対の意思表示をしていたというのに、兵営新設が決まったとたん、町レベルでの積極的な貸座敷設置運動がすすめられたという事実は、興味深い動きである。

#### 4. 町が遊廓設置を競った理由

このようにさまざまな町が遊廓設置に名乗りを上げて、競い合っている様子がわかる。なぜ軍隊所在地のそばに遊廓がつくられていったのか、なぜ遊廓が必要とされたのか、という点について、本章の冒頭において、遊廓の利益をもたらす「地域の発展」（地域側の希望）と「性病対策」（軍隊側からの希望）、この2点を取り上げた。

ここからは、遊廓設置運動の際に、実際に出された「設置願」や『福岡日日新聞』に掲載された「設置希望理由」を参考に、当時の地域住民が、どのような考えをもって遊廓を受入れようとしていたのかについて細かくみていくことにす

<sup>42</sup> 『福岡日日新聞』明治29（1896）年6月21日付

<sup>43</sup> 『福岡日日新聞』明治29（1896）年7月31日付

<sup>44</sup> 『門司新報』明治29（1896）年8月28日付

る。そこから、当時の人々にとって、遊廓がどのような存在であったのかを読みとることができればと考える。

この設置合戦の際に、とある町において実際に出された「設置願」が1つだけ現存している<sup>45</sup>。明治29（1896）年7月の県令を受けて、あらゆる町が設置に名乗りを上げたが、そのうちの1つに御井町があった。これは、その御井町が福岡県知事にあてて出した「遊廓設置願」である。少し長くなるが、以下引用する。

「遊廓設置願 過ル明治二十七年七月十九日附県令第四七号ヲ以テ貸座敷業設置場所御指定ニ相成候所吾御井町ハ久留米市ヲ距ルヲ僅カリニ充タス 東大分西佐賀南熊本北福岡ノ四県ニ通ジ四通八達ノ街路旅客来湊商工業ハ日増盛況ニ趣キ居ル央 今般旅団本部ヲ西南位〇拾六七町ノ処へ設置アルニ決定セラレ将来ハ益々当町ノ繁栄期ヲシテ可待ヤ必セリ 然リ而シテ利ノ生スル所害亦之レニ伴ナフハ理ニ於テ免カル可ラザル所ナリ 漸次料理店飲食店等モ尚増加シテ是等ノ店ニ婦女幾人トナリ 今寄宿或ハ私娼ヲ蓄ヒ淫売ヲ為スモノ無 是モ保シ〇シ果シテ然ラハ良家ノ子弟悪疾ニ感染シ其害毒シ家ル是ヨリ大ナルハナシ 就テ是害毒ヲ防除スルニハ公然遊廓ヲ設置スルノ勝レルニハ着〇ルサルナリ 右設置ノ場所タル人家〇密及他ノ商工業者ノ防碍ヲ避ケ風俗壊乱ヲ防キ風紀取締上簡易ナル地ヲ撰ハザル可ラス依之觀之当御井町ノ西北位字苧認日出原二本木ノ三字ハ人家ナク高燥快闊ノ地ニシテ遠景ハ東屏風山北寶満山ヲ始メ其他ノ諸峯南ハ明星山西ハ多羅背振温泉ノ諸山ヲ望ミ亦千歳川ノ清流ニ白帆ノ往来アリテ風景絶佳ノ地ナルノミナラズ接近ノ状ハ乾ニ朝妻ノ清泉アリ 東ニ高良ノ碧山アリテ夏日ハ殊ニ避暑ノ便アリ又飲料水ハ善良ノ甲種水ノミニシテ汚水排除ハ数間ノ用悪水路アリテ衛生上風紀上ヨリ論スルモ遊廓設置適當ノ地位ニ可有之ト相信シ候 条右数字内ヲ以テ貸座敷営業地ト御認定ノ上明治二十七年県令第四七号化貸座敷及娼妓取締規則第一章第一条ニ御追加（中略）今般懇願〇也

明治二十九年七月 福岡県三井郡御井町

人民総代

厨幾太郎 角瀧三郎 吉村百輔（以下略）

福岡県知事男爵岩村高俊殿

」<sup>46</sup>

<sup>45</sup> 『遊廓設置願』（久留米市教育委員会所蔵）

<sup>46</sup> 〇は解読不能

内容を挙げていくと、御井町は久留米市内と近い距離にある。久留米市は東に大分、西に佐賀、南は熊本、北は福岡という4県に通じており、往来が賑やかで旅行客もいる。商工業は日増しに盛況に向かっている。そんな中、今般、近くに旅団本部が設置されることになった。そのため、御井町は必ず繁栄するだろう。ここから、軍隊が地域を活性化させる起爆剤として認識されていることがわかる。

軍隊がやってきたら利益がある。しかし、利益に伴って弊害も出てくるといふ。その弊害がなにかというと、まちが賑わってくると、料理店や飲食店が増加し、そこに女性を置く店も出てくる、というものである。そこで言う女性とは、売春を行う女性である。今現在御井町では、私娼を置くような店はないが、もしそういった場所が発生したら、良家の子弟も悪疾に感染し、大きな被害がもたらされることになる。そんな弊害を取り除くには、公然遊廓を設置することに勝れる案はない。このように、御井町においてはこのとき「良家の子弟を守る」「悪疾による被害を少なくする」点から、置娼論が唱えられていたことがわかる。

そこで、御井町は、遊廓設置場所にふさわしい「人口過密でもなく、商工業者の道外を避け風紀取締上簡易なる地」として、町内の芋認、日出原、二本木の3字を挙げている。この3字の地の特徴は、「人家がなく高燥快闊の地であること、遠景は東に屏風山、北に宝満山をはじめ南には明星山、西は多羅背振温泉の山々をのぞみ、また千歳川の清流に白帆の往来があり、風景絶佳の地」であることであつた。また、それだけでなく近隣には「朝妻の清泉、高良山の碧山」があり夏は避暑地として使える点もよいところとした。

注目すべき点は、御井町は、「飲料水が善良の甲種水」で「用悪水路があり汚水排除ができる」というところで、こういった、地域における水の綺麗さというのは、軍隊が設置される場合にも重要視されていたが<sup>47</sup>、このように、遊廓を誘致するケースでも取り上げられている点は興味深い。

以上、御井町の設置願は、「衛生上風紀上より遊廓設置適當の地に値する」という結論を出している点が特徴的であつた。また、この設置願いは、御井町の「人民総代」6人によって、提出されている。

この御井町のケースでは、軍隊の敷地に近いという立地条件を前面に出し、繁

---

<sup>47</sup> 「兵營地撰定に関する方針」（防衛省防衛研究所所蔵陸軍省公文書『式大日記 乾年6月』

栄の反面、遊廓が風俗面に及ぼす悪影響の可能性を鑑みた上で、「良家の子弟を守る」「悪疾による被害を少なくする」ために、自分たちのまちに遊廓が必要だということをアピールしている点が特徴的であるように思える。

ほかに設置希望理由が興味深いものとしては、南薫町のケースが挙げられる。『福岡日日新聞』の記事を引用する。

「妓楼設置の地に就て 久留米に於て妓楼設置のことに付東西其位置の競争中なるとは前号にも報ぜしが南薫町希望者は左の主旨を以て出願調印の運動を為し全市の七分通りは南薫町を賛成し居れりと云へり

第一、久留米の西部即ち小松原、瀬ノ下邊は停車場及水天宮に接し往来多く日に繁栄に赴き居れるも東部即ち南薫の地方は之に反して日に寂寥を加へんとする模様あり

第二、久留米市には一の公園地無し目下市費の多端なる到底急に設置する能はざるべければ妓楼を南薫町に設置せられなば其利益を以て接近地なる五穀神社内に一大公園を設くべし」<sup>48</sup>

他の候補地である小松原町、瀬下町は停車場（今の JR 久留米駅）や水天宮に近いことで繁栄しているが、南薫町は、寂れてしまっている。久留米市には1つも公園がない。しかし公園を建てるには、市費が多くかかるため、急に設置することはできないだろう。そこで、南薫町に遊廓を設置することになったら、その利益を持って、五穀神社に一大公園を設けることができる、という主張を行っている。この利益というものが、賦金によるものなのか、単純に売上げの話であるのか詳細は不明である。しかしこの主張は、当時の人々にとって、遊廓が、利益を生み出すための都市機能の1つとして認識されていたことを示す一例になるように思う。また遊廓の利益を持って公園をつくるということが、道徳的に認められていたことも興味深い。

このように、御井町が衛生と風紀面からの請願であったのに対し、南薫町は、遊廓から得られる収入を公共事業に活かすという点をアピールしているということがわかる。

軍隊の設置をうけてにわかには遊廓設置運動が盛んになった背景から、久留米市の遊廓は「軍隊のためにつくられた遊廓」として捉えられる。筆者自身も歴史

---

<sup>48</sup> 『福岡日日新聞』明治 29(1896)年 6 月 23 日付

的な流れから軍隊との関係に焦点をあてて考察を行って来た。また今回明らかになった御井町の請願内容においても、軍隊の存在を意識しての請願であったことがうかがえる。しかし、南薫町の場合のように、軍隊の設置をうけての運動の中でも、軍隊の存在については触れず、地域の発展のみに重点をあてる設置論者の動きがあったのである。

ここからは軍隊の設置をうけてつくられる遊廓であっても、軍隊のためだけではなく、地域開発の1つとしても、遊廓を設置することが前向きに捉えられていたことを読みとることができる。

## II. 軍隊と遊廓

### 1. 軍隊と桜町遊廓の発展

桜町遊廓は、明治 29 (1896) 年の 9 月に設置が決まった。『福岡日日新聞』によると、その後、明治 30 (1897) 年 7 月に開業したことがわかる<sup>49</sup>。もともとは 7 月 1 日より開業の予定であったが、工事の都合によって、正式には 27 日からの開業となった。原古賀町の空き地 7,000 坪を整備することから始まったので、大規模な工事に時間がかかったことは想像に難くない。

また、開業を前に、遊廓運営に関連するいくつかの組織が立ち上げられていたことがわかっている。花柳病予防のための病院関連施設や、貸座敷営業希望者を相手に貸地や貸家を行う組織および遊廓取締事務所など、設置が決まった早い段階から遊廓の開業また開業後の運営が円滑に進むような取り組みがなされていたことがわかる。このような準備を経て、明治 30 (1897) 年 7 月 27 日、桜町遊廓は開業する。7 月 27 日開業時は 3、4 軒であったとされる遊廓であったが、その後数を増やしていき、翌年の明治 31 (1898) 年 10 月には正式に開業式を挙行了した<sup>50</sup>。

一方、軍隊関係では、明治 29 (1896) 年の歩兵第 48 連隊および旅団司令部の駐屯にはじまり、明治 40 (1907) 年には第 18 師団の設置も決まり、それに伴って、明治 41 (1908) 年には、騎兵第 22 連隊、野砲兵第 24 連隊、山砲兵第 3 大隊、輜重兵第 18 大隊、歩兵第 56 連隊、明治 42 (1909) 年には工兵第 18 大隊が設置されるなど、久留米市のまちはいよいよ軍都としてのあゆみをすす

<sup>49</sup> 『福岡日日新聞』明治 30 (1897) 年 7 月 31 日付

<sup>50</sup> 『福岡日日新聞』明治 31 (1898) 年 10 月 11 日、同 12 日付

めていく。そのあゆみに連動するように、桜町遊廓も、明治 32（1899）年には妓楼数 12 軒、娼妓数 94 人であったが、18 師団が設置された以降である大正 3（1914）年には 21 戸、娼妓数 248 人と、規模を大きくし、繁栄を極めていく<sup>51</sup>。

## 2. 桜町遊廓の軍人利用

### （1）『軍人所得金日記帳』

歴史的な流れからみてみると軍隊との関係が考えられる桜町遊廓であるが、実際に軍人がどのようにして遊廓を利用していたのかどうかについて知ることは案外難しい。しかしながら、確かに軍人と遊廓のかかわりをうかがい知ることができる資料がいくつか存在する。まず 1 つ目が、桜町遊廓に存在していた妓楼「福寿楼」で実際に使用されていた『娼妓所得金日記帳』である<sup>52</sup>。それは、大正 5（1916）年から昭和 5（1930）年まで福寿楼に所属していた娼妓およそ 20 人の金銭記録で、そこからは、それぞれの娼妓の前借金額、1 日の売り上げ、食費など娼妓の生活を推察することができる。

ここで『娼妓所得金日記帳』の構成内容を紹介する。一例として、「小菊」という源氏名を持つ娼妓の分を取り上げる。

---

<sup>51</sup>久留米市『久留米市誌中編』久留米市、1933 年

<sup>52</sup>『娼妓所得金日記帳』は久留米市教育委員会所蔵。

① 自大正八年十二月四日	③ 娼妓所得金日記帳	④ 山口県□□□□
② 至大正〇年〇月〇日		⑤ 久留米市原古賀町
		⑥ 娼妓 小菊 分
		⑦ □□□□□□
		⑧ 明治貳拾九年九月九日生

(図1) 『娼妓所得金日記帳』表紙

1) 表紙(図1参照。①～⑧の数字は筆者注。太字部分は印刷、そうでない部分は手書き。○は空欄、□は伏せ字を示す。)

- ①娼妓の開業年月日。
- ②娼妓の廃業年月日。この部分は20人分すべて空欄となっている。
- ③太字で「娼妓所得金日記帳」と印刷されている。
- ④娼妓の本籍地住所。記載がない、裏表紙などに記載されている娼妓分もある。
- ⑤久留米市原古賀町のあとに、妓楼名を書く仕様になっている。ここに、福寿楼と記されているものもある。
- ⑥娼妓の源氏名。
- ⑦娼妓の本名。

⑧娼妓の生年月日。記載がない娼妓が多く、裏表紙に記載されている分もある。

## 2) 裏表紙

『日記帳』の裏表紙の部分に、本籍地住所、娼妓の本名、生年月日、また保証人名として実父の名前および生年月日などが記されている場合もある。

## 3) 1 ページ目

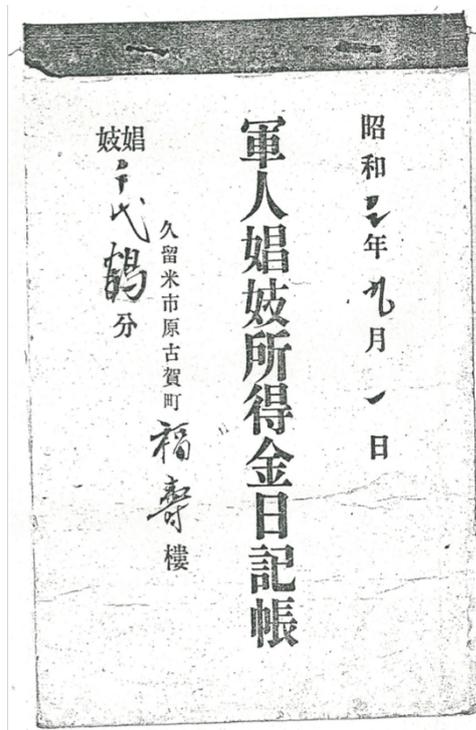
1 ページ目には、「貸金額〇圓也」という印刷があり、娼妓の前借金額を書き込む欄がある。また、「但利子一ヶ月ニ付〇歩」といったように、利子額についての附記もされている。

## 4) 内容

娼妓の1日の稼ぎ高、それを合計した1ヶ月の稼ぎ高総計金が計算されている。また稼ぎ高総計金から食費や利子などが引かれる様子も記されている。この

内容についての詳細は後に詳しく考察する。

その日記帳のうちの1つに、『軍人娼妓所得金日記帳』というものがある<sup>53</sup>。



(図2) 『軍人娼妓所得金日記帳』

大正5(1916)年から昭和5(1930)年までおよそ20人分存在している所得金日記帳の中で、軍人娼妓という明記がされているのは、この1冊しかない。その『軍人娼妓所得金日記帳』は、千代鶴という娼妓のもので、この千代鶴が軍人相手の娼妓であったことがわかる。千代鶴は、大正13(1924)年から福寿楼で働き始め、記録の上では、昭和3(1928)年9月から昭和5(1930)年9月までの2年間、軍人娼妓として働いている。1日の売り上げは、1円50銭をはじめ、ばらつきがあるが、例えば働き始めの月などは、30日中21日客をとっている<sup>54</sup>。こういった点は他の娼妓と変わっているところはない。

しかし、千代鶴の働き方に1つ特徴がある。それは、千代鶴は、昼間に客をとっているという点である。他の娼妓は、基本的に夜、客をとっている場合が多い。夜というのは、宿泊を意味する。しかし千代鶴は、2年の間、昼間しか客をとっていないのである。これは何を意味するのだろうか。

兵営の営内在住の軍人たちは、基本的に外泊は許されていなかった。初年兵から兵長までのいわゆる兵は、休日のみしか外出できなかったし、下士官レベルの軍人は平日も可能であったが、午後の訓練が終わって、夜の点呼の20時までには営内に戻らなければならなかった。そのため、遊廓に登楼するのは、下士官だと平日16時～20時の間、休日は7時半～20時の間、兵だと、休日の7時半～17時までの間ということになる。千代鶴が夜にお客をとっていないのは、軍人の外出時間に合わせた営業であったためではないかと考えられる。

こうしたことと先に紹介した桜町遊廓のシステムとを照らし合わせてみると、

<sup>53</sup> 『軍人所得金日記帳』(複写)は久留米市図書館所蔵。原本については所在不明。

<sup>54</sup> 『軍人所得金日記帳』昭和3(1928)年9月分参照。

軍人が遊廓を利用する際は、2時間の短時間利用を行っていたことが考えられる。一般客は、2時間利用2円であったが、千代鶴の記録には、1円50銭という記載がされており、一般客より軍人の払った金額が少し安いのがわかる。ここから、軍人の利遊廓用が金額的に多少優遇されていたのではないかとといったことも考えられる。ただし、このころの軍人の月給は、下士官レベルで約10円～70円、初年兵だと5円50銭であった<sup>55</sup>。この点からいうと、安くても1円50銭の遊興費は、兵にとっては負担が大きく、利用のしやすさという点では、桜町遊廓利用については、下士官レベルの軍人が多かったのではないかと考えられる。

## (2) 軍人と娼妓の心中事件

そのほか、軍人による遊廓利用の様子がわかる資料として、『福岡日日新聞』の記事を2つ紹介したい。

1つ目は、大正3(1914)6月30日付で、「砲工長と娼妓の心中」という見出しのついた記事である。大正3(1914)年は、原古賀町遊廓が一番栄えていた頃である。「久留米原古賀町遊廓晩翠楼で29日朝、野戦砲兵第24連隊2等砲工長と抱娼妓君子が心中」したことが書かれている。

2つ目は、大正13(1924)年7月3日の記事で「軍曹、娼妓を殺して逃ぐ」という見出しで、軍人が起こした娼妓殺害事件が取り上げられている。記事には、「久留米輜重兵隊第二中隊軍曹(25)は、1日夜久留米市原古賀遊廓清川楼にて娼妓ヨシ(22)と遊興就寝の末、2日午前4時頃、ヨシの咽頭部に細紐を巻き付けて殺害。その後軍服と帯剣を脱ぎ捨て、浴衣と女下駄で逃走。」とある。

たった2つの事件ではあるが、軍人が桜町遊廓に登楼していたことを読み取ることができる。また、この2つの事件に登場する軍人は2人とも、砲工長と軍曹で階層が下士官レベルであったこともわかる。こういったことから桜町遊廓の利用は、下士官レベルが多かったのではないかとすることを裏付けすることができるように思う。

またこの記事内容からは、軍人が軍服を着用し帯剣を身につけたまま登楼していたこともわかる。今の感覚で言うと、職場の制服でそういった場所に出向くことは考えられないが、軍人がその身分を隠さずに、遊廓を堂々と利用していたということが伺える。このように、桜町遊廓は、県公認の遊廓であっただけあっ

---

<sup>55</sup> 藤田昌男『写真で見る日本陸軍兵営の生活』光人社、2011年

て、軍人にも公的に利用されていたことが言える。

久留米市の遊廓は、もともと設置反対の声も大きかったにもかかわらず、軍隊が設置されることが決まった途端、設置運動が盛んになり、軍隊との関係から必要とされた。しかしその中には、軍都における遊廓の必要性だけでなく、「地域の発展」をもたらすものとして遊廓に期待を向ける動きもあった。

そうして誕生した桜町遊廓は、久留米市の軍都のあゆみとともに発展していく。『軍人娼妓所得金日記帳』や『福岡日日新聞』の記事において、確かに桜町遊廓に軍人の公的な利用を認めることができる。『軍人娼妓所得金日記帳』の千代鶴の記録からは、軍人の遊廓利用が金額的な面で優遇されていたことがわかる。桜町遊廓は大正期繁栄を迎えるが、その背景にはこういった軍人による利用があったことが言えるだろう。このように、桜町遊廓の成立と発展には、確かに軍隊との関係を見ることが出来る。

## 第3章 大正期・昭和期戦時下における遊廓の役割

第2章では、大戦景気や軍都との結びつきによって、公認遊廓が、軍人をはじめとする人々に必要とされ、繁栄していったことをみてきた。しかし、昭和初期になると、公認遊廓はそれまでの賑わいを失って行く。第3章においては、公認遊廓の衰退について、Ⅰ．新たに登場する特殊飲食店との関係、Ⅱ．戦争との関係からみていくことにする。

Ⅰでは、なぜ公認遊廓が衰退していったのかについて、新たに登場した特殊飲食店との対比を中心にみていきたい。

Ⅱでは、日中戦争の長期化、第2次世界大戦への参戦を通して、日本国内も戦時色一色に染められて行く。そんな中戦時体制の強化を受け、性風俗産業は、全体的に縮小されていく。その中で、公認遊廓や特殊飲食店がどのような役割を果たしていたのか、またそこで働く女性たちがどのような暮らしをしていたのか―具体的には銃後活動にも着目し、国家の維持のために女性の性が管理され利用されていく様子を明らかにする。そうすることで戦時下における性の問題について考えたい。

### Ⅰ．特殊飲食店の隆盛

#### 1. 公認遊廓の衰退と特殊飲食店の誕生

第1次世界大戦後は大戦景気に湧いた日本であったが、その後の戦後恐慌を経て、大正11(1922)年の銀行恐慌、大正12(1923)年には関東大震災が起こり、震災恐慌に陥ることになる。さらには世界恐慌の影響を受けて起こった昭和恐慌は、国内において、株価、物価の大暴落、生産低下、失業者の増大など、深刻な状況をもたらした、中でも、生糸や綿糸などの価格の暴落は農村経済に大打撃を与えた。そうした状態のあおりを受け、公認の遊廓は徐々に衰退の道をたどる。

当時の新聞が、衰退していく遊廓の様子を取り上げている<sup>56</sup>。

「丸山遊廓で玉代の値下げ/時勢の波には抗し得ず全花街に影響か」<sup>57</sup>

<sup>56</sup> 山家悠平『遊廓のストライキ』p178

<sup>57</sup> 『大阪朝日新聞付録九州朝日』昭和7(1932)年8月28日

「娼妓を置き去りに楼主一家夜逃げ/残された2人は路頭に迷う/業界前代未聞の出来事」<sup>58</sup>

そこでは、不況下、遊廓に登楼する客の減少によって経営が悪化し、そこで改善をはかるべく玉代の値下げに踏み切った丸山遊廓の様子や、同じく不況下経営が厳しくなり、娼妓を置き去りにして逃げる経営者を出した二本木遊廓の様子が取り上げられている。

桜町遊廓が最も栄えていたのは、大正10(1921)年前後であった。『福岡県統計書』によると、大正8(1919)年の貸座敷数は25軒、娼妓数280人<sup>59</sup>、大正9(1920)年は貸座敷数26軒、娼妓273人<sup>60</sup>、大正10(1921)年は貸座敷数26軒、娼妓数284人であった<sup>61</sup>。貸座敷数は25軒～26軒で、娼妓数は270～280人いたということがわかる。

昭和5(1930)年になると、貸座敷数23軒、娼妓数129人となり、全盛期に比べると、ほぼ半分の人数になっていることがわかる<sup>62</sup>。遊客数の変化は顕著であり、例えば大正9(1920)年には63,139人いた遊客数が、昭和5(1930)年になると、23,724人と、半分以下になっていることがわかる。その後もじわじわと減り続け、昭和10(1935)年には、貸座敷数20軒、娼妓数107人となり、娼妓の数は、全盛期の半分以下となっている<sup>63</sup>。

また内閣府による『警察統計報告』によると、大正15(1926)年には全国貸座敷免許地546、娼妓数50,800人の娼妓が働いていたが、昭和9(1934)年には、免許地468、娼妓数45,705人まで減っていることがわかる<sup>64</sup>。このように、公認の遊廓は明らかに衰退している。

その背景になるものの1つとして挙げられるのが、カフェーや特殊飲食店の

---

<sup>58</sup> 『九州新聞』昭和7(1932)年8月12日

<sup>59</sup> 福岡県編『大正八年 福岡県統計書 第四編(警察及衛生)』福岡県、大正10(1921)年3月

<sup>60</sup> 福岡県編『大正九年 福岡県統計書 第四編(警察及衛生)』福岡県、大正11(1922)年3月

<sup>61</sup> 福岡県編『大正十年 福岡県統計書 第四編(警察及衛生)』福岡県、大正12(1923)年3月

<sup>62</sup> 福岡県警察部編『昭和五年 福岡県統計書 第四編 警察衛生ノ内(警察)』福岡県、昭和7(1932)年3月

<sup>63</sup> 福岡県警察部編『昭和十年 福岡県統計書 第四編 警察衛生ノ内(警察)』福岡県、昭和11(1936)年11月

<sup>64</sup> 山家悠平『遊廓のストライキ』p177-178

隆盛であった。先が見えない不況の中、人々の中には、刹那的で享樂的な生活を求める者が増えた。「エログロナンセンス」という言葉が流行し、エロティックあるいは怪奇なものをテーマにした書物の出版や、東京などの大都市においては扇情的なレビューが人気を集めていた。そこで、新たな享樂産業の1つとして確立されていくのが、「特殊飲食店」であった。表向きは料理屋や飲食店、カフェを装い、実質はそこで働く酌婦や女給に売春をはじめとする性的なサービスを行わせる店である。

もともとカフェは、明治44（1911）年に東京において、芸術家たちのサロン的な社交場として誕生したカフェ・プランタンが発祥とされているが<sup>65</sup>、そこから女給が洋食やコーヒー、お酒を提供する空間として、次第に数を増やしていった。しかし、急激な同業者の増加が、カフェ間の競争を生み出し、都市部におけるカフェにおいては、カフェの「エロ」化がすすめられていった<sup>66</sup>。

そういった特殊飲食店は、昭和8（1933）年1月に出された「特殊飲食店営業取締規則」によって、営業方法や構造設備など営業者また従業員の遵守事項が定められ、風紀の維持が目指された。そこで「公安風俗上の制限」として、営業時間は12時までとし、社交ダンス、演劇、活動写真、観物、演劇等の禁止のほか、酌婦を店頭立たせること（客引き）や酌婦に異様な服装をさせないことなど細かな項目が決められた。また、酌婦の素行を十分監視すること、卑猥な行為をなしたまたはなさしめることのないよう注意が払われた。つまり、この時点で特殊飲食店は、規則上、性風俗営業が認められていなかったことがわかる。

しかしながら、時代が「エログロナンセンス」を求めていたことから、特殊飲食店においては、客をひきつけるためにますますサービスの激化が行われていく。客を引きつけるために、酌婦に性的なサービスを行わせるようになっていくのである。

特殊飲食店で働く酌婦の売春やサービスの激化は、福岡県でも問題となっていたようである。昭和12（1937）年の『福岡日日新聞』には、福岡県下における特殊飲食店経営者は約2,000人、そこで働く従業員は5,700人余りで、いよ

---

<sup>65</sup>日本国内で最初に登場したカフェには諸説ある。コーヒーを提供する店として最初に開業したのは、外務省の官吏であった鄭永慶が開いた明治21（1888）年の東京下谷区上野黒門町の可否茶館とされている。

<sup>66</sup>寺澤ゆう「1930年代のカフェにみる性風俗産業界-動揺の裏側にある女給の労働実態-」『立命館大学人文科学研究紀要』103号、2014年

いよ飲食店内における売淫行為が盛んになっているということが書かれている<sup>67</sup>。それが問題なのは、公認遊廓と違って管理されていない場所での売春行為は、風紀を乱すだけでなく、性病を蔓延させる結果を招いてしまう恐れがあるということである。そこで、昭和13（1938）年に「特殊料理屋営業取締要綱」という取締規則が出され、特殊飲食店において、花柳病予防施設の完備、健康診断の励行、風紀上の弊害を矯正する為家屋の構造を改良し、又営業地域を指定すること、そのほか、酌婦へ保護を加え品性を向上させるため、業者と抱酌婦との契約標準を明示すること等が新たに明記された。ここで注目したいのが、「花柳病予防」「健康診断の励行」といった文言である。この文言には、明らかに、特殊飲食店の店内で、売春行為をはじめとする性的サービスが行われる想定が盛り込まれていると言える。

もともとは準喫茶的な性格をもつ特殊飲食店であるが、大衆的な雰囲気から中・下層の人々に人気を博し、林立して行く間に、サービスの激化が行われ、女性がいるということから、売春営業が行われるようになったのである。

## 2. 特殊飲食店の構造

特殊飲食店がどのような構造で、そこでどのように女性が働いていたのかということをも具体的に確認しておきたい。さきほど紹介した、福岡県で出された「特殊料理屋営業取締要綱」を参考にする。

建築構造としては、昭和8（1933）年に出された「特殊飲食店営業取締規則」では洋風の造りが決められていたが、この「特殊料理屋営業取締要綱」では、そういった指定は特にない。しかしながら、新たに建物内に「酌婦化粧室（居室）」「酌婦及遊客ノ為ニ供スル浴室及洗淨所ヲ設ケ」ることが決められた<sup>68</sup>。「酌婦化粧室（居室）」は客をとるための部屋、「浴室及洗淨所」は、性病を予防したり身体を清潔に保つための設備で間違いない。このように、構造的にも、表向きは料理屋であるが売春営業も行われる場所としてつくられた。

副見喬雄の『帝都における売淫の研究』には、「売淫の行はるる」特殊飲食店の代表的型として、「階下に於ける一坪乃至数坪の客席を土間とし、数脚のテーブルと椅子を用意し、其の傍に階段を設け、階上は三畳又は四畳半の小座敷を用意せる」構造が描写されている<sup>69</sup>。ここから、一階部分がいわゆる飲食をする場

<sup>67</sup> 『福岡日日新聞』昭和12（1937）年2月27日付の記事参照。

<sup>68</sup> 「特殊料理屋営業取締要綱」（昭和13（1938）年）第3章。

<sup>69</sup> 副見喬雄『帝都における売淫の研究』博文館、1928年、p274 参照

所で、2階の3畳から4畳半の小部屋が「酌婦化粧室（居室）」だったことが伺える。また「飲食店に対する観念は、漸次飲食すべき場所と言ふことから離れて、享樂すべき場所と言ふことに遷って来た（中略）雇女は客に媚を呈することを当然と考へ、客は雇女に戯れることを当然と思ふ様になり、相率ひて売淫の行はるる機会を多からしめつつある」という記述からも、特殊飲食店の実情がうかがえる<sup>70</sup>。

### 3. 「観光案内」にみる久留米市の「料理屋」

久留米においてそのような店は「料理屋」と呼ばれていた<sup>71</sup>。久留米市における「料理屋」について書かれた文献はとても少ないが、いくつか取り上げたい。「料理屋」について触れている文献で一番古いものは昭和12(1937)年である。そのため久留米市において「料理屋」は少なくともこの時期から存在していたことがわかる。その内容をみてみたい。

まず取り上げるのは、昭和12(1937)年に出された久留米市内の観光案内である。久留米市内の観光地が書かれているものであるが、その中に「芸妓は新町、紺屋町、櫻町合わせて四百五十余名あり、筑後情緒豊かな美人揃いであります。又原古賀町には櫻町遊廓があり、瀬ノ下町、大石町、白山町、東町方面には料理屋保健組合の紅燈花街があり妍を競ふ姐さん連中の数は七百余名と云はれています」とある<sup>72</sup>。料理屋が、芸者街、遊廓と並んで、娯楽機関の1つとして認知されていたことがわかる。また「料理屋」に保健組合が存在していたこともわかる。

そのほか、昭和13(1938)年に出された『久留米よいとこ』というガイドブックにも、遊廓等とともに「料理屋」の項目がある。そこでは、「東部、中部、西部の三組合に別れ、急行電車久留米駅前南入及省線久留米駅東南西附近（バス繩手町下車）に在り、三組合合して八十五軒、三〇六名の酌婦を擁し、特に衛生設備に力を入れ、保険組合を組織して診療所を設置し、サービスに留意し、安壮なる建物楡比して繁昌を極めて居る。」と紹介されている。ここでも、「特に衛生設備に力を入れ、保健組合を組織して診療所を設置」している点が書かれており、暗に売春営業がなされていることが読みとれるようになっている。

---

<sup>70</sup> 同上 p245 参照

<sup>71</sup> 久留米市内にもカフェーがあったとされるが、詳しい史料が残っていないため、ここでは同じ「特殊飲食店」の範疇に入る料理屋に焦点をあてる。

<sup>72</sup> 前田伝造『観光の久留米 市勢要覧！商工人名鑑』夕刊大久留米社、1937年

ある個人の手記には、「料理屋」の場所について、次のような記述もある<sup>73</sup>。  
「東部は西鉄駅付近から西町に密集し、西部は白山、縄手町から瀬ノ下、大石町にかけて店が続いていた。」

この3つの記述から読みとることができるのは、戦前、料理屋が東部、中部、西部の3つのエリアにわかれて存在しており、それぞれ組合があったということである。具体的な場所としては、東部エリアは当時の急行電車久留米駅（現・西鉄久留米駅）付近の東町と西町、中部および西部エリアが白山町、縄手町および瀬下町<sup>74</sup>、大石町ということになる。

『商工人名録』を参考により詳しくみてみると、「料理屋」は、掲載されている分だけになるが71軒、そのうち東町9軒、縄手町20軒、白山町12軒、大石町8軒、瀬下町12軒、西町6軒、その他4軒となる<sup>75</sup>。こうしてみると、中部及び西部エリアである、縄手町、白山町、そして瀬下町、大石町あたりに多く集まっていたことがわかる。

#### 4. 特殊飲食店の隆盛とその特徴

昭和15（1940）年には、久留米市内における「料理屋」すなわち特殊飲食店の数が86軒にもものぼったのに対し、貸座敷の数は、15軒まで減少する<sup>76</sup>。このように特殊飲食店が人気を博し、公認の遊廓が衰退していく背景には、特殊飲食店およびそこで働く酌婦の特徴があった。

再び、個人の手記の記述を取り上げる。

「酌婦は料理屋にいた。名は料理屋でも、料理を食べる所ではない。ショートタイムは50銭から1円でOKといった手軽さが喜ばれていた。」<sup>77</sup>

ここで注目したいのが「手軽さ」というキーワードである。ここでいうショー

---

<sup>73</sup>久留米医師会『久留米医師会史』（久留米医師会史編纂委員会、1970年）における小野正男氏による個人手記。

<sup>74</sup>瀬下町は、時代によっては「瀬ノ下」の表記もみられる。本論中においては引用部分以外は、現在使用されている地名である「瀬下町」に統一する。

<sup>75</sup>久留米商工会議所『商工人名録』（久留米商工会議所、1936年）参照。

<sup>76</sup>福岡県警察部『昭和十五年 福岡県統計書 第四編 警察衛生ノ内（警察）』福岡県、昭和17（1942）年3月

<sup>77</sup>久留米医師会『久留米医師会史』（久留米医師会史編纂委員会、1970年）における小野正男氏による個人手記。

トタイムとは、短時間内での売春営業を指す。遊廓のショートタイムが2時間2円、軍人の割引をもっても1円50銭であったのに比べると、特殊飲食店のそれは、4分の1から半分の料金で済むことがわかる。

遊廓や料亭での遊びには、時間もお金も必要であるが、特殊飲食店の遊びは、ショートタイム制のみ、料金も安いので、中・下層階級の人が気軽に利用することができたのである。こういった「手軽さ」と「大衆性」が、不況下の遊びとして人気を集めたのである。そしてそれが特殊飲食店の特徴であった。

特殊飲食店のもう1つの特徴は、酌婦の働き方にあった<sup>78</sup>。

例えば、芸娼妓たちは、身内の貧困を助けるため高額な前借金を負って、経営者に売られた娘が大半であった。しかし酌婦になる女性の場合は、前借金をして働くことも多かったが、その前借金は必ずしも高額ではなかったり、中には前借金なしに働き始める者もいたのである。以下、詳しくみていく。

大正時代に記録された草間八十雄による「売笑婦の稼業実態」という調査によると、芸娼妓や酌婦それぞれに、前借金の高低を定める基準があったことがわかる<sup>79</sup>。それによると、例えば、娼妓の前借金の高低は「イ年齢 ロ容貌 ハ健康」によって決められていたのに対し、酌婦の前借金の高低は、「イ容貌 ロ健康 ハ経歴」によって決められていた。娼妓の場合、年齢の若さが重要視されており、若さが評価の対象であったということがわかるが、酌婦の場合は、年齢が関係なかったことがわかる。娼妓の場合は、年齢が若い方が、長く働くことができる可能性が高いので、年齢が重要視されていたのだと思われる。

前借金は、契約年数の長さにも関連している。同じく「売笑婦の稼業実態」によると、娼妓の在籍期間は、6年契約の者が多くの割合を占めている<sup>80</sup>。中でも6年契約で1,000円程度の前借金をする者が一番多かった<sup>81</sup>。酌婦の在籍期間については明らかにされていないが、一番多い前借金額が、100～200円であった<sup>82</sup>。注目すべきは、そうした酌婦の中には、無借金で働く酌婦もいたという点で

---

<sup>78</sup>ある意味「手軽さ」を求めたのは、客だけではなかった。実はそこで働いていた酌婦-多くの場合貧しい女性たち-もある意味「手軽さ」を求めていたことが言える。

<sup>79</sup>草間八十雄『浮浪者と売笑婦の研究』文明協会、1927年。これは、主に東京近辺で行われた調査である。

<sup>80</sup>『浮浪者と売笑婦の研究』p106参照。娼妓 5152人中調べ。

<sup>81</sup>『浮浪者と売笑婦の研究』p106参照

<sup>82</sup>『浮浪者と売笑婦の研究』p107～108参照。東京・玉の井（特殊飲食店街）で働く者 493人中調べ。

ある<sup>83</sup>。娼妓になる人は、長期間働く覚悟で高い金額を、酌婦になる人は、比較的短い期間で返すことができそうな金額を借りていたということが言えるのではないだろうか。娼妓の場合は、長く働いてもらう必要があったが、酌婦の場合はそれが求められていなかったもので、前借金の取り決めの際に、年齢が必要でなかったということになる。

その違いは、酌婦及び娼妓がそれぞれその仕事を選ぶこととなった原因にも関連していると考えられる。「売笑婦になる原因」の統計によると、娼妓がその仕事をするようになった原因で主なものが、「前借金整理並に家計補助」(54.43%)と「貧困なる家計を救ふため」(42.39%)で、「自己生計困難のため」(3.18%)に娼妓になったとする割合は圧倒的に低い<sup>84</sup>。それに対し、酌婦がその仕事をするようになった原因は、「貧困家計を救ふため」(42.00%)の次に「自己生活のため」(18.80%)が多い<sup>85</sup>。「自己生活のため」とは、必ずしも自身の経済状況が窮迫しているとは限らない。娼妓として働くことを決める人は、家庭の貧困のため止むを得ずその道を選ぶ人が多かったと思われる。しかし、酌婦の場合は、自分から好んでとまでは言わないが、止むを得ない事情でなくても生活方法の1つとして、その仕事を選んでいる人もいたということではないだろうか。それは、先に紹介したように、前借金なしで働くことを決める酌婦もいたということにも関連している。

時代は少し下るが、福岡県で昭和15(1940)年に行われた調査「芸妓、娼妓、酌婦、女給原因調」<sup>86</sup>においても、娼妓がその仕事をはじめることになった原因のうち最も多いのが、「家庭貧困ノタメ」で1,376人中1,264人であった。ほとんどの娼妓が、家庭の事情で娼妓になることを決めていたことがわかる。それに対し、酌婦がその仕事をするようになった原因で一番多いのも、「家庭貧困ノタメ」で5,312人中4,243人ではあったが、注目すべきは、「自己ノ希望ニ依ルモノ」が278人もいた点である。ちなみに娼妓においては、「自己ノ希望ニ依ルモノ」を挙げた人は1人もいなかった。また酌婦においては、「誘惑ニカカリタルモノ」が131人、「虚栄ノタメ」が50人いた点も付け加えておく。

このように、酌婦になる女性は、芸娼妓の場合とは違って、家庭的な事情だけ

---

<sup>83</sup> 同上

<sup>84</sup> 『浮浪者と売笑婦の研究』99ページ参照。娼妓1,602人中調べ。

<sup>85</sup> 『浮浪者と売笑婦の研究』99ページ参照。酌婦250人中調べ。

<sup>86</sup> 福岡県警察部『昭和十五年 福岡県統計書 第四編 警察衛生ノ内(警察)』福岡県、昭和17(1942)年3月

でなく自発的な意志によってそういった仕事を選ぶケースも多かった。

## 5. 酌婦の「自由」な労働

酌婦の働き方は、芸娼妓の働き方と比べて、「自由」も多かった。ここからは、久留米市の「料理屋」において実際に使用されていた『金銭貸借計算簿』<sup>87</sup>を参考に、酌婦がどのような働き方をしていたのかみていくことにする。一例として、「森部某女」という酌婦の分を取り上げる<sup>88</sup>。

### (1) 『金銭貸借計算簿』にみる酌婦の契約状況

⑤ 被傭主 森部〇〇殿	④ 料理屋組合事務所	③ 金銭貸借計算簿	② 傭主 原〇〇	① 昭和四年十月規定
----------------	------------	-----------	-------------	------------

1) 表紙(図1参照。①～⑤の数字は筆写注。太字部分は印刷、そうでない部分は手書き。○は伏せ字、□が空欄を示す。)

表紙には以下①～⑤までの項目内容が印刷と手書きによって記されている。

①規定日。酌婦と経営者側が契約を結んだ日と考えられる。

②傭主。「料理屋」の経営者の名前が手書きで記されている。屋号等は記されていないが、「菊水」という店であったと推察される<sup>89</sup>。

③太字で「金銭貸借計算簿」と印刷されている。

④太字で「料理屋組合事務所」と印刷されている。桜町遊廓にも組合が存在して

(図1) 『金銭貸借計算簿』表紙

いたが、「料理屋」にも組合があり、事務所が存在していたことがわかる。

⑤被雇主と印刷されており、その下に酌婦の名前が手書きで記されている。

<sup>87</sup> 『金銭貸借計算簿』(久留米市教育委員会蔵)

<sup>88</sup> 『久留米市史』において、プライバシー保護の観点から娼妓等の本名を「〇〇(名字)某女」と記していることになって、本論文でも同様に表記する。

<sup>89</sup> 少し時代が下っての史料になるが、久富金作『久留米商工人名録 昭和十五年版』(久留米商工会議所、1940年)の「特殊料理店」の項に、原某の名前があり店の名称が「菊水」であったことを確認することができる。

## 2) 1～2 ページ目

1 ページ目には酌婦と経営者が契約にあたって結んだとされる規定が記されている。「本帳簿ハ傭主被傭者相互間ニ於ケル金銭貸借ヲ明確ナラシムル為作成セシモノニ付左之様式ニ依リ貸借関係ヲ記載スベシ」とある。1 条から 4 条までで構成されており、そのあとに注意事項が記されている。内容は以下の通りである<sup>90</sup>。

第一条 本帳簿ハ必要ノ場合警察署係官其他組合役員等検閲スル事アルベシ此場合之ヲ拒ム事ヲ得ス

第二条 毎月必ズ貸借ヲ計算記帳シ双方認印ヲナシ相違ナキ事ヲ認證スル

第三条 被雇人ハ毎月ノ計算ニ不明ノ点アル時ハ組合事務所ニ出頭シ役員ニ不明ノ点ヲ尋ネ、帳簿ハ検閲ヲ受ケ正確ニ計算ヲ受ケル事ヲ得

第四条 本帳簿ハ雇人ニ交附シ保管セシムル事

以上、注目すべき点としては、帳簿は必要なとき警察署係官、組合役員等が検閲することがあるということ（第一条）や、酌婦は毎月の計算に不明があるときは組合事務所に出頭し、不明点を尋ねること（第三条）など、明瞭な契約の履行が目指されていたことが言える。組合が十分に機能しており、酌婦にとって不当な契約がなされることのないよう、配慮がなされていたと言えるのではないか。条文からは、組織における風通しの良さがうかがえる。

次に、第四条の規定の後に注意事項が記されているが、以下の通りである。

### 注意

一、別借金ヲ単ニ小使ト記載スルハ不可必ス其用途ヲ記載スルコト

二、別借ノ空欄ニハ斜線ヲ引キ置クコト

三、他ノ酌婦ト共同客席ニ侍リタル時ハ酒肴料額並ニ賞興金額ヲ等分シ各酌婦ノ帳簿ニ記載スルコト

四、毎月ノ前借金、別借金、賞興金ノ累計ヲナスコト

ここでは、帳簿の記載方法についての注意事項が記されているが、注目点とし

---

<sup>90</sup> 原文のママに引用する。一部、傭主と雇人、被傭者と被雇人とそれぞれ 2 通りの表記があるが同じ意味と認識し、それぞれ経営者と酌婦と理解する。

て、酌婦が何人か共同で客席に出る事があったということがわかる。

### 3) 4 ページ目

3 ページ目は空白であるため 4 ページ目。4 ページ目は、酌婦が結んだ契約状況が記されている。

考備	期間	⑩ 債務弁済法	⑨ 月給金額	⑧ 雇入当時貸付金額	⑦ 雇入年月日
		至昭和 四年 拾月 七日	自昭和 四年 拾月 七日	月給額外ニ酒肴料売上高一割賞興	一金 五百也

- ① 本籍 大分県別府市〇〇町〇〇番地
- ② 現住所  県  市  町  番地
- ③ 親権者 森部〇〇
- ④ 酌婦 下女
- ⑤ 森部〇〇
- ⑥ 明治四拾三年八月三十一日

- ① 酌婦の本籍地
- ② 酌婦の現住所。
- ③ 酌婦の親権者の名前を記載することになっている。
- ④ 酌婦、下女という記載。どちらかに〇をつける仕様であり、料理屋では酌婦および下女、2通りの仕事があったことがわかる。
- ⑤ 酌婦の名前が手書きで書かれている。娼妓や芸妓と違って、源氏名の欄や記載がない。酌婦は、源氏名を使わず本名で働いていたことがわかる。
- ⑥ 酌婦の生年月日が書かれている。
- ⑦ 雇入年月日。

(図 2) 『金銭貸借簿』 4 ページ目

⑧ 雇入当時貸付金額。これがいわゆる前借金である。

⑨ 月給金額。酌婦は娼妓や芸妓と違い、月給制であったことがわかる。

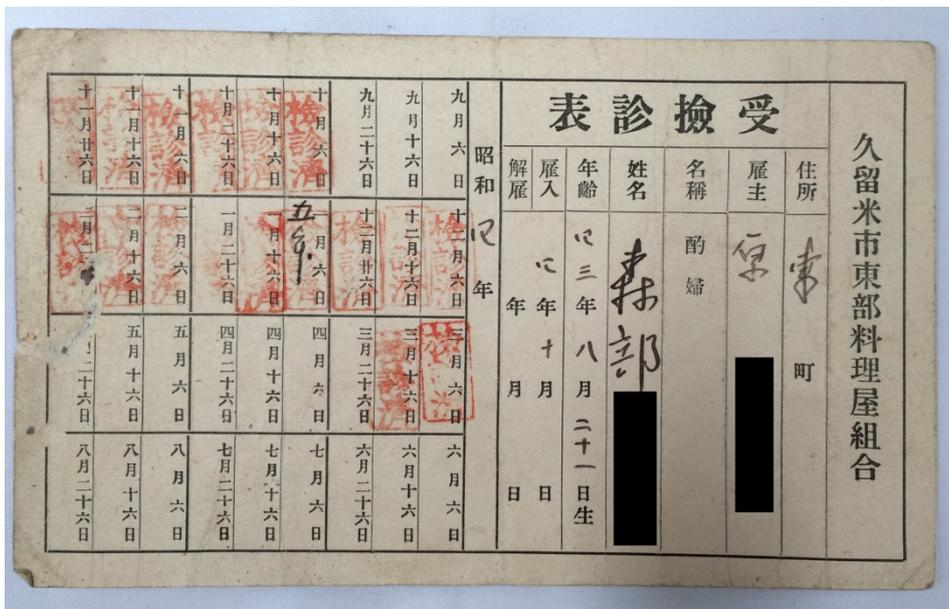
⑩債務弁済方法。月給の他に「酒肴料」の売上高の1割を賞興金としてもらえることになっていたことがわかる。

(2) 「別仮」記載にみる酌婦の生活

毎日の収入と、別借の金額を書き込む形式になっている。毎日の収入は、「酒肴売上高」となっている。そしてそのうち「一割賞興金」が酌婦の取り分となっている。また、「別借」として、前借金とは別に日常生活の中で経営者に借りた金額も記載されている。そこには、金額とともに用途も書き込むことになっている。日常生活を送る上で必要な際に、お金を借りていたことがわかる。

例えば、この森部某女は、昭和4（1929）年10月7日から「料理屋」で働き始めている。10月7日、「酒肴売上高」として、2円50銭、そのうち「一割賞興金」として25銭が取り分。「別借」として50銭を経営者から借りている。用途は、「シンダンショ貸シ」となっている。

「別借」の用途から、酌婦の生活が浮かび上がってくる。例えば、先にも挙げた「シンダンショ貸シ」という記述。ここから、森部某女が、「料理屋」で働くにあたって、健康診断を受けていたことがわかる。また、この金銭帳には、「健康診断表」という一枚の紙が挟まっており、酌婦が仕事をするにあたって、定期的に健康診断を受けていたことがわかった。



(図3) 「健康診断表」

健康診断は、月に3回（6日、16日、26日）行われており、実施された分には、「検診済」の赤い判子が押されている。ここから、福岡県では「特殊料理屋営業取締要綱」において健康診断がすすめられるようになったとされていたことは先に述べたが、久留米市の場合には、それ以前から料理組合の管理のもと、健康診断が義務化されていたことがわかる。

そのほか、10月12日には「タビ代」として28銭、10月18日には「湯札代」として20銭を経営者に借りている。11月25日には、「着物仕立積」として50銭という記述がある。ここから、着物やタビを自分で用意しなければならなかったこと、また日常生活の一面として、銭湯に通っていたこともわかる。

しかしながら、比較的自由な生活もイメージすることができる。11月9日には「イナリ様ニ参リカシ」として50銭や「カツド行カシ」として50銭、お金を借りて外出している<sup>91</sup>。後に詳しく取り上げるが、娼妓たちは、自由に外出することが許されておらず、勝手な外出は処罰の対象であった。それに比べると、酌婦は自由な生活を送ることができていたということが言えるだろう。

このように特殊飲食店で働く酌婦は、契約状況や働き方において、「自由」であった。特殊飲食店の安価で中・下層階級向けのサービスと、そういった酌婦の「自由」な労働形態が、それまでの公認遊廓のあり方に打撃を与えた。公認遊廓における「高級な遊び」としての遊興や、高額な前借金をもとに奴隷のように働かされる娼妓のあり方は時代にそぐわないものとして認識され、またそのころ盛んとなっていた廃娼運動も重なって、公認遊廓は衰退していく。そしてその反対に特殊飲食店における「気軽」に遊べて、酌婦の「自由」な雰囲気のほうが人々の関心を集めるようになっていくのである。

身体を売る仕事をすることを決める女性たちも、その働き先として、「気軽」に働くことができる特殊飲食店を選ぶようになった。特殊飲食店の隆盛は、それまでの時代とは違って、自由意志でそういった職業を選ぶ女性を登場させた。しかし、そのように一度は「自由」な女性も登場するのであるが、戦争に向かう国策の中で、また女性の性がいいように使われてしまうようになるのである。

## Ⅱ．戦時下における遊廓の役割

---

<sup>91</sup>「カツド」とは活動写真のことではないかと推測する。当時の人々は活動写真のことを「活動」と呼んでいた。

## 1. 国民精神総動員運動の影響

日中戦争が長期化しはじめる昭和 13（1938）年、政府は戦時体制の強化を図り、まず国民精神総動員を打ち出した。そこでは、挙国一致や尽忠報国といったスローガンのもと、「国家のために自己を犠牲にして尽くす国民の精神」を推進させることが目指された。

その中で、国民精神の高揚を阻害するものとして風俗営業の取締に目が向けられるようになっていく。例えば、遊廓や芸妓置屋などに対して、営業時間などの制限がうながされるようになった。福岡県内でも風俗営業の自粛化がすすめられ、久留米市では 70 軒存在していた席貸業が料理屋に転業させられるなどした<sup>92</sup>。

しかし、その一方で、福岡県ではまた違った動きがあった。それは、先に取り上げた特殊飲食店の繁昌である。そこで「特殊料理屋営業取締要綱」<sup>93</sup>によって、特殊飲食店において、花柳病予防施設の完備、健康診断の励行、風紀上の弊害を矯正する為家屋の構造を改良し、又営業地域を指定すること、そのほか、酌婦へ保護を加え品性を向上させるため、業者と酌婦との契約標準を明示すること等が明記されたということは先にも述べた。

ここで注目すべき点は、黙認される形だった特殊飲食店が、性風俗産業として認識されたということである。特殊飲食店の営業は、建前上、遊廓のように売春が行われる場所として公認するわけではないが、準公認的な存在とし、性病予防施設の設置や健康診断を実施することで、性病の蔓延や風紀の乱れを水際で防ぐことが目指されたのであった。

享楽営業の取締を厳しくする一方で、特殊飲食店を性的な施設として準公認したという動きは、少し矛盾を感じるが、それほど、特殊飲食店をはじめとする、いわゆる公認の遊廓以外の場所での売春行為が横行しており、早急にそこでの性病対策に講じなければならなかったのだろう。軍隊内における入院患者の多くが性病患者で占めていたことは先にも述べた通りであるが、実は、このころ福岡県の徴兵検査における性病感染率は、全国一だったとされており、それとの関連性も考えられる<sup>94</sup>。ちなみに、昭和 13（1938）年 9 月には、久留米市内に新

<sup>92</sup> 『福岡日日新聞』昭和 13（1938）年 8 月 4 日付ほか

<sup>93</sup> 昭和 13（1938）年「特殊料理屋営業取締要綱」

<sup>94</sup> 昭和 14（1939）年に刊行された厚生省予防局による『花柳病予防ニ関スル調』内「昭和 12 年度地方別壮丁花柳病患者数調」より（船橋治『買売春問題資料集成 [戦前編]』第 23 巻、不二出版、2003 年）

たに花柳病予防のための診療所がつくられることが決まっている。これまでも桜町遊廓の敷地に隣接する娼妓健康診断所をはじめ市内にも性病関連の病院は存在していたが、より広範囲で患者を受入れる施設が必要とされたのだと思われる。

## 2. 遊廓営業の制限

第2次世界大戦が勃発するとそれは国内で暮らす国民の生活にも暗い影を落としていくようになる。生活も厳しくなり、性風俗産業は、「国民精神の昂揚を阻害するもの」として、営業に制限がなされていくようになる。昭和15(1940)年、福岡県においても、遊廓や特殊飲食店の新設や譲渡等に全面的な制限が加えられることとなった<sup>95</sup>。遊廓や特殊飲食店の新規営業はほとんど認められないことになり、また営業時間についても具体的な制限が行われた。遊廓の営業は、午後5時～午後12時、特殊飲食店の営業は午後5時～午後11時の間で行うことが決められた。また酒類の販売提供が午後5時～午後11時までといったように、昼間における飲酒の禁止、そして学生や生徒、未成年者の遊興が厳しく禁じられた。

またいわゆる「七・七禁令」をうけて、例えば芸妓の身だしなみについても、厳しい指導が行われた<sup>96</sup>。洋装は「絶対禁止」、パーマネントは「厳禁」、そして衣装の枚数や新調する場合の金額のほか、帯びや帯上げの金額も厳しく決められた。掛け襟も無地のものを使用、指輪や帯留め、腕時計などの装飾品の使用禁止などこれまで華やかさを売りにしていた芸妓にとって、厳しい措置がとられることになった。

もっとも贅沢品の使用が禁止されたのは芸妓だけではなく。このころ福岡県内では、県の呼びかけで婦人団体が中心となり、「贅沢な服装、服飾、戦時に相応しからぬ頭髪化粧などはやめましょう」という「自粛カード」を用意し、まちなかで「戦時に相応しからぬ」服装や髪型をしている人々に手渡し、注意喚起を促す取り組みがなされている<sup>97</sup>。それを伝える新聞記事には、「孔雀マダムやモダン・ムスメご用心」という見出しがあるように、「女性」がターゲットとされていたことがわかる<sup>98</sup>。例えば、大牟田市では「ハイヒールやパーマネント

---

<sup>95</sup> 『福岡日日新聞』昭和15(1940)年9月19日付ほか

<sup>96</sup> 昭和15(1940)年7月6日、商工農林省令第2号「奢侈品等製造販売制限規則」

<sup>97</sup> 『福岡日日新聞』昭和15(1940)年9月25日付

<sup>98</sup> 『福岡日日新聞』昭和15(1940)年9月25日付

をした」洋装の「官公衛、会社、工場、商店等の女事務員、給仕、店員さん」などが注意の対象として挙げられている<sup>99</sup>。この「女性が女性に注意を促す」仕組みは非常に効果的であったように思われるが、そこには、家庭を守る主婦を主たる構成員とする婦人団体が、その時点で婦人団体に所属していないであろう比較的的自由を謳歌していたと考えられる勤労婦人に目を光らすという、特徴的な構図もみてとれる。

### 3. 遊廓や特殊飲食店における銃後活動

戦時体制の強化をうけて、前線で戦う軍人たちだけでなく、家庭を守る女たちも「銃後」で戦わなければならなかった。そこで主に挙げられるのが、先にも紹介した婦人団体による銃後活動である。中でも国防婦人会は、「国防は台所から」というスローガンのもと、白い割烹着にたすきがけという当時の「お母さん」をイメージさせるユニフォームで集まり、出征の見送りや慰問袋の作成などを行い、戦地に行く軍人たちを励ます役割を果たした。その会員数は、結成後すぐに100万人、全盛期には約1000万人にのぼったとされる<sup>100</sup>。

しかし、そのような婦人団体だけでなく、遊廓や特殊飲食店等で働く女性も、銃後活動を行っていたことはあまり明らかになっていない。実は、遊廓や特殊飲食店で働いていた女性たちも、通常の仕事とは別の形で銃後活動を行っていたのである。ここでは、久留米市の特殊飲食店で働いていた女性による銃後活動の例を紹介したい。

当時の新聞に、久留米市の特殊飲食店街についての興味深い記事が載っている。久留米市社会課によって特殊飲食店街で働く婦女子の生活向上のための共同作業場兼集会堂が設置されることになったという記事である<sup>101</sup>。そこで何が行われるかという点、地区主婦会女子青年団の教科指導のもと、軍人被服の縫製に従事することがすすめられているのである。

ほかには、久留米市観光協会の呼びかけで、特殊飲食店が所属する料理屋保健組合が、旅館組合および料理貸席業組合とともに、出征兵士に向けた慰問袋を500個用意したという記事もある（図4）<sup>102</sup>。

<sup>99</sup> 『福岡日日新聞』昭和15（1940）年9月22日付

<sup>100</sup> 藤井忠俊「国防婦人会」林博史ほか編『地域のなかの軍隊9 軍隊と地域社会を問う 地域社会編』、吉川弘文館、2015年

<sup>101</sup> 『福岡日日新聞』昭和13（1938）年9月21日付

<sup>102</sup> 『福岡日日新聞』昭和13（1938）年1月29日付



(図4) 料理屋保健組合が用意した500個の慰問袋  
『福岡日日新聞』昭和13(1938)年1月29日付

がアドバイスされており、その中でも特に「女手の優しい慰問文」が喜ばれるということが示されている。また、実際の軍人の声として、戦地で役立つものや衣料品といった希望品の一例も掲載されているが、そこでも「女性の心遣い」が感じられるものが喜ばしいことが記されている。中でも、「腹部の弾丸除けと保温に一石二鳥の効果」があるということで「女の毛髪をいれた腹巻き」が所望されているのは印象的である。多くの女性が1枚の布に糸を縫い付けて軍人の無事を祈る千人針同様、慰問袋にも女性の介在が求められていたことがわかる。久留米市観光協会が料理屋保健組合に慰問袋の作成を呼びかけたのも、「女性の心遣いが喜ばれる」という、そういう背景を踏まえてだったのだろう。

国防婦人会が会員数を爆発的に増やし、銃後活動に力を入れて行った背景には、戦地で戦う軍人に対する純粋な奉仕精神のほかに、これまで家庭に入っていた主婦たちが社会活動を行うことへの喜びのようなものがエネルギーになったともされる。それと同様、ここで紹介した特殊飲食店で働く女性たちの銃後活動への参加、特に慰問袋を500個も用意するような熱意も、いつもとは違った形での社会とのつながりに喜びを見いだすような部分もあったのではないかと

この記事は、その慰問袋には久留米名物を郷土関係の記事が掲載された新聞紙で包むなど細やかな気配りがなされており、「何れも第一線の将兵を想ふ温き真情」が込められていると伝えている。ちなみに、このころの記事では、「慰問袋に何を入れませうか」という見出しで、慰問袋についての特集も組まれている<sup>103</sup>。そこでは、当時商店で売られていた出来合いの慰問袋は均一的であるため喜ばれないので心を

込めた手製品が望ましいということや、必ず慰問文を添えることなど

<sup>103</sup> 『福岡日日新聞』昭和13(1938)年9月5日付

うことを思わせる。いずれにしても、こうした女性による銃後活動は、女性の心遣いや社会とのつながりを望む思いが利用され、それが結果的に戦争協力に力を貸してしまった例として挙げることができるだろう。

#### 4. 高級享樂の停止を受けて

昭和 19 (1944) 年頃になると、日本国内は、今までより増して戦時色一色に染められていく。同年 2 月 25 日には「決戦非常措置要綱」が定められ、学徒動員や女子挺身隊の強化、地方への疎開の推進など、それは国民生活に多大な影響を及ぼした。その一環で出されたのが、「高級享樂停止に関する具体策要綱」である。これによって、料亭や待合などの「高級享樂店」は、「直接戦力に関係ないもの」として休業をせまられることになった<sup>104</sup>。

福岡県では、同年 3 月 5 日に料理屋、芸妓置屋等の店が一斉に閉店することになった。新聞は「『戦争』と『歓樂』と両立すべからざる二つの対立にきっぱり清算のときがきた」と伝えている<sup>105</sup>。この時点で県下には高等料理店が約 1,000 軒、芸妓置屋 600 軒、カフェー 200 軒。それらがすべて休業となると、およそ 5,000 人もの戦力が浮かび上がってくるとしている。すでに県内の芸妓の中には 1 年後の復活を待たずして廃業する者が 48 人出ており、そのうち娼妓になる者が 1 人、南方行きが 3 人、農業従事が 1 人で、他の 43 人は軍需工業で働くことがわかっている。このように、休業する芸妓たちは、「生産戦士」として軍需工場への就業がすすめられた。この背景には、芸妓たちがそうした転業をする際、国が経営者に資金の補助を行うなど、前借金の負担が減るような取り組みがなされていたことも挙げられるだろう。しかしながら全体の 2 割弱は、娼妓や酌婦へ転じる者もいたことも付け加えておきたい<sup>106</sup>。

---

<sup>104</sup> 『西日本新聞』昭和 18 (1943) 年 3 月 5 日付

<sup>105</sup> 『西日本新聞』昭和 18 (1943) 年 3 月 5 日付

<sup>106</sup> 『西日本新聞』昭和 18 (1943) 年 3 月 5 日付



(図5) ゴム工場で働く元芸妓姉妹  
『西日本新聞』昭和18(1943)年3月3日付

このころ新聞は、「左棲から工場へ」や「生産戦列へ脂粉追放」といった見出しで、久留米市内で芸妓業を廃業しゴム工場で働く元芸妓姉妹や、同じく被服工場で働きながら求職中の元仲間を励ます元芸妓2人の姿など、芸妓業を廃業し、軍需工場等で懸命に働く元芸妓の姿を盛んに取り上げている(図2)<sup>107</sup>。そういった記事では、「弟が毎朝早くから〇〇工場へ

働くのを見て逆も芸妓などしてられない」「国をあげて烈しい戦ひをつづけてみると、どうしてこのままで過ごしてみられましょう」といったように元芸妓自らに芸妓を廃業し国のために戦うことの素晴らしさを語らせているのが印象的である<sup>108</sup>。中には、工場で働く元芸妓が「産業戦士としての誇らしい喜び」を語り紙面を通じて「“皆さんも早くおいで”」と廃業と転身を呼びかけているものもある<sup>109</sup>。他にも「変貌する“白い手”」などといって三味線を弾いていた芸妓が産業戦士となって工場で強く逞しく国に奉仕する姿を象徴的に描き出すなど、いずれも、紙面が、同じような立場の女性に奮起を促すような効果を狙っているのを感じさせる<sup>110</sup>。

また「高級享楽停止に関する具体策要綱」では遊廓の営業制限について触れられていなかったものの、久留米市の桜町遊廓には変化が訪れていた。「高級享楽停止に関する具体策要綱」が出された直後の新聞が桜町遊廓の様子も伝えている<sup>111</sup>。それによると、そのころすでに、最盛期24軒あった妓楼もそのころには

<sup>107</sup> 『西日本新聞』昭和18(1943)年3月3日付、同年3月19日付

<sup>108</sup> 『西日本新聞』昭和18(1943)年3月3日付、同年3月5日付、記事引用部分の「〇〇」は原文のまま

<sup>109</sup> 『西日本新聞』昭和18(1943)年3月19日付

<sup>110</sup> 『西日本新聞』昭和18(1943)年3月19日付

<sup>111</sup> 『西日本新聞』昭和18(1943)年3月3日付

営業する妓楼自体が 10 軒まで減っており、建物もアパートや軍需工場で働く人々の住宅に使用されていたが、この「高級享楽停止に関する具体策要綱」をうけて、さらに 3 軒もの妓楼が店を閉めることになったという。その 3 軒はそれぞれ豪華なつくりで有名な桜町遊廓を代表する妓楼であった。昭和初期ですでに公認遊廓が衰退の道を辿りつつあったことは先に述べたが、戦時下での状況はもっと厳しく、このころの桜町遊廓の営業は細々としたものだったことがうかがえる。

## 5. 「遊興」から「性的慰安」へ

このように、「高級享楽停止に関する具体策要綱」は、高級料亭を休業させ、そこで働いていた芸妓を「産業戦士」へと駆り立てた。また、遊廓の営業についても制限を加えたわけではないが、少なからず影響を与えたことがわかる。しかし、実は営業を認められた「享楽」店もあった。それは、地方長官によって「下級待合」と判断された店である。さらにここで注目すべきは、その「下級待合」を「慰安的」な施設として営業させたという点である。この「慰安的」な施設とは、性的慰安施設を意味する。「具体的要綱」において、そもそも遊廓やいわゆる特殊飲食店の営業自体は禁止しなかったことも含め、この「下級待合」を性的慰安施設に転業させる流れからは、それまでの遊廓のような場所での「遊興」よりも、より即物的な「慰安」いわゆる「性のはけ口」が必要とされたということが浮かび上がってくる。そして、ここからは性的慰安施設の営業も国家総動員の一環として認識されたといったことが言えるように思う。それは、非常時局下においてさまざまな取締りや制限がなされても、男性による性の享楽は公然と認められていたということの意味する。

その現状が、昭和 20 (1945) 年 1 月に警保局より出された「高級享楽停止に伴ふ接客業の現況と輿論」において明らかになっている<sup>112</sup>。そこでは、性的慰安施設が多くの人々によって利用され、従業婦が不足するほどであるといった現況が語られており、性的慰安施設について「戦局の苛烈化と共に国民士気の昂揚、生活等の安定の為、むしろ一層の機能発揚を必要とせられる」とまとめられている。

久留米の遊廓は軍隊の駐屯とともにつくられ発展していった。それは県公認の遊廓で軍人たちにも利用されていた。ただしもともと遊廓は「高級な遊び」と

---

<sup>112</sup>船橋治『買売春問題資料集成 [戦前編] 第 23 巻』

しての側面もあり、それに対して、気軽に安く遊べる場所として特殊飲食店街も世の中に黙認される形で発展を遂げていく。

戦争が烈しくなっていくにつれて、風俗営業は制限を受けるようになる。しかしながら国家精神総動員のもと、遊廓や芸者街が制限を受ける一方で、特殊飲食店は花柳病予防施設の設置やそこで働く酌婦の健康診断を実施することが決められ、遊廓的な場所として準公認されていく。つまり国は、戦局が悪化していく中、性病予防にさえ注意をすれば、男性による性の享樂は認めるという構造をより強固につくりあげた。この構造こそが、戦地で繰り広げられる略奪的性格と結びつく形で「従軍慰安婦制度」を生み出してしまったのだと考えられる。さらに「高級享樂停止に関する具体策要綱」が出されると、高級店は休業、低級店の営業が推奨されるようになる。そして、いよいよ、より即物的な「慰安」が行われる性的慰安施設が求められるようになっていった。

ここで忘れてならないのが、そういった国策のもとで、弱い立場の女性の性が犠牲にされていたということである。こういった点からは、女性は男性がはじめた戦争に翻弄された被害者であるということが言えるのではないだろうか<sup>113</sup>。

---

<sup>113</sup> しかし今、「女性の現在を問う会」によって刊行された『銃後史ノート』に再び注目が集まり、そういった、女性の戦争責任についての問い直しが行われているという点も付け加えておく。そこでは、戦時下の女性による千人針や慰問袋、出征時の見送りなどといった銃後活動が、戦地で侵略行為を行う軍人たちの精神的な支えとなったとするならば、女性も戦争の共犯者と言えるのではないかという視点が提示されている。そして、なぜ女性たちが銃後活動すなわち結果的に侵略戦争を支える行動に取り組んでしまったのかという過程を振り返ることがなされている。

## Ⅱ部 娼妓の生活

### 第4章 遊廓の仕組み

本章では、「遊廓の仕組み」として、桜町遊廓がどのように運営されていたのかについてみていくことにする。

具体的には、桜町遊廓においてどのような営業がなされていたのかを『全国遊廓案内』より明らかにする。その次に、遊廓の構成要素として、まず桜町遊廓に存在した建物や施設に注目し、ハード面にどのような特徴があったかについてみていくことにする。そのあと、遊廓をめぐる人々-具体的には、娼妓、幹旋業者、そして経営者それぞれに焦点をあて、どのような人々のどのような働きによって桜町遊廓が成り立っていたのかについて考察を行う。そして、桜町遊廓の成立と経営における特徴を明らかにしたいと考えている。

#### 1. 『全国遊廓案内』にみる遊興システム

「久留米市桜町遊廓は福岡県久留米市原古賀町に在って、鹿児島線久留米駅で下車すれば東へ約十丁、乗合自動車の便もあって賃金は十銭。久留米は有馬氏の旧城下で十八師団の司令部があり、久留緋（原文ママ）、足袋、欄胎漆器等の特産がある。又此処には、京の三條の橋上で御所を仰ぎ、悲憤の涙に暮れた高山彦九郎の墓があり、又有名な水天宮様がある。東京の人形町に在る流行神の水天宮はこの分社だ。現在貸座敷が二十三軒あって、娼妓が百五十人居るが、多くは福岡県と大分県の女。店は陰店を張って居て。娼妓は全員居稼ぎ制である。遊興は通し花制で廻しは取らない。費用は御定め甲（一泊）四円、乙（一泊）三円であるが、外（ほか）に菓子代五十銭、税が一割掛るから約四五円位と思わねばならない。外に二時間遊びもあって二円である。娼楼には、改心、松竹、二見、西松月、大阪屋、新三浦屋、第二松月、東、豊栄、一楽、弁天、福栴、日本亭、高砂、笑福、恵比寿、福寿、若喜、三遊、対山、清川、萬喜、豊新等がある。」<sup>114</sup>

これは、1930（昭和5）年に刊行された『全国遊廓案内』に記された、久留米市桜町遊廓の紹介である。『全国遊廓案内』は当時の遊廓を地域ごとに紹介する

---

<sup>114</sup> 日本遊覧社「全国遊廓案内」（日本遊覧社、1930年）における「久留米市桜町遊廓」の項

いわゆるガイドブックであった。紹介文冒頭に、久留米駅から遊廓までの距離やアクセス方法のほか、久留米市の特色、観光地も記されているのには、遠方から遊廓を訪れる客を見越しての記述だと思われる。

ここには、当時の桜町遊廓における遊興システムや当時の様子をうかがい知ることができる情報が記されているので、以下、詳細をみていくことにする。

まず、貸座敷数が23軒、娼妓数150人。そのうち多くは福岡県と大分県出身ということである。同書の別地域の遊廓についても参照してみると、近隣の大牟田市の新地遊廓では福岡県と熊本県出身者が多く、佐賀遊廓や諸富遊廓も、九州出身の娼妓が多かったと記されている。福岡を代表する新柳町遊廓においても、佐賀、長崎、熊本出身者が多かったとされる。このことから九州内の遊廓においては、九州出身の娼妓が多かったことがうかがえる。同じ九州内といえども、遊廓のある地域と別地域から、娼妓がどのようにやってくるのかということについては後に詳しくみることにする。

次に「店は陰店を張って居て」の部分であるが、遊廓の店の形式には、張店と陰店があった。張店（張り見世）は、娼妓が表店に並んで座っているもので、吉原などが例に挙げられる。陰店は、表から見えないところに入り口をつくり、玄関先に娼妓の写真パネルや写真帳などを置き、客がそれを見て、どの娼妓と遊ぶかを選ぶ事が出来るスタイルであった。そこで、桜町遊廓は陰店だったというわけであるが、もっともこれが記された昭和初期においては、張店は禁止されており<sup>115</sup>、多くの店が陰店であったと思われる。ただし、聞き取り調査の中で、店頭ひな壇に娼妓たちが並んでいる様子が語られるので<sup>116</sup>、隠れてそういった営業がなされていたことも考えられる。

次に「娼妓は全員居稼ぎ制である。」という部分であるが、これは、店に住み込みの娼妓の様子を指す。娼妓は店内に自分の部屋をもち、そこに客を上げらせ、売春行為を行っていたということである。

「遊興は通し花制で廻しは取らない。」については、遊廓にはさまざまな遊び方があった。その中に、通し花制と廻し花制（廻し制）というものがある。通し花制は、一人の客に一人の娼妓がつくことで、廻し花制は、一人の娼妓が同時に2人以上の客をとって、客から客へ相手すること。桜町遊廓は、所属する娼妓の

---

<sup>115</sup> 1915（大正16（1915）年、福岡県における張店の禁止。

<sup>116</sup> 桜町遊廓のあった久留米市原古賀町の近所で生まれ育ったM氏（1929（昭和4）年生まれ、市内諏訪野町在住）に対し2015（平成27）年3月15日（土）13時～16時半にM氏の自宅にて行った聞き取り調査より。

全員が、通し花制であったということである。

次に、遊興費用についてである。「費用は御定め甲（一泊）四円、乙（一泊）三円であるが、外（ほか）に菓子代五十銭、税が一割掛るから約四五円位と思わねばならない。」という部分からは、まず、遊興費用が桜町遊廓の場合は、甲・乙と2ランクに分かれていたことがわかる。甲の場合は1泊4円、乙の場合は1泊3円であった。そのほかこれに菓子代が50銭、税が1割かかるので、遊ぶためには、約4、5円必要であった。また「二時間遊びもあって二円である」という部分からは、いわゆる短時間利用（ショートタイム）が運用されていたこともわかる。

約4～5円の出費は、当時の日雇い労働者の1日の賃金が1円63銭であったので<sup>117</sup>、庶民にとって、遊廓利用は高級な遊びであったということが言えるように思う。また細かいところでは、「菓子代五十銭」が必ずかかることから、客にお茶が提供されるということもわかる。ちなみに、ここに記述はないが、客は宿泊の際、妓楼で夕食をとることもあり、そういうときは料理店から出前（台の物）をとることになっていた。遊廓の宿泊では、ただ性行為を行うだけでない、比較的悠長な時間の過ごし方が展開されていたということも言えるだろう。そしてそれが本来の遊廓での遊び方であった。

最後に妓楼の名称についても触れておく。妓楼の名称については、「豊栄」「弁天」「福柵」「高砂」「笑福」「恵比須」「福寿」「若喜」といったように、めでたい要素の入ったネーミングが多いことが特徴に挙げられるように思う。

## 2. 遊廓の構成要素

### (1) 遊廓建築

遊廓の構成要素として、遊廓内の建物に注目してみる。

『筑後名鑑 久留米市之巻』<sup>118</sup>において、「大阪屋」「対山楼」「一楽楼」「若喜楼」「松竹楼」「寿恵広楼」の写真をみることができ（図1）、それらは、いずれも2階建て以上で重厚感のある建築であることがわかる。「寿恵広楼」は当時珍しい3階建ての洋風建築である。そのほかにも、桜町遊廓の妓楼は由緒ある建物が多かった。例えば、「高砂楼」は、浅倉巳之蔵によって建てられた建物であったが、この浅倉という人物は、天草郡水産試験所や本願寺設立の仏教学校の

<sup>117</sup>参考サイト『近現代・日本のお金』

<sup>118</sup>渡辺五郎『筑後名鑑 久留米市之巻』筑後名鑑編輯所、1922年

建築をはじめ、飽託郡の農学校を建築し、その手腕をかわれて熊本県直轄の建築技師に任命された人物であった<sup>119</sup>。その後八代中学校や鹿本中学校等の建築に従事したが、久留米市に来て独立し、久留米市内において、不動銀行や市内の有力者の邸宅など多数の建築に携わった。その中で、「高砂楼」や健康診断所の建築を行った。主に学校建築に携わっていた人物が遊廓建築を担当した点は興味深い。しかし桜町遊廓における妓楼建築の特異な点はそれだけではない。例えば、「愉多嘉楼」は、かつて長崎県庁として使用されていた建物をそのまま移築し妓楼として使用し、当時の人々を大変驚かせていたという<sup>120</sup>。

(図1) 桜町遊廓の建物の様子



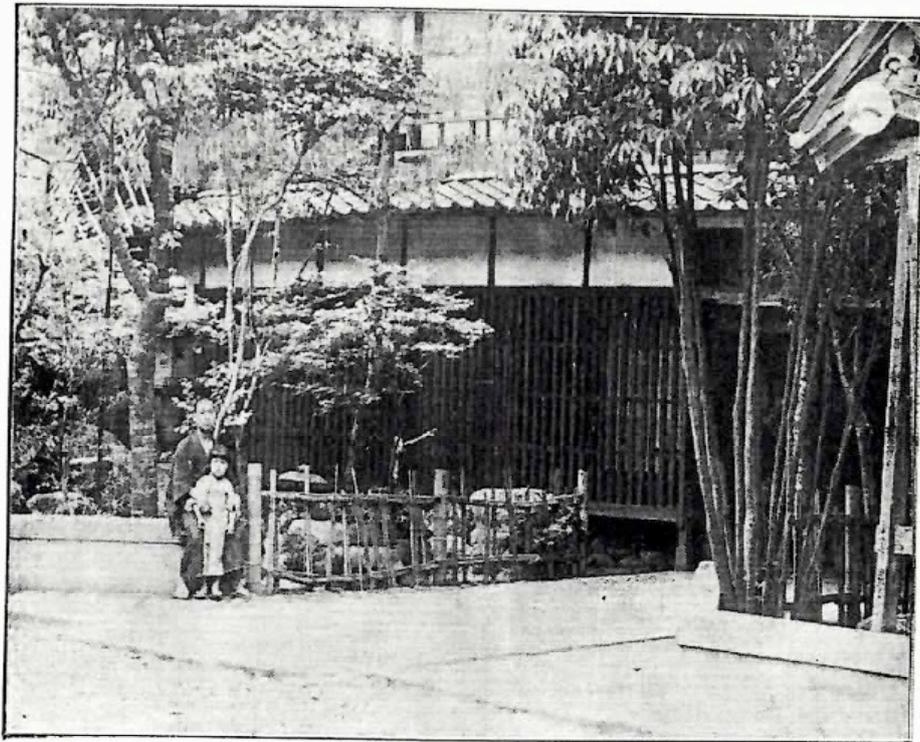
1) 「大阪屋」

<sup>119</sup> 渡辺五郎『筑後名鑑 久留米市之巻』筑後名鑑編輯所、1922年

<sup>120</sup> 『福岡日日新聞』昭和18(1943)年3月3日付



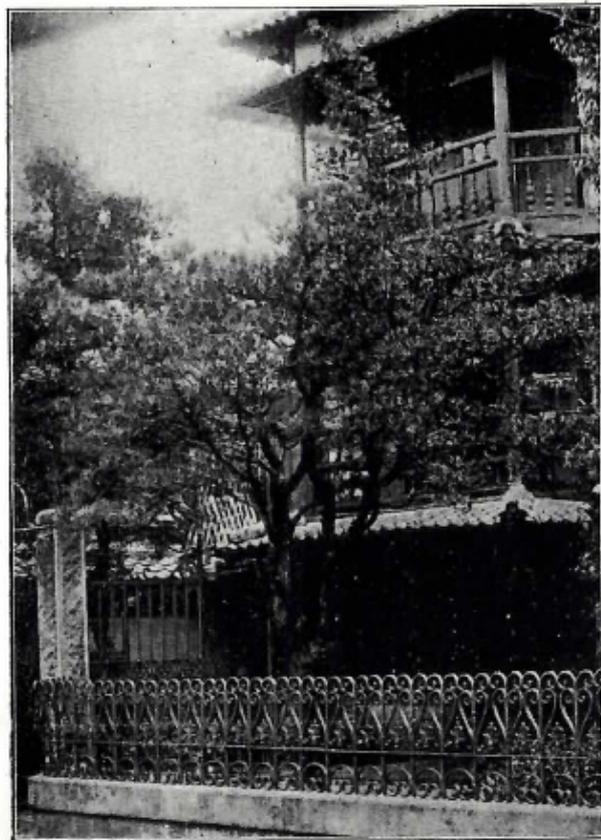
2) 「対山楼」



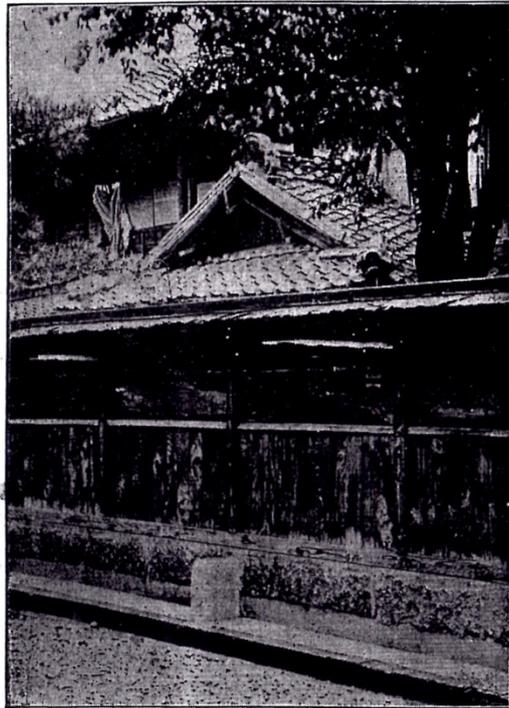
3) 「一楽楼」



4) 「若喜楼」



5) 「寿恵広楼」



6) 「松竹楼」

遊廓の建築については、豪華さを極めるだけでなく、時代の最先端を取り入れる場合も多くあったようである。例えば、前章で取り上げた、カフェーの全盛期であった昭和8（1933）頃の東京・吉原遊廓では、妓楼にステンドグラスや壁画をつけるなどの洋風化が流行したという<sup>121</sup>。昭和初期の博多・新柳町遊廓の「一楽」には壁面が鏡張りの「鏡の間」、岐阜・金津遊廓の「浅野屋」では、総鏡張りの洋風和室なども登場した<sup>122</sup>。

遊廓建築については、『廓読本』において「百年の先きを考へ、時代に後れぬやう設計することが必要」と書かれている<sup>123</sup>。またそこでは、世の進歩に伴い、家屋が密集してくるので、十分な土地をとることが困難になってくるとして、3階建て4階建てになってくるだろう、従って階段もエレベーターやエスカレーターが用いられるようになるだろうといったように、近未来における妓楼もイメージされているほどである。

遊廓建築に関連し、遊廓建物の内部についても触れておく。桜町遊廓の妓楼の内部については、史料がないため明らかにすることはできないが、遊廓のつくり

---

<sup>121</sup> 下川歌史『性風俗年表』河出書房新社、2009年

<sup>122</sup> 同上

<sup>123</sup> 『廓読本』は、昭和11（1936）年、熊本・二本木貸座敷組合の中村長次郎によって発行された書籍。妓楼経営や娼妓管理のノウハウが解説されている。

としては、玄関を入れてその脇に娼妓が待機している大部屋、帳場があり、2階部分に、娼妓が客をとる部屋があるのが一般的であったとされる<sup>124</sup>。そのほかの設備としては、風呂、便所、そして洗浄場が挙げられる。妓楼内の設備として特徴的であるのが、この洗浄場であり、そこには洗浄容器や薬品などが置かれていた<sup>125</sup>。性行為を行った後には、性病予防のために、客そして娼妓どちらにおいても、この洗浄室において洗浄を行うことがすすめられていた。

桜町遊廓の妓楼内部について史料がないとは言ったが、そういったことを踏まえた上で、さきほど取り上げた『筑後名鑑 久留米市之巻』の妓楼の外観写真から、「若喜楼」と「対山楼」を参考に、内部の様子を推察してみることにする。まず「若喜楼」であるが、人力車が停まっている部分が玄関である。玄関を挟んで両脇に格子をみることができる。この格子の内側が、娼妓たちの待機場所であったと考えられる。先に紹介した『全国遊廓案内』にみる遊興システムにおいては、桜町遊廓は「陰店」を張っていたというが、それは昭和初期の話であり、大正期における遊廓においては張り見世が禁止されていたわけではないので、この格子部分の内側に娼妓が並んでいたのではないかと考えられる。ちなみに、実際の聞き取りにおいては、張り見世が禁止されていた昭和初期にもかかわらず、格子の中に娼妓たちが並んでいた様子についても話を聞くことができている<sup>126</sup>。次に2階部分に目をやると、装飾のなされた欄干がめぐらされていることがわかる。この欄干の内側、障子が見えている部分に、娼妓が客をとる部屋が並んでいたのではないかと考えられる<sup>127</sup>。

次に「対山楼」に注目してみる。「対山楼」も「若喜楼」同様、玄関の両脇に格子が設置されているようであるので、ここでも張り見世ができるつくりになっていたことが言える。ところで「対山楼」で特に注目すべき点は、2階部分に

---

<sup>124</sup>中村長次郎『廓読本 松之巻』（東京興信新報社、1936年）における「一家屋の構造設備」より

<sup>125</sup>『廓読本 松之巻』p19

<sup>126</sup>桜町遊廓のあった久留米市原古賀町の近所で生まれ育ったM氏（1929（昭和4）年生まれ、市内諏訪野町在住）に対し2015（平成27）年3月15日（土）13時～16時半にM氏の自宅にて行った聞き取り調査より。

<sup>127</sup>筆者は2009（平成21年）年に熊本・二本木遊廓跡に残された旧妓楼「日本亭」を訪れた。その建物内部を見学した際、2階部分が娼妓それぞれの部屋になっており、部屋の障子の外には欄干があり、そこから外を眺めることができるようになっていた。

ある。それは、娼妓の部屋があると思われる2階部分に、忍返し<sup>128</sup>が取り付けられている点である。この場所に忍返し取り付けられているのには、もともとの用途である、泥棒や不審者の侵入を防ぐというよりも、娼妓の逃亡を防ぐ意味を持っていたのではないかと思われる<sup>129</sup>。娼妓は無断で外出することを禁止されており、妓楼の外に出ることも許されていなかった。娼妓の逃亡を防ぐための工夫については、熊本・二本木遊廓跡の旧「日本亭」において、扇形につくられた裏階段の例もあることを取り上げておく<sup>130</sup>。裏階段が扇形の螺旋状につくられたのには、娼妓が逃げる際に着物の裾がからまって降りにくくする狙いがあったとされている（図2）。このように遊廓の建物においては、娼妓の管理のために、実用的にもさまざまな工夫がなされていたということが言えるのではないだろうか。

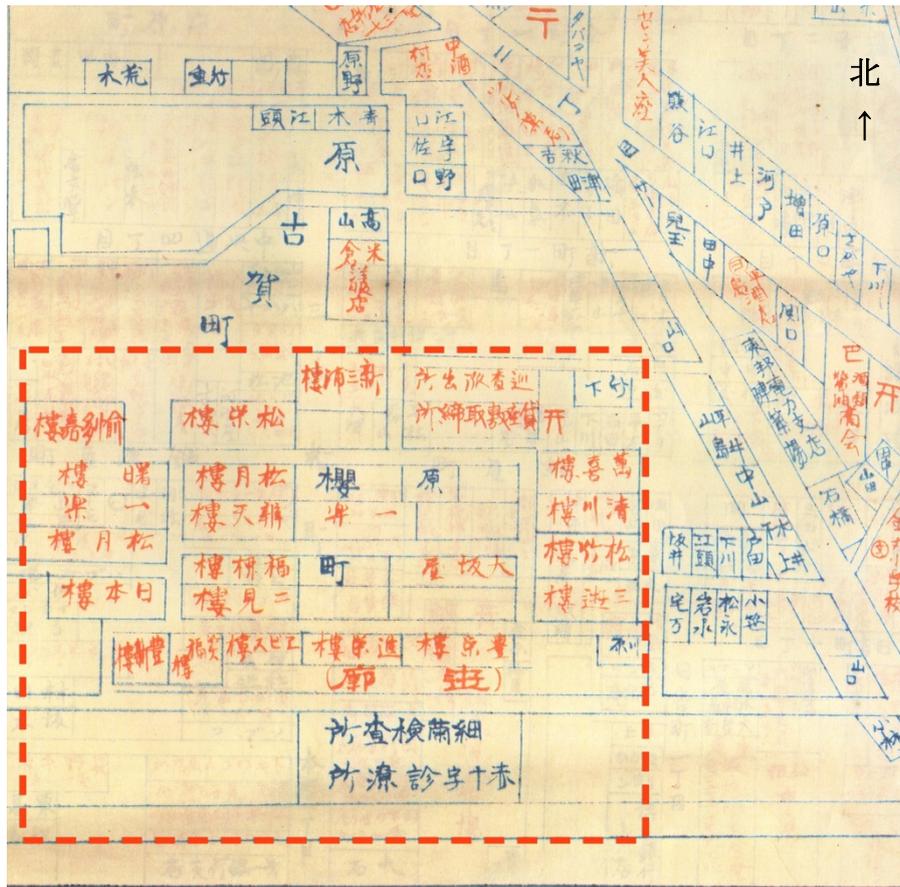


（図2）「日本亭」における裏階段

<sup>128</sup> 敵や盗賊などが敷地内に忍び込むのをふせぐため塀などの上にとがった竹や鉄などを並べて取り付けしたもの。

<sup>129</sup> 昭和期の特殊飲食店においても、2階の窓部分に、女性の逃亡を防ぐために忍び返しが設置されていた建物があったという御井町在住のS氏より聞いた。S氏は昭和初期の生まれであるので、子供の頃の記憶である。

<sup>130</sup> 二本木遊廓の旧妓楼「日本亭」見学の際、案内人の方に聞いた話を参考にしている。



(図3) 昭和8 (1933) 年時の桜町遊廓の様子

『九州市久留米市案内図：住宅附記』

## (2) 貸座敷取締所 (貸座敷組合事務所)

以下、図3に取り上げた『九州市久留米市案内図：住宅附記』<sup>131</sup> (以下、地図と記す) を参考にしていく。遊廓においては、第1章でも取り上げたように府県令の規定によって、組合を組織することが決められていた。貸座敷取締所といって、廓内に事務所を持ち (地図参照)、遊廓の運営がスムーズにいくための取り組みがなされていた。組合には組合取締人が1人いて、その者は組合事務を総括していた。組合事務は、営業上に関する諸法令や行政からの命令や通牒等の通達、また所轄の警察署に提出する書類などを用意するといったことなどが仕事とされていた。そのほか、娼妓の計算帳をチェックする仕事などもあった。

桜町遊廓においても、貸座敷組合は組織されており、例えば昭和4 (1929) 年には、組合長 (取締人) が古賀乙作 (「松竹楼」)、委員に角熊太郎 (「一楽」)、

<sup>131</sup>長友廣次『九州市久留米市案内図：住宅附記』廣洋舎、1933年

原弾市（「西松月」）、顧問に赤司力之助（「改心楼」）が就任している<sup>132</sup>。組合事務所の常務には佐藤佐という人物がいた。

### （3） 巡查派出所

地図によると巡查派出所と貸座敷取締所は隣り合って位置していることがわかる。巡查派出所には警察官が常駐し、娼妓の逃亡や不審者の出入りを防ぐ役割を果たしていた。そのほか警察官の役割としては、経営者が作成する客帳の検閲することなどもあった<sup>133</sup>。また貸座敷営業や娼妓稼業における取締はすべて警察官のもとで行われることになっていた<sup>134</sup>、巡查派出所は、遊廓の中で大きな存在感を持っていたと思われる。ここからは、警察側と経営者の緊密な連携によって、娼妓の管理が行われていたことがうかがえる。

### （4） 娼妓健康診断所

地図には「細菌検査所」「赤十字診察所」というふうに記されているが、これは娼妓健康診断所を指している。

公娼制度が娼妓の性病検査とともに成立していたことは先に述べたが、桜町遊廓においても、その誕生と同時期に性病伝播を防ぐ目的で、娼妓の性病検査を行う機関が廓内に設立されていた<sup>135</sup>。その当時は「驅梅院」と呼ばれていた。そこで市内の産婦人科医に囑託して、随時診察が行われることになっていたが、明治 34（1901）年 4 月に「娼妓健康診断規則」が発布されたのに伴って、福岡県の管理下となり、設備等が改善され、地図上の地に改築移転したとみられる。そして所内に「細菌検査所」と「県立原古賀病院」も付設された。そこで、毎月 6 回、3 と 8 がつく日に娼妓の健康診断を行っていたとされる<sup>136</sup>。また同所においては、県下 9 カ所の貸座敷業者による共済組合「芙蓉会」<sup>137</sup>の事業として、性病以外の病気に対しても診察を施し、入院をすすめるなどの取り組みがなされて

<sup>132</sup> 大阪新報支局『久留米名鑑 第一編』1929 年

<sup>133</sup> 「貸座敷娼妓取締規則」福岡県令第 37 号

<sup>134</sup> 「貸座敷娼妓取締規則」福岡県令第 37 号

<sup>135</sup> 『福岡日日新聞』明治 30（1897）年 7 月 6 日付

<sup>136</sup> 『久留米市誌 中編』p742

<sup>137</sup> 芙蓉会とは、大牟田・若津・久留米・福岡・若松・直方・八幡・小倉・門司 9 カ所における貸座敷の楼主及び娼妓をもって組織される会。毎月会費として、楼主よりは抱え娼妓 1 人につき 70 銭、娼妓は 1 人につき 25 銭を徴収。会員の疾病治療及び慰問死亡等に対する互助機関であった。

いた<sup>138</sup>。

### (5) 神社

地図によると、貸座敷取締所の東側に鳥居の印があり、神社が存在していたことがわかる。筆者が以前行った聞き取り調査の中でも、「大門から入って遊廓の内部に神社があった」という証言を聞くことができる<sup>139</sup>。しかし神社の名称をはじめ詳細はわかっていない。

遊廓と信仰には深い結びつきがあった。遊廓の中に神社が存在しているのは、当然桜町遊廓に限った話ではなく、例えば、吉原遊廓における吉原神社や吉原弁財天、京都・島原遊廓の島原住吉神社をはじめ、日本各地の遊廓にその例をみることができる<sup>140</sup>。またそこからは、経営者による鳥居や玉垣などの寄進、娼妓による熱心な参拝についての伝承などから、神社という存在が、遊廓で働く人々によって必要とされ信仰を集めていた様子を読みとることができる。また、『廓読本』には二本木遊廓における日常の様子が記録されているが、その中で娼妓が行うべきとする「朝の勤め」という項に、娼妓による信仰の様子が描かれている<sup>141</sup>。長くなるが引用する。

「神前には平素は生々したる櫛を、正月には松竹梅を供へ、仏前には平常は季節の花、正月には神前同様松竹梅を供へ、又毎朝神前にはお水、仏前にはお茶のお初穂を上げ、花立の水の入れ替へ、礼拝の都度神前にはお燈明を上げ仏前にはお線香蠟燭など焚くのであります。(中略)身支度が済み神棚の手入れと供物が済んだなら必ず端座して礼拝をせねばなりません。礼拝には父母同胞を始め席主御夫婦及び自分に対する神仏の御加護を感謝し且つ祈願するように心掛けるのであります」

---

<sup>138</sup> 『久留米市誌 中編』 p742

<sup>139</sup> 桜町遊廓のあった久留米市原古賀町の近所で生まれ育った M 氏 (1929 (昭和 4) 年生まれ、市内諏訪野町在住) に対し 2015 (平成 27) 年 3 月 15 日 (土) 13 時～16 時半に M 氏の自宅にて行った聞き取り調査より。

<sup>140</sup> 遊廓と神社をはじめとする娼妓と信仰をテーマにした研究については、拙稿『研究ノート：遊廓と祈り～久留米市・桜町遊廓における娼妓の生活と信仰～』(『西南学院大学大学院研究論集』第 4 号、2017 年) がある。

<sup>141</sup> 『廓読本 竹之巻』における「(七) 日常行事 一朝の勤め」

このように、遊廓の内部でも、娼妓による神仏への信仰が日常的にすすめられていた様子がみてとれる。自らの身体を酷使し働く娼妓にとって唯一の心のよりどころが神仏への信仰だったのではないだろうか。後に取り上げるが、桜町遊廓の娼妓の中には、神社への参拝のために無断外出し罰をうけた者たちがいた<sup>142</sup>。勝手に外出することが禁止されているにもかかわらずそれを破ってまで参拝に出かける姿勢からは、信仰への強い意志を感じさせる。

#### (6) 大門

遊廓の入口には大門が設置されているのが一般的であった。一般的に知られているのは吉原遊廓の大門であるが、遊廓の「異界」と「一般社会」を区別するシンボリックな意味と、人々の出入りを制限・監視し、娼妓の逃亡を防ぐ目的のため設置されていた。それが1つのモデルとして、他の遊廓にも伝わっていったとされる。

地図には載っていないが、桜町遊廓にも、他の遊廓と同様、敷地の入口に大門が設置されていたとされる。聞き取り調査においても大門の存在を聞くことができた<sup>143</sup>。また、明治31(1898)年の『福岡日日新聞』の桜町遊廓の開業式を伝える記事に、「同町大門前には大緑門を設け」た様子が記されており、桜町遊廓開業時から大門が設置されていたことを読みとることができる<sup>144</sup>。

#### (7) 芸妓券番

芸妓と娼妓は似て非なる商売であった。そのため、各都市においては、芸妓街と遊廓がそれぞれ独立し存在している場合が多かったが、中には、遊廓の中に芸妓券番が置かれるなどして、遊廓内で活躍する芸妓もいた<sup>145</sup>。そのケースの1つとして挙げられるのが久留米市なのである。久留米市では芸妓文化が盛んであり、桜町遊廓が誕生する前から、新町と紺屋町にそれぞれ芸妓券番が存在していた<sup>146</sup>。しかし、それに加え、遊廓の設置とともに遊廓内部にも芸妓券番が1つ開

---

<sup>142</sup> 本論第6章参照

<sup>143</sup> 2015(平成27)年3月15日(土)13時~16時半の聞き取り調査。M氏の自宅にて。ただし大門の正確な設置場所についてはわかっていない。

<sup>144</sup> 『福岡日日新聞』明治31(1898)年10月12日付

<sup>145</sup> 加藤正洋が『花街：異空間の都市史』において、都市によっては、娼妓を主として芸妓を抱えている遊廓や娼妓がいる花街も存在していたことを指摘している。(加藤正洋『花街：異空間の都市史』、朝日選書、2005年)

<sup>146</sup> 久留米市における芸妓文化のはじまりは、明治16(1883)年に新町、紺屋町の有

業した。この地図で確認することはできないが、遊廓開業期の『福岡日日新聞』の記事をみると、明治 30 (1897) 年 7 月初旬の時点で、妓楼数軒の建築とともに芸妓券番も落成したことが伝えられている<sup>147</sup>。また同年 7 月 27 日に「城廓楼」という妓楼が 1 軒が開業したことを伝える記事からは、その「城廓楼」には娼妓がまだ僅かに 2 人しか集まっておらず、1 人が「菊野」という娼妓で、もう 1 人が「玉龍」という 2 枚鑑札の娼妓であったといい、2 人の娼妓のうちの 1 人が芸妓も兼ねた娼妓であったことを読みとることができる<sup>148</sup>。ここから遊廓開業直後にすでに芸妓もいたということがわかる。またそれから 1 年経った明治 31 (1898) 年 10 月 11 日に、桜町遊廓は正式に開業式を開催するが、その様子を伝える記事には、「廓内三カ所に手踊り舞台を設け芸妓連の手踊りを催したり」という記述があり<sup>149</sup>、開業式が行われる段階では、多くの芸妓が集まっていたことがうかがえる。また、遊廓の中に、芸妓連が舞踊する舞台を設置することができるようなスペースがあったことも読みとることができる。廓内の舞台については、聞き取り調査の中でも「女性たちがときどき遊廓の中の道路に舞台をつかって踊っていた」という話を聞くことができた<sup>150</sup>。

#### (8) 人力車停車場

これについても地図に掲載はないが、先にも取り上げた『福岡日日新聞』の遊廓開業期を伝える記事によると<sup>151</sup>、人力車停車場も、開業のために設置の準備がすすめられていたことがわかる。ここから、遊廓開業に向けた早い段階から、人力車で来る客を見込んだ営業がなされようとしていたことがうかがえる。明治 43 (1910) 年に久留米市を訪れる観光客を相手に定められた「人力車の料金一覧表」には、市内の観光名所や軍関係場所と並んで「桜町遊廓」という項目があり

---

志によってつくられた芸妓券番「歌弦会」とされている。久留米市は芸妓文化が盛んな町として知られていたが、例えば、新町券番の明治 29 (1896) 年 1 年間の線香代売上高は 29 万 2985 本、代金 2 万 1375 円 30 銭であった。これは、同年の久留米市の歳入の 2 分の 1 に値し、花柳界がいかにもにぎわいを見せていたかということがわかる。

<sup>147</sup> 『福岡日日新聞』明治 30 (1897) 年 7 月 6 日付

<sup>148</sup> 『福岡日日新聞』明治 30 (1897) 年 7 月 31 日付

<sup>149</sup> 『福岡日日新聞』明治 31 (1898) 年 10 月 12 日付

<sup>150</sup> 2015 (平成 27) 年 3 月 15 日 (土) 13 時～16 時半の聞き取り調査。M 氏の自宅にて。

<sup>151</sup> 『福岡日日新聞』明治 30 (1897) 年 7 月 6 日付

<sup>152</sup>、人力車停車場があったことが示されているため、実際に久留米駅から桜町遊廓まで人力車が動いていたことがわかる。またそれによると、久留米駅から桜町遊廓までの利用料金は、12 銭であった。また、『筑後名鑑』に掲載された「若喜楼」の写真においても、玄関先に人力車が停車している様子がみてとれる。このことから、人力車が利用客によって実際に利用されていたことが言えるように思う。

#### (9) 桜の木

地図に掲載もなく、それについて書かれた史料があるわけではないが、2019 年現在、桜町遊廓のあった場所を歩いてみると、この地図上の「豊栄楼」のあった辺りに、古い桜の木が存在しているのがわかる(図4)。遊廓跡において今現在桜の木はこの1本しか確認することができないが、数十年前までは何本か植わっていたとされる<sup>153</sup>。桜町という町名は、桜町遊廓開業式の日に誕生しており<sup>154</sup>、同町は、遊廓のために新しくつくられたまちであった。なぜ桜町という町名になったのか明らかになっていないが、遊廓が開業する際に、「桜町」という名前にならなくて廓内に桜の木が植えられたのではないかと想像することができるように思う。

---

<sup>152</sup>権藤猛『久留米商工史』久留米商工会議所、1974年(p332-333)

<sup>153</sup>元原古賀町在住K氏より聞くことができた話(平成31(2019)年3月14日)

<sup>154</sup>『福岡日日新聞』明治31(1898)年9月27日付



(図4) 桜町遊廓跡に立つ桜の木 (平成30(2018)年3月25日筆者撮影)



(図5) 電柱のプレートにのみ残された「桜町」という地名  
(平成30(2018)年3月25日筆者撮影)

現在桜町遊廓があった場所は戸建てやマンションがひしめき合う静かな住宅街となっており、遊廓があったことを示すものは、ほぼ残っていない<sup>155</sup>。しかしその住宅街の間に取り残されたように佇むこの桜の木が、桜町遊廓の名残であるように思われる。

以上桜町遊廓を構成していたものについて、可能な限り取り上げてきた。それによってみてきたものは、桜町遊廓においては、吉原のお歯黒どぶのような明らかな「囲い」はなかったが<sup>156</sup>、「異界」と「一般社会」を区切る意味を持つシンボルとしての(6)大門の存在、隣り合って存在する(2)貸座敷取締所と(3)巡査派出所による監視、また、娼妓のみに性病検査の強制を行う(4)娼妓健康診断所の存在、また細かいところでは、(1)「対山楼」にみられた忍び返しといった特異な遊廓建築など、娼妓を外部から隔離し内部に囲い込み、経営者や警察による管理を行き届かせる環境づくりがなされていたことが言えるように思う。

その一方、(8)人力車駐車場の設置など、客側が足を運びやすい仕組みづくりは、遊廓開業時から行われていたことがわかる。また、(7)芸妓券番や舞台など、遊廓の営業に賑やかさを与える場所も廓内に設けられていた。

遊廓とは、娼妓にとって、仕事をする場でもあるが生活をする場でもあったはずである。しかし、以上みてきたように環境も仕組みも雰囲気も、あくまでも経営者や警察、そして客のために整えられている部分が多く、娼妓が人間らしい生活を送るための環境は整っていなかったように見受けられる。ただ廓内の(5)神社だけが、信仰心の厚い娼妓にとって、心のよりどころとして機能していた可能性は考えられる。

### 3. 遊廓をめぐる人々

前項では、遊廓の構成要素として建物を中心にみてきたが、当然のことながらそこに人が存在・介在しないと、遊廓は成り立たない。ここからは遊廓をめぐる人々に焦点をあて、桜町遊廓がどのような人々によって成り立っていたのかについてみていくことにする。そして桜町遊廓の経営についての特徴をあぶりだすことができたかと考える。

---

<sup>155</sup>旧桜町遊廓附近に立つ電柱にのみ「桜町」という地名が残されている(図5参照)。

<sup>156</sup>「治安や風紀上よろしくないもの」を区画された空間に隔離しておく、「囲い込み」の方式。これについては永井良和が『風俗営業取締り』の中でモデル提示を行っている。(永井良和『風俗営業取締り』講談社選書メチエ、2002年)

## (1) 娼妓

まずは、遊廓が営業を行う上で欠かせない存在である娼妓を取り上げることにする。桜町遊廓において、娼妓がどのような契約で働かされていたのかということ、実際に桜町遊廓の経営者と娼妓の間に交わされた『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』<sup>157</sup>をもとに具体的に記述していきたい。娼妓は、第1章で取り上げた国や県によって定められた規則とこの契約に縛られ、働かされていたのである。

これは、荒野某女が、桜町遊廓の原弾市が経営していた妓楼で働く際に交わした契約書である。まず全文を以下に載せる<sup>158</sup>。

### 「娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書

第一条 (荒野〇〇同△△ト連帯シテ原禪市) ヨリ昭和 (拾五) 年 (五) 月 (三十) 日 福岡地方裁判所所属公証人山田魁之助作成第六二五六〇号公正証書ヲ以テ元金 (二千五百) 円ヲ壱ヶ月八厘 ( ) 宛ノ利附ニテ借用シタルニ付双方示談ノ末以下條項ヲ約諾シタリ

第二条 (荒野〇〇) ハ本月ヨリ久留米市原古賀遊廓ニ債権者ト協定シタル場所ニ住居シ娼妓名簿登録申請手續ヲ遂行シ其登録済ノ日ヨリ稼業ヲ為シ其収入金ヲ折半シ壱半ヲ席料ニ充当シ残り壱半ヨリ左記金員ヲ支払ヒ其残金額ノ拾分ノ八ヲ毎月末限り前條所載借用元金ノ内ニ払入ルルコトヲ約諾シタリ。

一 壱ヶ月分ノ食費

一 借用現在元金ニ対スル壱ヶ月分ノ利息 利息ハ復利計算ヲ許サザルハ勿論ナリトス

第参条 (荒野〇〇) カ前条ニ依リ娼妓稼業中ノ左記各費目ハ債権者ヨリ負担供給スヘシ

一 賦金

一 娼妓組合事務所費

一 電燈料及木炭代

<sup>157</sup> 『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』 (久留米市教育委員会所蔵)

<sup>158</sup> 『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』には、娼妓と父親の本名の記載があるが、プライバシー保護を考慮し、名字のみ記載する。下の名前については、娼妓は〇〇、父親は△△と表記することにする。

一 債務者カ花柳病ニ罹リ治療ニ要シタル費用ノ全部及妊娠分娩ニ直接必要費用並ニ其休業中ノ食費

第四条 (荒野〇〇) カ本契約ニ依リ娼妓稼業中ノ部屋及部屋道具(箆笥、火鉢、茶棚類) 並ニ寝具ハ債権者ヨリ無償貸興スヘキモノトス

第五条 前第三條第四條所載外必要ノ物品並ニ雜費ハ總テ債務者カ自辨負担スヘシ

但客席ニ於テ受ケタル纏頭其他貰ヒ物等ハ当然 (荒野〇〇) ノ所得トス

第六条 (荒野〇〇) カ娼妓稼業中擅ニ其稼場所ヲ立去リタル場合其所在発見ノ為メニ債権者ニ於テ要シタル費用ノ実費(警察署ノ承認ヲ経タル) 式分ノ一ハ債務者ヨリ債権者ヘ賠償スヘシ

第七条 (荒野〇〇) カ本契約締結後必要費用ノ為メ更ニ債権者ヨリ借受ケタル金員ハ第一条所載ノ利息ヲ附シ第貳条ノ方法ニ依リ弁済スヘシ

第八条 債権者ハ第三条第四条ニ依リ負担支出シタル費用ハ如何ナル場合ト雖モ債務者ニ對シ求償セサルハ勿論ナリトス

第九条 (荒野〇〇) ニ於テ本債務完済前娼妓名簿登録後一カ年以内ニ娼妓稼業廃止又ハ勝手ニ稼場所ヲ他ニ移転スルトキハ残債務金ヲ弁済スルノ外抱入ニ要シタル諸費用トシテ抱入当時ノ前借金ノ一割(但シ參百円以内) ヲ債権者ニ賠償スヘシ

第十條 債権者ノ希望ニ依リ又ハ其責ニ歸スヘキ事由ニ依リ前条ノ事故發生シタルトキハ斡旋料ノ賠償ヲ要セサルハ勿論之カ稼業場所移転ニ要スル費用ハ總テ債権者ノ負担トス

第十一條 (荒野〇〇) カ滿五カ年間娼妓稼業ヲ為スモ其収入金ヲ以テ第貳条ニ依リ本契約ニ於ケル債務完済シ能ハサル時ハ該五カ年滿了ノ際直ニ残債務ヲ完済スヘシ

但(荒野〇〇) カ右五カ年内ニ擅ニ稼業場所ヲ立去リ若クハ病氣其他其責ニ歸スヘキ自由ニ因リ債務完済シ能ハサルトキハ引続キ更ニ貳カ年ヲ限度トシ繼續稼業ヲ為シ第貳條ニ準拠シ残債務ヲ一時ニ完済スヘシ

第十貳條 債務者ハ左ノ場合ニ於テハ期限ノ利益ヲ失ヒ債務者ノ告知催告ヲ要セス即時全債務ヲ完済スヘシ

卅第貳條ニ於ケル娼妓名簿登録手續不能ナリシトキ又ハ(荒野〇〇) カ本債務完済前娼妓稼業ヲ廃止若クハ稼場所ヲ他ニ移転シタルトキ式債務者中壺名ニテ本債務ヲ侵害スルノ行為アリト債権者ヨリ認メラレタルトキ

第拾三條 債権者ハ左ノ場合ニ於テハ本契約ニ於ケル債権ヲ破棄スヘキコトヲ特約ス

一 (荒野〇〇) カ死亡シタルトキ

一 (荒野〇〇) カ不治ノ疾病、伝染性疾患ニ罹リ稼業ニ堪ヘサルモノト其筋ヨリ認メラレ娼妓名簿登録ノ取消ヲ受ケタルトキ

右為後日本契約証書式通ヲ作成シ双方各一通ヲ保有スルモノトス

昭和拾五年五月参拾日

債権者	原 弾市
債務者	荒野 △△
債務者	荒野 〇〇」 <sup>159</sup>

内容を1つずつみていくことにする。

まず第一条においては、荒野某女が父親と連帯して、経営者より、昭和 15 (1940) 年 5 月 30 日から、2500 円を 1 ヶ月 8 厘の利息で借用することになったことが記されている。これが、娼妓稼業における前借金制である。父親が承知で娼妓稼業を始めるということは、家庭の貧困を助けるために、娘が娼妓稼業をすることになったという実情を指している。

第二条には、娼妓として働くにあたっての契約状況が記されている。そこには、荒野某女が原古賀遊廓（桜町遊廓）において、債権者（経営者）と協定した場所（妓楼を指す）に住み、娼妓名簿登録申請手続きを行い、その登録済みの日より娼妓稼業を始めるということ、その収入金は経営者と折半すること、経営者が席料として半分受け取った残りが娼妓の取り分となること、しかし、その取り分から 1 ヶ月分の食費と 1 ヶ月分の利息が引かれること、さらに、その残金の 10 分の 8 を前借金の返済にあてるという条件が提示されている。そこからは、自由になるお金はほとんど手元に残らず、1 ヶ月食べるため、そして借金を返済するためだけに働く娼妓の厳しい現実を読みとることができる。

ただし、娼妓が生活を送る上で、経営者が負担する金もあった。第三条には、その内容が記されている。賦金、娼妓組合事務諸費（貸座敷組合事務諸費）、電灯料と木炭代、娼妓が性病に罹った場合の治療に必要な費用の全部、妊娠した場

---

<sup>159</sup> ( ) 部分は手書きができるようになっている。

合の分娩に必要な費用とその休業中の食費などであった。

第四条には、経営者が娼妓稼業中の娼妓に無料貸与するものが挙げられており、そこでは、部屋および部屋道具（箆笥、火鉢、茶棚類）ならびに寝具などについても、娼妓が負担する必要がないことが示されている。

ただし第五条では、娼妓稼業を行う上で、第三条、第四条に示したものの以外の物品や雑費が必要となる場合は、娼妓の自己負担になるということが示されており、借金が増えるであろうことがうかがえる。しかし、客席で受けるご祝儀や贈り物は娼妓の所得として認められた。

第六条では、娼妓が稼業中に遊廓から逃げ出した場合、その所在を見つけるために経営者が使った費用の半分以上を娼妓が負担しなければならないこと、第七条では、娼妓が契約締結後に必要な費用ができた場合は、経営者に借金を行ってよいが、それにも第一条で提示された利息がつくということが提示されており、娼妓に対する金銭的にシビアな現実が示されている。

ただし第八条においては、経営者が第三条、第四条にて決められた娼妓のために使う費用はいかなる場合でも、娼妓に対し賠償を求めるとはならないようにすることが明記されている。

第九条では、娼妓が名簿登録後1年以内に廃業する場合や、勝手に店を替える場合は、残りの借金を返済するほか、最初に設定した前借金の1割（但し300円以内）を経営者に賠償することが決められている。一度娼妓登録をした娼妓には、少なくとも1年以上自分の店で働いてもらいたいという経営者の狙いがみえてとれる。ただし、経営者の都合等により娼妓が別の場所で仕事をするようになる場合は、それにかかる費用は経営者の負担とすることが第十条で示されている。

第十一条では、娼妓が5年働いても、借金を返済させることができない場合は、5年満了の際に残りの債務を完済させること。ただし、5年のうちに、店から立ち去ったり病気などの理由によって債務完済ができない場合には、引き続き2年を限度として、稼業を続け、完済させること。また第十二条では、娼妓名簿登録手続きができなかったときや債務完済前に娼妓稼業を廃止したり、他に移転したりするときなどは、即時に借金を返済させること、といったことが提示されており、契約期間である5年しっかり働いてもその時点で借金が残っていれば、その場で完済させなければならないことをはじめ、借りた金はどうしても返さねばならない現実をつきつけている。第十三条において示されている借

金を返さなくてよくなる条件は、娼妓が死亡した場合、不治の病や伝染性の疾患によって仕事を続けることができないと認められた場合の2つのみであった。

以上のことを条件にして、娼妓は家のために借金をし、自らの身体を犠牲にして娼妓稼業をはじめなければならなかったのである。条件をみるだけでも、娼妓の生活が過酷で金銭的に厳しいものであったことを読みとることができる。

## (2) 斡旋業者

桜町遊廓で働く娼妓の出身地は、福岡県と大分県が多かったとされる<sup>160</sup>。後の章で、実際に桜町遊廓で働いていた娼妓の出身地についてみていくが、その出身地はさまざまであった。現代のように交通の利便性がよいとは言えない時代に、女性たちがどのように桜町遊廓にやってきて、働くようになったのか。そこには、斡旋業者の存在があった。

斡旋業とはいわゆる人材紹介業であるが、当時の斡旋業には一般的な仕事を紹介するものとは別に、芸娼妓斡旋業という芸妓や娼妓すなわち風俗業専門の紹介業が存在していた。江戸時代には女衞と言われていたりもしたが、明治時代になると、紹介業は規則によって営業方法が形作られていき、それまでの女衞業もそのくくりで管理されるようになっていたが、明治38(1905)年、「芸娼妓口入営業取締規則」が發布され、芸娼妓の紹介が専業化されることになった。ちなみに大正8(1919)年からは、酌婦も、芸娼妓紹介業の中に加えられることになった。

芸娼妓紹介業者の仕事は、遊廓経営者である求人者と遊廓で働くことを希望する求職者のマッチングを行うことであった。

芸娼妓を紹介斡旋するためには、いくつかの手順を踏まなければならなかった。その手順は、どのようにして娼妓が「つくられて」いくのかの過程でもある。ここからは娼妓がどのようにして「つくられて」いくのか、『芸娼妓酌婦紹介業に関する調査』<sup>161</sup>を参考にみていくことにする。これは、東京付近における芸娼妓酌婦紹介業の実情について調査されたもので、調査時期については大正15(1926)年に限られているが、近代において、娼妓たちがどのようなやりとりを経て遊廓で働くことになったのかを知ることができる貴重な史料である。

紹介業者のところには、求人および求職がストックされている。条件の合う求

<sup>160</sup>先に取り上げた『全国遊廓案内』における記述より

<sup>161</sup>中央職業紹介事務局『芸娼妓酌婦紹介業に関する調査』中央職業紹介事務局、1926年

人と求職があった場合、紹介業者がまず着手しなければならないのは、身辺調査であった。なぜなら、芸娼妓酌婦の稼業は許可制度であり、家計がひどく困窮していない者や健康状態が悪い者などは不許可になる場合もあり、話を進めてから不許可になると一連の動きが無駄になること、また紹介業者に損失がでる場合もあることから、まず、身辺調査を行い、許可の見込みがあるかどうかをあらかじめ見定める必要があったのである。

調査方法には2通りあった。直接調査と間接調査である。前掲書より原文を掲載する<sup>162</sup>。

#### 直接調査

- (1) 求職者の住所氏名職業 (2) 希望の種別 (3) 親権者の有無 (4) 有りとすれば承諾の有無 (5) 出稼すべき土地の撰定、前借金高及就業期間 (6) 転換者については負債の有無並に転換の理由 (7) 保証人の樹所氏名職業

#### 間接調査

- (1) 戸籍謄本に依る親権者の真偽 (2) ○抱主の有無、有りとすれば解約の顛末 (3) 求職者と親権者の真偽 (4) 求職者の夫又は内縁の夫情夫の有無、有りとすれば同意の可否 (5) 家族の素行

以上の調査を行い、娼妓においては、省令ならびに府県令などに差し支えがないかの判断の後、はじめて紹介への手続きがすすめられることになる。

紹介業者は、まず求職者を求職者の希望する条件に適応する土地の求人者に紹介する<sup>163</sup>。もし求職者が希望する土地に求人がない場合、また、そこに需要があったとしてもそれが取引先でない場合は、取引を行っている同業者に紹介し、斡旋を委託することもある。芸娼妓の紹介斡旋は、このように、単独的紹介だけでなく、共同的な紹介によって話がまとまるものもあった<sup>164</sup>。こういったことから、紹介業者は同業者同士で横のつながりがあったということが言える。

ここで注目したいのは、少なくとも制度上では、求職者の希望が優先されてい

---

<sup>162</sup>○の部分は判読不能。

<sup>163</sup>ここで言う求職者は娼妓希望者、求人者は貸座敷経営者を意味する。

<sup>164</sup>一人の紹介業者によって斡旋を果たせるもの(単独的紹介)のことを「一本玉」、数人の紹介業者が共同して斡旋を果たせるもの(共同的介绍)のことを、関わった人数によってそれぞれ「二本玉」「三本玉」「四本玉」といったように呼んだ。

たという点である。斡旋業者にとっては、共同紹介よりも単独紹介の方が実入りは多くなりそうであるが、求職者の希望になるべく添えるように尽力するところからは、女衞の時代とは違う、紹介業者の近代的な体制が感じられるように思う。ただし、右も左もわからずに直接職を求めにきたような者には、得意先の妓楼を紹介することになっていたようである。

紹介業者によって求人者と求職者のマッチングがすすむと、求人者は求職者と接近することを望む。「目見栄」と言って、直接顔を合わせ、いわゆる面接を行い、採用の可否を判断する。しかし、このとき、求職者が遠方に住んでいる場合は、紹介業者が求人者に求職者の写真を送り、それによつての判断となる。この場合は、契約の段階にすすむまで、日数がかかった。遠方の場合は、10日以上、もしくは1ヶ月かかることもあったというが、遠方ではない場合だと、かなり短い期間のうちに、契約にすすんでいたということになる。

そうして、お互いがお互いの条件に合意すれば、契約成立となるのだが、その際もっとも重要になるのが、前借金額の取り決めであった。この前借金額制度における詳細については、後に述べるが、はじめて娼妓になるという求職者は、求人者である抱え主と求職者の親権者が前借金の授受をしなければならなかったが、それは、紹介業者の責任のもと行われた。一方、もともと娼妓をしていたが、思うように前借金を返済できない者は、「鞍替え」といって、前借金の整理のために別の遊廓に転売されることがあった。新しい遊廓の経営者に立て替えてもらって、前の経営者に借金を返済し、また立て替えてもらった借金分を新しい遊廓で働いて返済していくという仕組みである。このときは、前の経営者と新しい経営者の間で金銭のやりとりが発生するが、この場合も、そういった前借金のやりとりは、紹介業者の責任のもとで行われていた。

斡旋先が決定してもすぐ就業開始とはならない。その後、警察署からの許可を受けるための手続きがあった。以下、東京地方の警察署における娼妓稼業登録申請者に対する調査事項を取り上げる。

- (1) 族籍住所氏名
- (2) 娼妓となる事由及び家計の状態
- (3) 承諾書に捺印せしは事実なりや
- (4) 曾て娼妓たりし事あれば稼業開廢年月日場所並に廢業の理由
- (5) 前科及び目下犯罪の有無
- (6) 有夫の婦にあらずや
- (7) 素行及び来歴
- (8) 教育程度
- (9) 警察上参考となるべき事項

これらの項目は、紹介業者によって行われる間接調査とよく似ているが前科や犯罪の有無、素行および来歴等が挙げられているのには、警察特有の調査の特徴をみてとれる。

以上の調査に加え、警察署による許可が下りるためには、求職者たちは、警察署内における医療関係者による健康診断を受けなければならなかった。

健康診断においては、身長・体重、体格、栄養、乳房、リンパ腺、皮膚、頭髮、腋毛、陰毛、月経初潮、特徴、骨盤計測、春期発動期の疾病、既往の花柳病、各臓器の健否、局部肛門に於ける異常及び疾病の有無といったものの状況が確認された。

求職者たちは、その結果、合格者、一時的不合格者、絶対的不合格者に分けられ、合格者は、診断書を受け取り、それを警察署に提出し、そこではじめて就業が適当であると見なされ、許可が下りることとなる。

一方、この健康診断で不合格となると、許可が下りず、就業することができないので、そうなった場合、紹介業者のこれまでの働きはすべて無駄になる。そのために紹介業者たちは、最初の調査（直接調査・間接調査）を念入りに行う必要があったのである。

ちなみに東京府における大正 14（1925）年の調査において、この娼妓登録に際する健康診断合格者は 1,488 人であったが、不許可の者が 150 人いたという。娼妓希望者のうち約 1 割が健康上の問題のために、不許可になっていたことがわかる。絶対不合格なるものは、主に心臓病、結核、局部発育不良、栄養不良などであった。深刻な疾患だけでなく、栄養不良など、生活に起因するようなものも、遊廓で働く上では、チェックが入っていたことがわかる。それほど遊廓で働くということは、体力が必要であったということであろう。発育不良や栄養不良等で不合格になる場合もあるというのが、当時の社会の貧困を物語っているように思う。

ここからは具体的に久留米市内を例にみていきたい。芸娼妓斡旋業の存在を示す唯一の史料が存在するので、それをもとに紹介する。それは、『久留米商工人名録』（昭和 15 年）といって、久留米市内における商工業者の一覧が記されている。その中に、他の人材紹介業に混ざって、「芸娼妓・酌婦・斡旋」の欄が設けられている。それによると、当時久留米市内には、11 軒もの芸娼妓酌婦斡旋業が存在していることがわかる。例えば、紹介斡旋業の中には、「看護婦斡旋業」や「牛馬斡旋業」なども見られるが、「看護婦斡旋業」は 6 軒、「牛馬斡旋業

者」は2軒となっており、それらに比べると芸娼妓酌婦斡旋業の需要の高さがうかがえるように思われる。また斡旋業者すべてが、男性である。東京の調査における紹介業者も男性が約8割、女性が約2割となっていたので<sup>165</sup>、紹介業者は、圧倒的に男性が多かったということを書いていいように思う。

そして芸娼妓酌婦斡旋業それぞれの住所を確認してみると、11軒のうち、日吉町3軒、紺屋町1軒、鍛冶屋町1軒、西尾関町1軒、荘島町1軒、白山町2軒、京町1軒、瀬下町1軒となっている。ここで注目すべき点は、まず日吉町に3軒かたまっていることで、日吉町は当時料亭や待合などが多数存在しているところであった。また紺屋町1軒とあるが、日吉町に隣接する紺屋町は、芸妓置屋が存在している町であった。つまり日吉町も紺屋町も、芸妓が多数行き来する場所であったことから、日吉町と紺屋町に存在していた斡旋業者は、芸妓専門の業者であったことも考えられる。その他、白山町2軒、瀬下町1軒とあるが、白山町は当時特殊飲食店が軒を連ねていたところで、瀬下町は明治期に遊廓の営業が許可されていた歴史をもつ町であったことから、この2つとも、芸娼妓酌婦の営業に関係する土地であったということが言える。東京の調査においても斡旋業が軒を多数連ねる土地は、そういった営業に関係する土地であることが多かった。遊廓や芸妓置屋、料理屋があつて、そこに斡旋業者も集まってくるという流れをイメージすることができる。いずれにしても、久留米市内において、10軒を越える芸娼妓酌婦斡旋業者が存在していたということは、それほど芸娼妓酌婦の仕事が必要とする人間が多かったということを示しているように思える。

### (3) 経営者

遊廓を成り立たせている人的な要素において鍵をにぎるのが、遊廓の経営者である。近代期の遊廓においては、まず経営者が存在し、そこに娼妓が集められ、営業が行われるという形が一般的であったと考えられる。

桜町遊廓の誕生にも、まず経営者の存在があつた。ここでまず、桜町遊廓の開業時の様子について今一度振り返ってみることにする。

桜町遊廓の誕生をめぐっては、軍隊の設置が決まった途端に、市内のあらゆる町が名乗りを上げ、激しい誘致合戦を繰り広げられたことは先に述べた通りである。具体的には、市内の南薫町や瀬下町が優勢で、御井町なども町内の有力者

---

<sup>165</sup>中央職業紹介事務局『芸娼妓酌婦紹介業に関する調査』中央職業紹介事務局、1926年

をもって県に直接請願するなど、町それぞれが、独自の理由を持って、運動を行っていた。

しかし、ふたをあけてみると、設置が決まった先は、それまで目立った運動を繰り広げていたわけでもない、原古賀町であった。明治 29 (1896) 年 9 月 19 日、県令第 74 号によって、久留米市原古賀町の以下の住所において、遊廓の設置が決められた。

「県令第七十四号

明治二十七年県令第四七号貸座敷及娼妓取締規則第一條に左ノ一項ヲ追加ス  
一 久留米市原古賀町字南六十五番地及至六十七番地六十八番地ノ一 六十八番地ノ二六十九番地合併ノ内(拾五坪) 八十五番地乃至九十九番地 百番地百壹番地合併百壹番地 百三番地百四番地ノ一 百四番地ニノ一 百四番地ニノ二合併ノ一 百四番地二ノ一 百四番地二ノ二合併ノ二百四番地ノ三百五番地百六番地合併百七番地 百八番地字東 二百十一番地ノ一 二百十八番地合併二百十九番地乃至に百二十一番地

明治二九年九月十九日 福岡県知事男爵岩村高俊」

なぜ原古賀町に設置が決まったのかについての考察は今後の課題にするとし、ここからは、原古賀町への設置をめぐる起こった1つの事件に注目し、実際に設置が決まり、遊廓が形成されていくにあたって、どのような人々の動きがあったのかについてみていく。遊廓が原古賀町に決まった1年後の『福岡日日新聞』の記事にその事件内容が掲載されている。

「紛擾落着 原古賀町遊廓設置の承諾金分配に付紛擾起こりたるとは既に報せしが右は愈々訴訟せんと迄迫り居たるもその後二三人仲裁人出来て調和成りたりと言ふ聞く所に依れば同町有志団体積立金一円は百日間内に返付することとして運動費及謝金は借家業者と委員とが出金して親睦会を開き其費用を委員より弁することにて落着せりと聞く」<sup>166</sup>

ここから、原古賀町に遊廓を設置するにあたっての承諾金分配をめぐる同町で紛擾が起きていたことがわかる。これによると、まず、遊廓設置をめぐる、

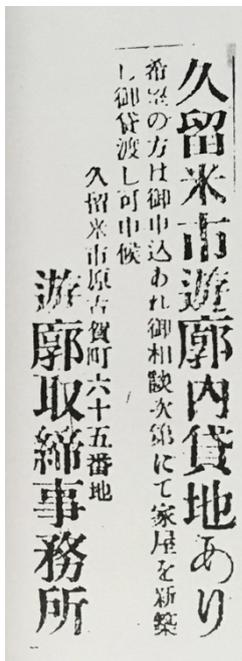
---

<sup>166</sup> 『福岡日日新聞』明治 30 (1897) 年 9 月 10 日

もともと遊廓を設置するための運動を行った原古賀町有志団体と、「借家業者」、「委員」という登場人物がいたことがわかる。有志団体は土地の所有者、借家業者と委員は、遊廓経営を行おうとする人物たちだと思われる。そこで、土地所有者に承諾金が支払われるはずが、支払われていないということで揉めている内容であるが、ここから、こういった承諾金目当てに設置運動が行われていた可能性も読みとることができるように思う。

このように、遊廓設置をめぐるのは、もともと住人が設置活動を行ったとしても、住人が遊廓を経営するのではなく、経営者はおそらく外部からやってきたことがわかる。元から住んでいた住人と外部におけるバトルが摩擦を生み出していた可能性も考えられる。

実際、桜町遊廓の地において、はじめに借家業を始めたのは、熊本県出身の中津海知幾という人物であった。当初は「遊廓取締事務所」の名称で、その後「久留米貸家貸地株式会社」という会社を組織し、これから遊廓を営もうとする人たちに貸地貸家の営業を行った。明治30(1897)年5月1日の段階で、『福岡日日新聞』に広告を出しており(図6)、大々的な営業が行われていたことがわかる<sup>167</sup>。



(図6)『福岡日日新聞』(明治30(1897)年5月1日付)に掲載された「遊廓取締事務所」の広告

このほか、原古賀町において、遊廓設置決定直後、早々に妓楼設置に向けて動きを見せたのも、実は外部の人間が多かった。

桜町遊廓はもともと明治30(1897)年7月1日より開業する予定であった。開業に向けての様子を『福岡日日新聞』が次のように伝えている。

「遊廓の開業期 城島久米太郎氏の建築にかかる原古賀町遊廓一棟は既に悉皆落成せしを以て愈々来る七月一日より開業する由 其他五六軒も目下大に捗取り皆七八分丈竣工し居れば開業の期も遠からざる可し」<sup>168</sup>

<sup>167</sup> ただしこの「久留米貸家貸地株式会社」は事業がうまくいかず、わずか8ヶ月で倒産し、そのあとを永松百太郎が引き継ぎ、桜街株式会社を設立した。

<sup>168</sup> 『福岡日日新聞』明治30(1897)年6月23日付

「久留米遊廓 原古賀町遊廓は去る一日より開業する筈なりしも工事の都合により其の運に至らず(中略)先づ開業すべきは三潯郡鳥飼村津福空閑氏の美棲楼、博多吉田氏の大吉楼、肥前武雄力安氏の城郭楼3軒なるが、其他昨今建築中にて本月下旬又は来月上旬迄落成開業す可きは久留米林氏の常磐楼、津福田中氏の三階一等、同手島氏の原廓楼等なり」<sup>169</sup>

開業にあたって、城島久米太郎という人物が建築に携わった妓楼1軒が落成していること、そのほかにも、三潯郡鳥飼村津福空閑氏の美棲楼、博多吉田氏の大吉楼、肥前武雄力安氏の城郭楼3軒が落成し、久留米林氏の常磐楼、津福田中氏の三階一等、同手島氏の原廓楼等もじきに落成する見込みであるという様子が伝えられている。ここで注目したいのが、経営者たちの出身地である。いち早く妓楼建設に関わった城島久米太郎は久留米市の出身、また常葉楼の林氏も久留米市出身であるが、その他の経営者たちは、久留米市内の出身ではないことがわかる。三潯郡鳥飼村津福は久留米市に隣接しているため近くからやってきたことがわかるが、博多や肥前武雄といった遠方からも、わざわざ経営しにやってくる人物たちがいたことは、興味深い点である。また、桜町遊廓が開業式を行った際「経営者総代」をつとめていたのが、肥前武雄出身の力安鹿一であった。ここから、外部からやってきた人間が、桜町遊廓の運営において中心的な役割を果たしていたことがわかる。いずれにしても、遊廓設置をめぐっては、運動をおこしたのは住人たちでも、実際に運営に関わっていたのは、外部からやってきた人たちが多かったという点が、桜町遊廓の成立における1つの特徴であると言えるだろう。

最後に、桜町遊廓が最も繁栄を迎える大正期以降に、遊廓経営を行っていた経営者たちにも目を向けることにする。実はそこにも1つの特徴が浮かび上がってくるのである。

大正期～昭和初期にかけて久留米市をはじめとする筑後地区において活躍した人物を紹介している「久留米市勢一斑」<sup>170</sup>や「筑後名鑑」<sup>171</sup>をみると、そこには、多くの桜町遊廓の経営者たちが名を連ねているのである。以下、それぞれの人物が活躍したと思われる時代順に、名前と簡単なプロフィールを取り上

<sup>169</sup> 『福岡日日新聞』明治30(1897)年7月6日付

<sup>170</sup> 筑後日之出新聞社編輯局『久留米市勢一斑』筑後日乃出新聞社、1915年

<sup>171</sup> 渡辺五郎『筑後名鑑 久留米市之巻』筑後名鑑編纂部、1922年、西村延次郎『筑後名鑑』西村延次郎、1932年

げる。

- ・ 城島久米太郎

桜町遊廓において1番最初に妓楼の建設に携わった人物。初代久留米市会議員。

- ・ 永松百太郎

「福寿楼」経営者。久留米市米屋町出身。久留米市会議員。発明品博覧会建築委員。

- ・ 赤司力之助

「改心楼」経営者。佐賀県三養基豆津出身。仁侠の人物。九州唯一の大親分的存在。市会議員の経歴を持つ。

- ・ 角熊太郎

「対山楼」経営者。熊本県阿蘇郡出身。熊本師団に入営し、一時看護長をつとめた。その後久留米に来て、桜町遊廓創設にかかわった。桜町遊廓組合の元老（大正11（1922）年時）。

- ・ 操伊三郎

「大阪屋」経営者。佐賀県出身。大正11（1922）年没。

- ・ 佐藤大九郎

「一楽楼」経営者。久留米市瀬下町出身。桜町遊廓組合委員で、会計を担当。

- ・ 大野暢

「寿恵廣楼」経営者。「寿恵廣楼」は、桜町遊廓中大一流の評判とされた。当時珍しい洋風三階建て。千葉県出身。土木請負業者として活動し、房総鉄道株式会社社長のもとで会計を担当。その後台湾に渡り財を成す。その後久留米市に来て、「寿恵廣楼」を経営し成功させ、その傍ら朝鮮でも土地経営を行っている。

- ・ 古村喜太郎

「若喜楼」経営者。三潞郡大川町出身。遊廓組合委員。もともとは肥料商であっ

たが、久留米に来て妓楼を開業。同業者の意表をつく営業で繁昌させた。

・古賀乙作

「松竹楼」の経営者。1880（明治13）年生まれ。三潞郡大善寺村出身。遊廓組合員。九州一の侠客として知られていた赤司力之助の弟子として活躍。赤司力之助の没後そのあとを継ぎ、九州における代表人物となった。県会議員と市会議員兼務の経歴を持つ（昭和7（1932）年時）。昭和初期には九州遊廓総合組合長として全九州の同業者をとりまとめ業界の革新と発展につとめた。

一通りみてもみると、出身地や元の職業ともに、さまざまではあるが、市議員の経歴を持つ人物が複数いることに注目がいく。特に当時の市議員は、地元の成功者および有力者でないとなれなかった<sup>172</sup>。中でも、桜町遊廓において1番最初に妓楼の建設に携わった城島久米太郎は、第1回市議員選挙における1級当選者であることから、地元でも有数の納税者であったことがわかる。

また永松百太郎は市議員のほか、貸家業で財をなし、発明品博覧会建築委員もつとめるなど地元で大変活躍していた。赤司力之助も市議員のほか、自動車会社の社長もつとめ、また「九州唯一の大親分的存在」として地元では有名人であった<sup>173</sup>。赤司の後継者である古賀乙作は、市議員と県議員という2つの

---

<sup>172</sup>明治期、市議員の定数は、人口五万人未満の市では、30人であった。立候補者も選挙者も、25歳以上の男子で、一戸を構え、地租を納めているか、直接税2円以上を納める者（公民という）にしか権利が与えられなかった。そして、公民は、三つの等級に分けられた。直接市税の多額納税者中、累計が選挙人総員の納める総額の三分の一にあたる上位者が一等選挙人、一等選挙人以外の直接市税の納額が多い者を合わせて、選挙人総員の納める総額の三分の一に当たる者を二級選挙人、それにあてはまらない人を三級選挙人とした。そのため、当時の市議員は、富裕層で、地元で活躍しているような人物であったということがわかる。また市会のほかに市参事会という組織もあった。市参事会は、市長の職務を補助し、市長に事故があるときは代理する権限をもった、市を代表する行政機であった。30歳以上の公民で人気は4年、2年ごとに半数改選の名誉職であった。例えば、明治22（1889）年に行われた第一回市議員選挙において、市議員当選者となった城島久米太郎は、一級当選者であることから、地元でも有数の納税者であったことがわかる。

<sup>173</sup>渡辺五郎『筑後名鑑 久留米市之巻』筑後名鑑編纂部

経歴を持っていた。また古賀にいたっては、その後九州遊廓総合組合長となり、九州の遊廓業界を代表する人物となった。また市会議員でなくても、例えば、熊本師団の元看護長（角）や土木請負および土地経営の成功者（大野）など、別の業界で活躍した人物が遊廓経営をはじめていることがわかる。

共通して言えることは、もともと別の分野で活躍していた人物が、その手腕をもって遊廓経営に乗り出しているという点である。

このように桜町遊廓は、外部の人間によって立ち上げが行われ、その後、久留米市会議員をはじめとする有力者によって、経営がすすめられていった。久留米市の遊廓は、軍都のあゆみとともに発展を遂げていったとされるが、遊廓が繁栄を迎えた背景の1つには、こういった、地元の実力者およびもともと別分野で成功をおさめるなど、経営等のノウハウを予め持った人物たちが知恵を出し合っ  
て経営をすすめていたことも挙げられるように思う。しかしそれによって遊廓自体に繁栄がもたらされていたとしても、それが娼妓の生活を豊かにしていたかという点、それには疑問が残る。次章では、そういった経営者の手腕のもとで、実際に働かされていた娼妓の生活について、みていくことにする。

## 第5章 『娼妓所得金日記帳』にみる娼妓の生活

本章では、桜町遊廓に存在していた妓楼「福寿楼」において実際に使用されていた『娼妓所得金日記帳』から娼妓の生活を読みとっていく。

具体的には、まず「1. 娼妓の稼業状況」において、『娼妓所得金日記帳』に記載された娼妓の情報から、娼妓の出身地や年齢に着目し、久留米市の遊廓にどのような女性が集められていたのかということをはっきりさせる。また、娼妓稼業をはじめるとして重要な取り決めであった前借金や稼業年数にも着目し、娼妓稼業の傾向について考察を行うことにする。「2. 娼妓の生活」においては、『娼妓所得金日記帳』の中から「小菊」と「かる多」という娼妓の記録を例にとり、娼妓の生活実態にせまる。その後、娼妓の廃業時の動向と総稼ぎ高に着目し、それらを踏まえた上で、遊廓の経営実態がどのようなものだったのかを明らかにする。

### 1. 娼妓の稼業状況

『娼妓所得金日記帳』は、「貸座敷娼妓取締規則」によって、経営者が調製し、娼妓の日ごとの所得金を記入することが定められていた<sup>174</sup>。経営者が1冊、そして娼妓にも1冊渡す決まりになっていた。現に、今残されている『娼妓所得金日記帳』の中にも、同じ娼妓分が2冊存在するものもある。またこの『娼妓所得金日記帳』は警察に閲覧を求められた場合すぐに提供することも決められていた。日々の売り上げの管理のほかに、娼妓の利益を保護する目的もあった。

またここで「福寿楼」についても触れておきたい。「福寿楼」は、永松百太郎によって経営されていた妓楼である。「福寿楼」は、『福岡日日新聞』が桜町遊廓開業式を伝える記事の中に一部登場する。

「式は原古賀町内中央の空地に於て挙行され、来賓は博多、熊本、久留米、若津港の官吏、有志、貸座敷業者等無慮四百名余り式場周旋人は同遊廓内福寿楼に休憩せし」<sup>175</sup>

開業式が、各地から400人もの人々が集まり、大変な賑わいであったことが

<sup>174</sup> 「貸座敷娼妓取締規則」福岡県令第37号

<sup>175</sup> 『福岡日日新聞』明治31（1898）年10月13日付

伝わってくるが、会場をあちこちめぐり歩いて疲れた人々のために、休憩する場所として、「福寿楼」が開放されていたことがわかる。

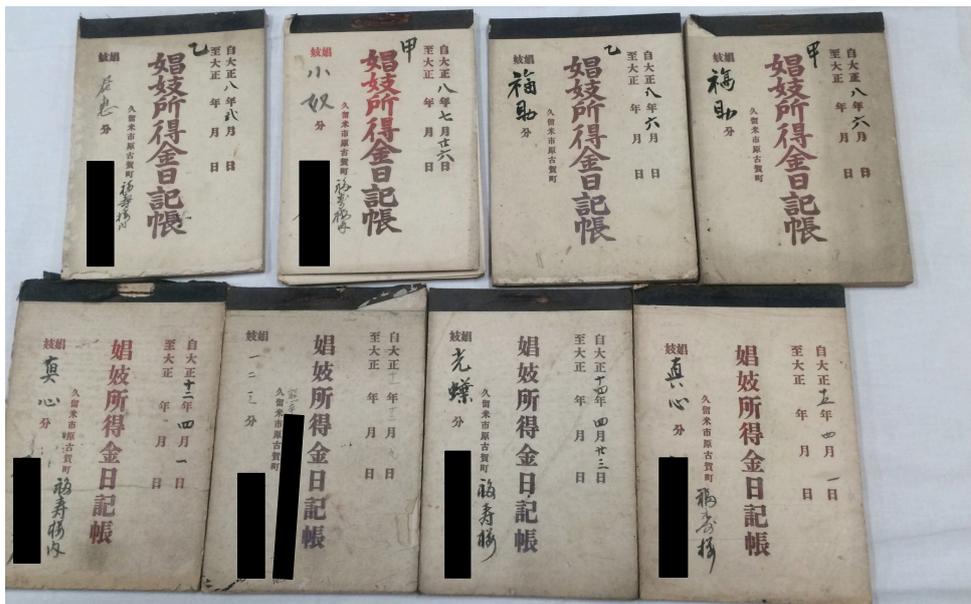
このように「福寿楼」は、桜町遊廓開業式の時代から営業を行っていた妓楼であった。『娼妓所得金日記帳』は一番古いもので、大正5（1916）年のものであるが、「福寿楼」は、その大正5（1916）年時で、すでに開業して18年目であり、廓内の中では歴史ある妓楼であったことがわかる。

話を『娼妓所得金日記帳』に戻すと、第2章において紹介した通り、その表紙には、娼妓の開業年月日、廃業年月日、本籍地および住所、源氏名、本名、生年月日等が記されるようになっている。中には、表紙の裏に、本籍地および住所、本名、生年月日、保証人名として実父の名前および生年月日が記されているものもある。

まず表紙や中身に書かれた情報から、「福寿楼」で働いていた娼妓たちの娼妓稼業における傾向についてみていくことにする。

#### （1）娼妓の開業時期

『娼妓所得金日記帳』は娼妓20人分の記録がある（図1）。なおその娼妓20人分のデータは、一覧表にして（表1）にまとめた。



(図1) 『娼妓所得金日記帳』(久留米市教育委員会所蔵)の一部。1冊の大きさは、縦19.5センチ×横13センチ。

※娼妓の本名が記されている部分はプライバシー保護のため伏せた。

『娼妓所得金日記帳』の中で、一番古い記録は、源氏名「福助」の分である。「福助」は、大正5(1916)年12月に開業している。はじめは「福助」1人であったが、大正6(1917)年8月に「一筆」が開業し、所属娼妓は2人になる。その後大正7(1918)年、3月に「桃太郎」、4月に「操」、10月に「菊治」が開業し、所属する娼妓が6人になっている。そして、大正8(1919)年2月に「君恵」、6月に「寿美礼」と「福助」、7月には「小奴」といったように続々開業し、12月には「小菊」「かる多」「一二三」<sup>176</sup>の3人が一気に開業したので、所属する娼妓は10人にのぼった。娼妓の人数から考えると、「福寿楼」は、このころが1番賑わっていたと思われる。その後しばらく娼妓の開業はなく、大正11(1922)年10月、「巴」が開業する。その後大正12(1923)年のはじめより「吉之助」、同年4月からは「真心」が働き始める。大正13(1924)年3月から

<sup>176</sup> 「一二三」の『娼妓所得金日記帳』に関して、表紙では「大正(十一)年(十二)月(九)日」開業となっているが、日記帳内部の記録を確認すると、大正8(1919)年12月からの開業であることがわかる。そのため、表紙における開業年月日は、経営者の記入ミスであると判断し、日記帳内部の記録に従い、大正8(1919)年12月開業とみなすことにした。

は、第2章で取り上げた「千代鶴」が働き始めている<sup>177</sup>。その後大正14（1925）年の11月同時に、「一〇」と「曙」が開業、大正15（1926）年に「初恵」が開業し、福寿楼の記録は以上である。

---

<sup>177</sup> 開業年月日は大正13（1924）年3月25日という明記があるが、実際の記録は、大正15（1926）年9月1日からしか残っていない。

(表1) 『娼妓所得金日記帳』にみる娼妓の在籍記録										
源氏名	出身地	生年月日	開業日	年齢※	在籍期間	廃業日	前借金額	最終ゞ金	備考	
1 福助	×	×	×	不明	T5.12 ~ T9.3	動向不明	500円	763円49銭4厘	※但しT8.9時点	
2 一筆	×	×	×	不明	T6.8 ~ T8.9	廃業	657円92銭2厘	68円75銭2厘	※廃業時の詳細不明	
3 桃太郎	大阪市南区木津北村町	M25.2.□	T7.3.6	26歳	T7.3 ~ T9.3	動向不明	300円	196円	※但しT3.8時点	
4 操	福岡県三潞郡三潞村	M27.2.10	T7.4.11	24歳	T7.4 ~ T7.12	動向不明	961円30銭	947円53銭7厘		
5 菊治	×	×	T7.10.14	不明	T7.10 ~ T8.4	動向不明	1904円13銭	1837円41銭9厘	※但しT3.8時点	
6 政弥	福岡県三潞郡大川町	×	T7.12.5	不明	T7.12 ~ T8.10	廃業	1000円75銭	811円03銭3厘	※廃業時の詳細不明	
7 君恵	×	×	T8.2.14	不明	T8.2 ~ T8.6	動向不明	×	×		
8 寿美礼	福岡県遠賀郡浅木村	M28.11.13	T8.6.1	23歳	T8.6 ~ T8.11	廃業	1700円	2051円19銭5厘	※廃業時の詳細不明	
9 小奴	福岡県三潞郡三潞町	M21.12.22	T8.7.26	30歳	T8.7 ~ T8.12	廃業	1050円	1208円11銭6厘	(+連約金210円)	
10 小菊	山口県豊浦郡小月村	M29.9.9	T8.12.4	23歳	T8.12 ~ T11.1	廃業	1600円	1221円45銭	(別途、銭別50円)	
11 かる多	山口県厚狭郡生田村	M28.2.6	T8.12.9	24歳	T8.12 ~ T13.1	動向不明	1715円	2604円56銭6厘		
12 一二三	熊本県球磨郡一勝地村	×	T8.12.9	不明	T8.12 ~ T12.12	動向不明	1644円37銭	1089円67銭		
13 巴	福岡県築上郡南吉富村	M36.5.□	T11.10.6	19歳	T11.10 ~ T12.11	廃業?	1600円	1508円89銭2厘	(+連約金60円)	
14 吉之助	×	×	T12.1.1	不明	T12.1 ~ T14.1	動向不明	2042円63銭	1588円36銭		
15 真心	×	×	T12.4.1	不明	T12.4 ~ T15.10	廃業?	2610円07銭2厘	2700円88銭	(病院より還付金3円30銭)	
16 光蝶	×	×	T14.4.23	不明	T14.4 ~ T15.10	廃業?	1500円	700円99銭	(病院より還付金3円30銭)	
17 一〇	×	×	T14.11.18	不明	T14.11 ~ T15.10	動向不明	650円	740円95銭4厘		
18 曙	福岡県鞍手郡直方町	M40.6.28	T14.11.18	18歳	T14.11 ~ T15.10	動向不明	2100円	2200円79銭9厘		
19 初恵	×	×	T15.3.1	不明	T15.3 ~ T15.10	動向不明	970円20銭	786円12銭7厘		
20 千代鶴	×	×	T15.9.1★	不明	T13.3 ~ S5.9	廃業	1209円19銭	667円45銭	(内220円現金査収、65円月賦債)	

(注) 表中、×…記載なし、□…解読不能、※年齢は、開業時の年齢

★「千代鶴」の開業日については、T13.3.25の記載もある。.. (『娼妓所得金日記帳』全員分を元に筆者が作成。)

限られた記録ではあるが、記録上1番はじめに「福助」が開業した大正5(1916)年から、最後に「初恵」が開業する大正15(1926)年の10年の間、ほぼ毎年のように娼妓が開業していることがわかる。中には、大正8(1919)年の12月に開業した「小菊」「かる多」「一二三」や大正14(1925)年の11月に開業した「一〇」と「曙」のように、同時期に働き始める娼妓たちがいたことも興味深い点である。特に、「小菊」と「かる多」は、同じ山口県の田舎町出身で、山口県からほぼ同じときに久留米の遊廓にやってきたということは、偶然では考えにくく、そこには第4章において取り上げた、斡旋業者の介在をうかがわせる。

## (2) 娼妓の出身地

「小菊」と「かる多」だけでなく、「福寿楼」には、さまざまな土地から娼妓が集まっていた。出身地の記載がある者は20人中10人と限られているので、少ないデータではあるが、娼妓たちの出身地をみていくことにする。記載のある10人の出身地で最も多かったのは、福岡県の6人であった。次に多いのが、山口県の2人、その他は、熊本県と大阪府で1人ずつあった。第4章で紹介した『全国遊廓案内』には、「福岡県と大分県の女」が多かったという記述があったが、「福寿楼」においては、大分県出身者はいなかった。逆に山口県と熊本県、そして大阪府という遠い所からやってきた娼妓がいたという点は注目に値するだろう。

ところで福岡県出身者たちの細かい出身地までみていくと、三潞郡が3人と遠賀郡が1人、築上郡1人、鞍手郡1人であった。三潞郡は久留米市と隣接していたので、極めて近隣からやってきていたことがわかる。しかしそれでも久留米市出身者がいないのは、家庭の貧困を救うため、自らが娼妓となって借金をして働くことは親孝行という美談で捉えられることもあったであろうが、一方で、売春業に対する偏見も根強くあったと考えられる。地元の遊廓で働くとするれば、知り合いと顔を合わせる可能性も予想できるので、他所の土地で働くことを決める場合が多かったのではないかと考えられる。実際、三潞県出身者の中には大川村出身の者がいたが、大川村に存在していた若津遊廓ではなく、わざわざ久留米の桜町遊廓にやってきている。また山口県出身者のうち1人の出身地は、豊浦郡小月村であるが、小月村も、遊廓があった場所として知られていた。この娼妓も地元ではなく、わざわざ海を渡って九州の遊廓で働くことを決めているのである。このように、娼妓稼業をはじめめる女性は、適切な働き先として、地元か

ら少し離れた場所の遊廓を選ぶ傾向があったのではないだろうか。

### (3) 娼妓の年齢

次に、開業時の娼妓の年齢に注目してみる。『娼妓所得金日記帳』に生年月日の記載がある者は、20人中8人であった。これも少ないデータではあるが、分析を行っていく。娼妓の生年月日と開業年月日を照らし合わせてみると、開業時の年齢がわかる。それによると、それぞれの開業時の年齢は、大正7(1918)年に開業した「桃太郎」は26歳、「操」は24歳、大正8(1919)年に開業した「寿美礼」は23歳、「小奴」は30歳、「小菊」が23歳、「かる多」が24歳であったことがわかる。それから少し時期を置いて、大正11(1922)年と大正14(1925)年に開業した「巴」と「曙」は、それぞれ、19歳と18歳といったように、若かった。いずれにしても、このように「福寿楼」においては、開業時に18歳から30歳までの女性が働いていたということがわかる。大正時代を下るにつれ、10代の若い娼妓が雇い入れされているのも特徴として挙げておく。

『福岡県統計書』に興味深いデータがある。大正9(1920)年の「娼妓年齢別並に稼業年数別調」にその当時の桜町遊廓における娼妓の年齢についてのデータが掲載されている<sup>178</sup>。それによると、娼妓数273人のうち、18歳以上20歳未満が20人(全体の約7.32%)、20歳以上25歳未満が181人(全体の66.30%)、25歳以上30歳未満が58人(約21.24%)、30歳以上35歳未満14人(全体の5.13%)、そして35歳以上が0であった。大正9(1920)年時に限ったデータではあるが、当時の桜町遊廓においては、20歳以上25歳未満の娼妓が圧倒的に多かったということがわかる。それは20代前半ということで、当時桜町遊廓においては比較的若い娼妓が活躍していたということが言える。35歳以上の娼妓がゼロであることから、遊廓においては、「若さ」が重要視されていたであろうことがうかがえる。ただし、若いといっても10代の娼妓数は多くなかったことも付け加えておく。

ちなみに、娼妓の年齢についてのデータは、他に昭和10(1935)年のものもある<sup>179</sup>。昭和初期は、第3章でも取り上げたように、遊廓の人气が下火になっていく時期である。娼妓の人数自体も、107人と、大正9(1920)年時の273人

<sup>178</sup>福岡県編『大正九年 福岡県統計書 第四編(警察及衛生)』福岡県、大正11(1922)年3月

<sup>179</sup>福岡県警察部編『昭和十年 福岡県統計書 第四編 警察衛生ノ内(警察)』福岡県、昭和11(1936)年11月

に比べて半分以下になっている。昭和 10 (1935) 年の娼妓の年齢は、娼妓数 107 人中、19 歳未満が 7 人、19 歳以上 20 歳未満が 20 人、20 歳以上 21 歳未満が 15 人、21 歳以上 22 歳未満が 19 人、22 歳以上 23 歳未満が 9 人、23 歳以上 24 歳未満が 9 人、24 歳以上 25 歳未満が 6 人、25 歳以上 26 歳未満が 3 人、26 歳以上 27 歳未満が 6 人、27 歳以上 28 歳未満が 3 人、28 歳以上 29 歳未満が 3 人、29 歳以上 30 歳未満が 2 人、30 歳以上 31 歳未満が 0 人、31 歳以上 32 歳未満が 1 人、32 歳以上 33 歳未満が 2 人、33 歳以上 34 歳未満が 1 人、34 歳以上 35 歳未満が 1 人、35 歳以上は 0 人であった。かなり細かいデータなので、18 歳以上 20 歳未満、20 歳以上 25 歳未満、25 歳以上 30 歳未満、30 歳以上 35 歳未満、そして 35 歳以上というふうに分けてみる。そうすると、18 歳以上 20 歳未満が 27 人 (約 25.2%)、20 歳以上 25 歳未満 58 人 (約 54.2%)、25 歳以上 30 歳未満 17 人 (約 15.9%)、30 歳以上 35 歳未満 5 人 (約 4.7%)、そして 35 歳以上 0 人という内訳になる。大正 9 (1920) 年時のデータと比べてみると、18 歳以上 20 歳未満の内訳が、約 7.3% から約 25.2% に上昇、逆に、大正 9 (1920) 年時一番割合が多かった 20 歳以上 25 歳未満の内訳は、全体の 66.30% から全体の 54.2% に下がっていることがわかる。これが、どういう背景に起こったことなのかを年齢と前借金の関係から次の項において考察してみたい。

#### (4) 娼妓と前借金

娼妓は前借金をして働くのであるが、その前借金が娼妓稼業にとっては重要事項であった。

第 3 章でも取り上げたが、芸娼妓や酌婦それぞれに、前借金の高低を定める基準があった<sup>180</sup>。ここでもう一度振り返ってみると、娼妓の前借金の高低は「イ年齢 ロ容貌 ハ健康」、酌婦の前借金の高低は、「イ容貌 ロ健康 ハ経歴」によって決められていた。娼妓の場合、年齢の若さが重要視されており、若さが評価の対象であったということがわかるが、酌婦の場合は、年齢は関係なかった。昭和初期における公認遊廓と特殊飲食店の隆盛についても先に述べたが、前項で示した昭和 10 (1935) 年のデータは、その実情を裏付けるもののように思う。桜町遊廓で働く娼妓に関して、遊廓が繁栄している時は、雇用も拡大し、さまざまな年齢の娼妓が集まってくるが、遊廓人気が下火のときには、19 歳以上 20 歳

<sup>180</sup> 『浮浪者と売笑婦の研究』(草間八十雄、文明協会、昭和 2 (1927) 年) 主に東京近辺で行われた調査である。

未満が増え、20代半ばの人たちが減っていることが言える。これは、20代半ばの人たちが、若さが評価の対象ではない特殊飲食店の方に流れたという捉え方ができるように思う。遊廓の営業状況と、娼妓の年齢には、関係があると言えることができる。

ここからは実際に『娼妓所得金日記帳』に記載された前借金額をみていく。『娼妓所得金日記帳』には、20人中10人のものに前借金の金額記載がある。それぞれをみてみると、金額が多い者もいれば少ない者もあり、娼妓によって違いがあることがわかる。「福寿楼」では、一番高い前借金の娼妓が大正14（1925）年から在籍の「曙」で2,100円、低い娼妓は、同じく大正7（1918）年から在籍となっている「桃太郎」で300円となっている。「曙」の2,100円は、当時の物価と照らし合わせても、破格の高額であったことがわかる<sup>181</sup>。他の娼妓たちに比べると高い設定であったし、東京における調査をみても、大正14（1925）年の娼妓の前借金平均額は、1018.31円となっており<sup>182</sup>、そこからみても、高額であることがわかる。「福寿楼」においても、「若さ」が前借金を高くする評価の1つだったことが言える。

#### （5）稼業年数

次に稼業年数についてみていきたい。稼業年数については、娼妓取締規則等によって決められていたが、第4章で取り上げた契約書をみてみると、場合によっては、契約延長になることもあった。実際、「福寿楼」で働いていた娼妓の中には、長い年月働いた者もいる。

『娼妓所得金日記帳』をみてみると、娼妓の稼業年数はさまざまである<sup>183</sup>。稼業年数が一番短いのは、大正8（1919）年2月開業の「君恵」で5ヶ月である。ほかにも稼業年数が1年満たない娼妓は、大正8（1919）年開業の「寿美礼」、同じく同年7月開業の「小奴」2人おり、2人とも6ヶ月であった。

データにしてみると、1年未満は7人、1年以上2年未満が4人、2年以上3年未満が4人、3年以上4年未満が2人、4年以上5年未満が2人、5年以上が

---

<sup>181</sup>一例として、大正10（1921）年時の公務員上級職の初任給が70円、銀行員の初任給が50円。文教政策研究会『日本の物価と風俗 130年のうつりかわり』（文教政策研究会、1996年）参考。

<sup>182</sup> 『浮浪者と売笑婦の研究』p413

<sup>183</sup> 『娼妓所得金日記帳』には、「廃業」などといった記述がなく記録が終わっているものもあるが、稼業年数は、記録の終了を稼業の終了と見なし、計算している。

1人であった。「福寿楼」においては、稼業年数1年未満の娼妓が最も多かったことがわかる。娼妓稼業は、高い前借金に縛られ、長い間働かなければならないイメージがあるが、実際はこのように、短い期間で稼業から離れる娼妓もいたということである。ただし、廃業したかどうかははっきりとしない記録も多いので、他の遊廓に転売されるといった可能性も考えられることを付け加えておく。その一方で、中には6年半も稼業を続けていた娼妓がいたことも忘れてはならない。桜町遊廓全体の中には、10年以上娼妓稼業を続けた者もいたとされる<sup>184</sup>。

以上『娼妓所得金日記帳』から「福寿楼」所属の娼妓たちの娼妓稼業における傾向についてみてきた。娼妓の出身地は、福岡県が1番多く、その他に山口県、熊本県、大阪府などが挙げられた。ただし福岡県内でも久留米市内の出身者はおらず、娼妓たちは、地元から距離をおいて働いていたことがわかった。

次に、娼妓の年齢は、開業時に18歳から30歳までさまざまであったが、大正時代を下るにつれ、10代の若い娼妓が雇い入れされているのが特徴であった。また娼妓の年齢と前借金には関係があり、「福寿楼」において一番高い前借金の娼妓は、当時18歳であり、「福寿楼」においては、若さが評価されていたこともわかった。娼妓稼業年数は、稼業年数1年未満の娼妓が最も多かった。その一方で、中には長期間稼業を続けていた娼妓もいた。ただ記録上は1年未満で終わっていても、実際に廃業したかどうかははっきりしない部分もあり、他の遊廓に転売されるといった可能性も考えられるのであった。

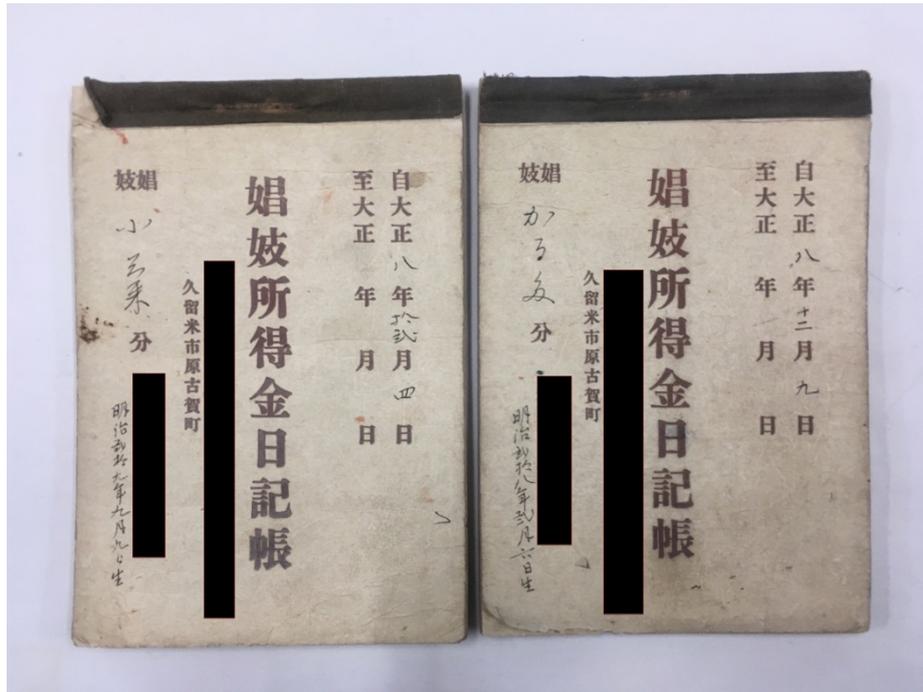
## 2. 娼妓の生活

### (1) 「小菊」と「かる多」の場合

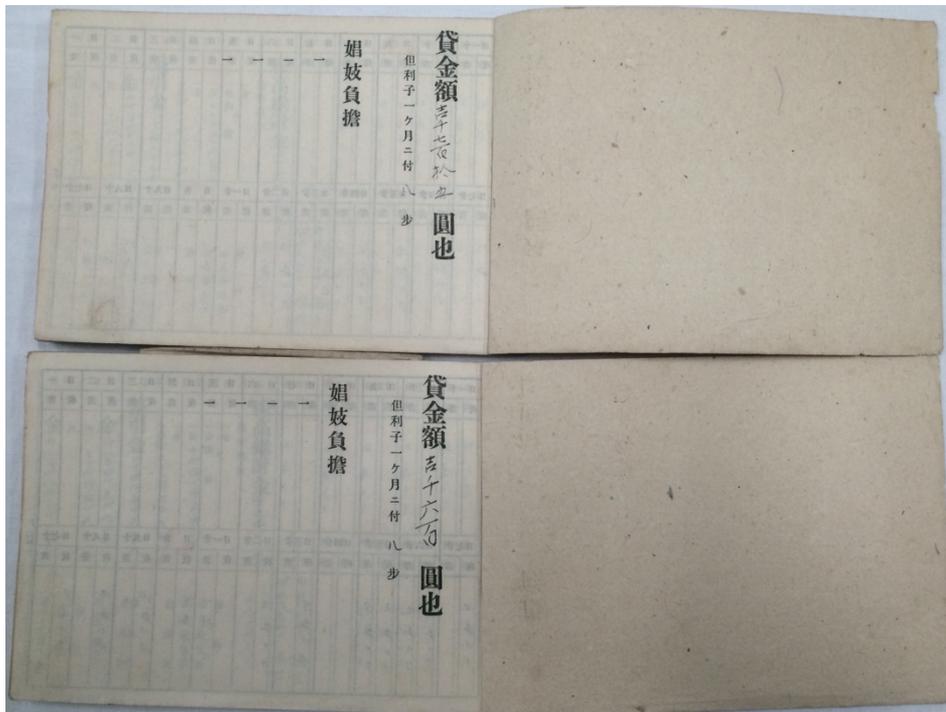
ここからは、『娼妓所得金日記帳』に記された日々の記録から娼妓の生活をより具体的に読みとくために、一例として、大正8（1919）年の同時期に娼妓稼業をはじめ「小菊」と「かる多」のケースを取り上げてみたい（図2）。

---

<sup>184</sup>福岡県編『大正九年 福岡県統計書 第四編（警察及衛生）』福岡県、大正11（1922）年3月



(図2) 『娼妓所得金日記帳』表紙 (左) 小菊 (右) かる多  
 ※ 娼妓の本名が記されている部分はプライバシー保護のため伏せた。



(図3) 『娼妓所得金日記帳』における前借金額の記載。  
 ※上が「かる多」、下が「小菊」

「小菊」は、『娼妓所得金日記帳』の表紙に記載された記録によると、山口県豊浦郡小月村（現・下関市）出身、生年月日は明治29（1896）年9月9日である。

「かる多」は、山口県厚狭郡生田村（現・山陽小野田市）出身、生年月日は明治28（1895）年2月6日である。娼妓稼業を始めたのは、「小菊」が大正8（1919）年12月4日、「かる多」が大正8（1919）年12月9日で、「小菊」23歳、「かる多」24歳のときに、福寿楼にやってきた。

「小菊」「かる多」ともに、1ページ目には前借金額が記載されている。それによると「小菊」は1,600円、「かる多」は1,715円の前借金であった（図3）。

ここからは、内容をみていく<sup>185</sup>。ページを開くと、「小菊」「かる多」ともに、同年12月12日に「初床」という記載があり、ともに福寿楼にやってきた数日後に客の相手をしていることがわかる（図4）<sup>186</sup>。「かる多」に至っては、福寿楼にやってきてわずか3日後のことである。

そのようにして働き始めた12月は、「小菊」は18日間、「かる多」は17日間働いている。「小菊」と「かる多」ともに1日で昼と夜の2回客の相手をしている日もあった。「小菊」は1日3人の客の相手をしている日もあった。

---

<sup>185</sup> 「かる多」と「小菊」のそれぞれの記録（「かる多」：大正8（1919）年12月～大正13（1924）年1月、「小菊」：大正8（1919）年12月～大正10（1921）年1月）の一部を巻末資料として掲載した。適宜参照されたい。

<sup>186</sup> 巻末資料（1）にも掲載している。

(図4) 『娼妓所得金日記帳』の内容 ※上が「かる多」、下が「小菊」

記録によると、基本的に、客の相手1回ごとの揚げ代(売り上げ)は、4円50銭であったことがわかる。この金額は、第4章で紹介した『全国遊廓案内』における金額の記載と一致する<sup>187</sup>。ただし「小菊」の記録には、4円50銭のほかに、1円60銭、2円40銭といった金額記載もあった。これは、短時間利用の金額だと思われる。このように、娼妓によって、短時間利用に対応するか対応しないか等、働き方の違いがあったのではないかとすることも読みとることができる。

働き始めた12月から「小菊」「かる多」ともにハードな労働であった。「小菊」は12月12日から23日まで12日間、「かる多」は12月22日から31日まで10日間休みなく連勤している。そうして12月の1ヶ月で「小菊」は92円70銭、「かる多」は92円40銭稼いでいる。まず「小菊」に注目してみると、その92円70銭を経営者46円35銭、娼妓46円35銭というように、経営者と娼妓

<sup>187</sup> 「費用は御定め甲(一泊)四円、乙(一泊)三円であるが、外(ほか)に菓子代五十銭、税が一割掛るから約四五円位と思わねばならない。」(『全国遊廓案内』)という記述を参照すると、福寿楼の料金は、甲ランクであることがわかる。

で折半している。「かる多」も同様、売り上げ 92 円 40 銭を経営者に半分渡している。第 4 章において取り上げた『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』の第 2 条が反映されていることがわかる<sup>188</sup>。

経営者と分けて「小菊」の手元に残った 46 円 35 銭が「稼ぎ高合計金」であるが、さらにそこから「本月分食料」として 7 円、「利子」が 14 円 75 銭 1 厘、合わせて「差引金」21 円 75 銭 1 円が引かれている。「かる多」は、「稼ぎ高合計金」46 円 20 銭から「本月分食料」として 7 円、「利子」が 17 円 54 銭 3 厘、合わせて「差引金」24 円 54 銭 3 厘が引かれている。これにも『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』の第 2 条が反映されていることがわかる<sup>189</sup>。

「小菊」の記録によると、12 月末時点での前借金 1843 円 97 銭からその「差引金」を引いた金額、1,819 円 37 銭 1 厘が「小菊」の現状を示すとなる。また「かる多」の記録によると、12 月末時点での前借金 192 円 89 銭<sup>190</sup>からこの「差引金」を引いた金額、2,171 円 25 銭 3 厘が、かる多の現状を示す借金額ということになる。それぞれの記録には、その現状を示す借金額の下に「翌月ニ繰越ス元金」と記載がされており、それがそのまま翌月に繰り越されていることがわかる。つまり、この時点で「小菊」「かる多」ともに、生活を送る上で、それぞれ自由に使うことができる金は全くなかったということである<sup>191</sup>。

引き続き、大正 9 (1920) 年 1 月の状況もみていく<sup>192</sup>。「小菊」は 1 月、元旦から働き始め、26 日間働いている。当月の「かる多」の働き方の特徴としては、元旦から 4 日までは、正月料金の適用か、揚げ代が 1 回 6 円 50 銭になっていること、1 日に 3 人の客をとっている日もあることなどである。そうして 1 ヶ月

---

<sup>188</sup> 『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』第二条。本論第 4 章の 3-(1) 参照。

<sup>189</sup> 同上。

<sup>190</sup> 福寿楼にやってきた当時の「小菊」の前借金は 1600 円、「かる多」の前借金は 1715 円であった。しかしここでは「小菊」「かる多」2192 円 89 銭となっている。おそらく、娼妓稼業をはじめるまでに、衣装や化粧品など身の回りのものを整える必要があったため、そこでかかった金額が、契約時の前借金に上乗せされているのだと考えられる。

<sup>191</sup> 『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』第二条には、娼妓収入を娼妓と経営者で折半すること、その娼妓の取り分から 1 ヶ月分の食費と利息がひかれた金額の 10 分の 8 を借金返済にあてるという記載がある。つまり残金の 10 分の 2 ばかりは娼妓の小遣いにあてられることになっていた。しかしこの記録においては、娼妓の取り分から 1 ヶ月分の食費と利息がひかれた金額全部を借金返済にあてていることがわかる。

<sup>192</sup> 巻末資料 (2) 参照

で稼いだ金額は、149円10銭であったが、経営者と折半のため、「小菊」の取り分は74円55銭。ここからまた7円の食費と利子が引かれ、手元に残るのは、52円99銭6厘である。しかしそれもすべて借金の返済にあてられ、1,766円37銭5厘がまた翌月に持ち越されていく。

「かる多」は、1月、元旦から働き始め、28日間働いている。つまり1月は、31日中3日しか休日がなかったということである。さらに言うと、1月10日から1月31日まで、22日間、1日の休みもなく働いており、とてもハードな労働状況をよみとることができる。1月はそういった勤務日数の多さと、先にも取り上げた正月料金の適用もあって、1ヶ月間で稼いだ金額は181円30銭と高額であった。しかし、どんなに稼いでも、経営者と折半で、その残り90円15銭からまた食費7円と利子、またその月は別に2円52銭借用しているのので、それも加えた金額26円89銭が引かれて、手元に残るのは、63円76銭である。しかしそれもすべて前月からの借金2,171円25銭3厘の返済に充てられ、自由に使える金はなく、2,107円49銭3厘が、翌月にまた繰り越されていく。

大正9（1920）年2月になるとどうであろうか<sup>193</sup>。2月は、「小菊」は1日に1～3人の客をとって17日間、「かる多」は1日に1～2人の客をとって13日間働いているが、「かる多」の記録では、27日に「入院」の文字が登場する。娼妓の仕事をはじめた2ヶ月目、「かる多」は病気を患い病院に入院することになったのである。

大正9（1920）年3月、「小菊」は、31日中29日間働いている<sup>194</sup>。1日に4人の相手をしている日もあった。

その一方、「かる多」は、引き続き入院が続いており、当月は1日も働いていない<sup>195</sup>。それで稼いだ金額は0円であるが、利子16円62銭と入院する際に必要であったのか別に借りた120円25銭4厘、足して136円87銭4厘が新たな借金として追加され、その時点での借金額は2,214円41銭8厘となっており、娼妓稼業をはじめた前年12月時点での前借金額より借金額が増える結果となっている。

大正9（1920）年4月、「小菊」は、30日中29日間働いている<sup>196</sup>。4月2日に休みを取っただけでその後28日連勤していおり、ハードな労働を強いられて

---

<sup>193</sup> 巻末資料（3）参照

<sup>194</sup> 巻末資料（4）参照

<sup>195</sup> 巻末資料（4）参照

<sup>196</sup> 巻末資料（5）参照

いることがわかる。

それに対して「かる多」は先月に引き続き1日も働くことができておらず、稼いだ金額は0円である<sup>197</sup>。それにもかかわらずこの月は、食費3円50銭、利子17円71銭5厘、別に借りた75円36銭8厘、足して96円58銭3厘が新たな借金として追加され、また借金額は増える結果となっている。食費が通常1ヶ月7円の半分である3円50銭かかっているのは、退院し妓楼での療養になり、食費がかかるようになったからではないだろうか。4月末での借金額は2,311円1厘となった。

大正9（1920）年5月も「小菊」は多くの休みを取ることもなく勤務している<sup>198</sup>。一方同月の22日、「かる多」は約3ヶ月ぶりに仕事に復帰している<sup>199</sup>。そして8日間働いてはいるが、5月末時点での借金額は2,460円12銭9厘となり、12月時点での前借金額より約270円も増えている。一生懸命働いて少しずつ減らしていくはずの借金額が、減るところか増えているという状況は、娼妓にとってはとても厳しい現実であっただろう。その後「かる多」は、復帰したその次の月、大正9（1920）年6月も16日で休業<sup>200</sup>、そして7月6日に再び復帰しているが<sup>201</sup>、同年11月9日から<sup>202</sup>12月17日まで休業<sup>203</sup>、大正10（1921）年3月15日に病気を患い<sup>204</sup>22日から4月2日まで入院している<sup>205</sup>。同年7月も16日から25日まで入院<sup>206</sup>、10月8日から<sup>207</sup>11月11日まで入院<sup>208</sup>（図5）、大正11（1922）年1月23日から<sup>209</sup>2月7日まで入院<sup>210</sup>、同年7月15日から22日まで入院<sup>211</sup>、9月28日から<sup>212</sup>11月5日まで<sup>213</sup>病気のため長期休業、大正

---

<sup>197</sup> 巻末資料（5）参照

<sup>198</sup> 巻末資料（6）参照

<sup>199</sup> 巻末資料（6）参照

<sup>200</sup> 巻末資料（7）参照

<sup>201</sup> 巻末資料（8）参照

<sup>202</sup> 巻末資料（9）参照

<sup>203</sup> 巻末資料（10）参照

<sup>204</sup> 巻末資料（12）参照

<sup>205</sup> 巻末資料（13）参照

<sup>206</sup> 巻末資料（14）参照

<sup>207</sup> 巻末資料（15）参照

<sup>208</sup> 巻末資料（16）参照

<sup>209</sup> 巻末資料（17）参照

<sup>210</sup> 巻末資料（18）参照

<sup>211</sup> 巻末資料（19）参照

<sup>212</sup> 巻末資料（20）、（21）参照

<sup>213</sup> 巻末資料（22）参照

12 (1923) 年 8 月 17 日から 28 日も病気のため休業<sup>214</sup>、9 月に復帰するも、2 日から 5 日まで再び病気で休業<sup>215</sup>、同年 12 月 4 日から 14 日までも病気休業している<sup>216</sup>。娼妓稼業をはじめた大正 8 (1919) 年から約 4 年間の間に 12 回病気で入院、休業しているのである。また度重なる入院のうち、やっと退院したその当日にすぐ客の相手をしていることも多く、退院後はすぐ仕事に復帰しなければならぬという過酷な状況を読みとることができる。

The image shows an open ledger book. The left page is titled '稼高総計金' (Total Earnings Summary) and contains various financial entries and calculations. The right page is a daily log with columns for dates and shifts (day, night). Many entries are marked with the character '病' (illness) in red ink, indicating days of absence. Some entries also include '休' (rest) or '欠' (absence). The log covers the month of October 1921.

(図 5) 「病」の判子が押された「かる多」の記録 (大正 10 (1921) 年 10 月分)

病気を繰り返しながら、そのたび復帰し、懸命に働いた「かる多」であったが、大正 13 (1924) 年 1 月で記録が終わっており<sup>217</sup>、その後の動向は不明となっている。その時点で「かる多」の借金残額は、2,604 円 56 銭 6 厘であった<sup>218</sup>。福寿楼にやってきた時の前借金額 1,715 円から、借金を減らすどころか、約 890 円も増やすことになっているのである。

この「かる多」の記録は、遊廓で働くということが、とても過酷で、女性の体にどれほど負担を与えていたのか、ということを実に訴えかけてくる。借金返済のために必死で働いても、過労がたたって病気になる、病気になると休業するしかなく、入院の際の費用もかさみ、借金額がどんどん増加していく。そしてそれを返済するためにまた必死で働こうとする、あるいは働かされるのであるが、その結果また体を壊してしまうという悪循環であった。そして、前借金を返済す

214 巻末資料 (23) 参照  
 215 巻末資料 (24) 参照  
 216 巻末資料 (25) 参照  
 217 巻末資料 (26) 参照  
 218 巻末資料 (26) 参照

ることもできなかつた。福寿楼の所属娼妓 20 人の中で、契約期間中に前借金を完済した娼妓は、1 人もいながつた。

病に悩まされた「かる多」に対し、休みも取らず懸命に働いていた「小菊」であつたが、「小菊」も、大正 10 (1921) 年 2 月、入院している<sup>219</sup>。そして 3 月は丸々 1 ヶ月入院し<sup>220</sup>、4 月に退院している<sup>221</sup>。それからまた真面目に働き始め、4 月から 12 月まではほぼ休みもなく働いている。そして、「小菊」は大正 11 (1922) 年 1 月、廃業している<sup>222</sup>。大正 10 (1921) 年 12 月末段階で残つた借金は、1,289 円 43 銭であつたが、記録によると、その後精算が行われ、廃業時時点では、1,221 円 45 銭であつた<sup>223</sup>。注目すべき点は、「小菊」がその 1,221 円 45 銭を大正 11 (1922) 年 1 月に一括で支払っている点である。家族が支払つたのか、あるいは、馴染み客による、いわゆる「身請け」<sup>224</sup>があつたのかは明らかにはすることはできないが、そうした可能性が考えられる。

また、もうひとつ注目すべき点として挙げられるのが、廃業時、「小菊」が経営者より 50 円の「餞別金」を与えられている点である<sup>225</sup>。これは、「福寿楼」在籍者の中でも異例のケースであつた。「小菊」の勤務態度に対する評価として、「餞別金」が与えられたのだと思われる。

「かる多」のように、過酷な労働状況に耐えられず、病に倒れ、思うように働くことのできない娼妓もいれば、「小菊」のように、入院しながらも働き続けたことで、評価され、廃業時に餞別金を与えられる娼妓もいた。

「かる多」が病を繰り返したのは、経営者が十分に休む事を許さず、酷使したからにはほかかならない。「小菊」もひどく身体を壊すことがあれば、熱心に勤めあげることではできなかつたかもしれない。ただ、結果として、「小菊」は、在籍娼妓の中でもトップクラスの売り上げを誇っていた。いかに妓楼の売り上げに貢献したかが、娼妓の評価に関係し、それを軸に、娼妓の統制が行われていたことがみえてくるように思う。

---

<sup>219</sup> 巻末資料 (11) 参照

<sup>220</sup> 巻末資料 (12) 参照

<sup>221</sup> 巻末資料 (13) 参照

<sup>222</sup> 巻末資料 (17) 参照

<sup>223</sup> 巻末資料 (17) 参照

<sup>224</sup> 芸娼妓などの身の代金 (前借り金) を支払い、約束の年季があける前に稼業をやめさせること。身請けの後、自分の妻、また妾にすることもある。

<sup>225</sup> 巻末資料 (17) 参照

## (2) 娼妓のその後

「小菊」のように廃業時に餞別金を与えられる娼妓がいたことは先に述べたが、ここからは、「福寿楼」に所属する他の娼妓たちの廃業時の動向はどのようなものだったのかについてみていきたい。

記録の上で、廃業がはっきりしているのは、「一筆」「政弥」「寿美礼」「小奴」「小菊」「巴」「真心」「光蝶」「千代鶴」である。具体的な状況が記されず「廃業」とだけ記載があるのは、「一筆」「政弥」で、廃業時の様子は詳しく分かっていない。廃業に際し「違約金」が発生した記載があるのが、「寿美礼」、「小奴」、「巴」である。「寿美礼」は、340円の違約金、「小奴」は210円、「巴」は160円の違約金が、借金額にプラスされている。違約金をめぐっては、第4章で取り上げた『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』の第九条において、娼妓が名簿登録後1年以内に廃業する場合や、勝手に店を替える場合は、残りの借金を返済するほか、最初に設定した前借金の1割（但し300円以内）を経営者に賠償することが決まりになっていた。「寿美礼」「小奴」は2人とも6ヶ月しか働かず廃業しているので、この第9条に従い、それぞれ違約金が発生しているのである<sup>226</sup>。「巴」はかろうじて約1年は働いているが、「1年以内に廃業」とみなされ、違約金を支払う対象になったと思われる。「寿美礼」は、日にちは明らかではないが、借金額と違約金を合わせた2,391円19銭9厘を支払って、無事廃業している。「小奴」も、借金額と違約金、合わせて1,418円11銭を大正8（1919）年12月に支払って、経営者より「領収済」の記録が記されている。「巴」も、大正12（1923）年11月24日に、借金額と違約金を合わせた1,668円89銭を一括で経営者に支払っていることが記録からわかる。

「違約金」とは逆に、「還付金」が発生している娼妓もいる。「真心」3円30銭、「光蝶」3円30銭、「病院より還付金」が返ってきている記述がある。この2人については、還付金の発生のほかに、先に取り上げた「一筆」「政弥」同様、廃業をめぐる詳細は記録されていない。しかし、「寿美礼」「小奴」「巴」からの違約金の徴収等からも、『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』における契約が忠実に守られていたことが明らかであるので、「廃業」というからには、廃業時、残りの借金をすべて返済したものと思われる。『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』

---

<sup>226</sup>違約金は、最初に設定した前借金の1割（但し300円以内）という決まりであったが、寿美礼は、300円を超える違約金を支払うことになっている。

の第十三条にあるように、娼妓が借金を返さなくてよくなる条件は、娼妓が死亡した場合か、不治の病にかかって仕事を続けることができないと認められた場合の2つのみであった。「餞別金」を与えられた「小菊」も、大正11（1922）年1月19日、廃業時残っていた借金1,221円45銭を一括で支払っている。このように、契約に従って、娼妓たちは廃業時に一括で借金を返済しているのであるが、『娼妓所得金日記帳』にみる娼妓の暮らしぶりからは、とても貯金ができる状況ではなかった。そのため、第三者が肩代わりして、借金を返済したと思われる。そこからは、馴染みの客による「身請け」<sup>227</sup>が行われていた可能性が考えられる。当時の『福岡日日新聞』にも身請けされた娼妓の話は登場する。

ただし「千代鶴」の廃業に関しては、他の娼妓たちと違いがあった。「千代鶴」は、昭和5（1930）年9月、前月からの病気を引きずったまま廃業するのであるが、その時点で残っていた借金額は、661円45銭であった。その残りの借金の支払い方法が他の娼妓とは違っていた。「千代鶴」の記録の最後のページをみると、661円45銭のうち、220円を現金で支払い、その残りを月賦払いにすることが決められていることがわかる（図6）。現金払いのあとに残る金額が461円45銭であるが、それを月に65円、月賦で払うという取り決めである。このように、一括で支払えない場合は、残りの借金を月賦払いする娼妓もいたことがわかる。ここからは、娼妓の廃業時の状況が考慮されているようにも見受けられるが、いずれにしても、時間をかけてでも、借金を必ず返済しなければならない現実に変わりはなかったことがうかがえる。

---

<sup>227</sup> 娼妓の借金を代わって払い、その勤めから身をひかせること。その後娼妓の身柄を引き取り、自分の妻や妾にした。

大正十年		年	月	分	姓名	月日	區分	玉	稼	代	所得	高	休	業	及	種	別	金	別	額	借	用	借	還	金	高	備	考	
一	日																												
二	日																												
三	日																												
四	日																												
五	日																												
六	日																												
七	日																												
八	日																												
九	日																												
十	日																												
十一	日																												
十二	日																												
十三	日																												
十四	日																												
十五	日																												
十六	日																												
十七	日																												
十八	日																												

(図6)「千代鶴」の廃業時の記録  
最後に経営者のサインがある。

『娼妓所得金日記帳』における、以上取り上げた以外の娼妓については、「廃業」等の記載もないまま、記録が突然終わっている。中には何らかのミスで記載がないだけで、廃業したり、引き続き稼業が続いている場合も考えられるが、契約途中で「鞍替え」になった可能性も考えられる。この項においては、「廃業」等の記載がない娼妓については、「鞍替え」の可能性のあることを指摘するにとどめておく。

### (3) 娼妓の総稼ぎ高

前項では、娼妓の廃業の際の様子について取り上げた。いずれも残った借金を返済しなければ廃業することができないのであるが、稼業中において、前借金を返済することができた娼妓は1人もいなかった。それがなぜなのか。ここからは、娼妓が稼業中にどのくらい稼いだのか、総稼ぎ高を中心にみていくことにす

る（表2）。

		前借金額	勤務日数	総稼ぎ高
1	福助	500 円	241 日	1,199 円 60 銭
2	一筆	657 円 92 銭 2 厘	681 日	2,754 円 40 銭
3	桃太郎	300 円	377 日	1,400 円 40 銭
4	操	961 円 30 銭	117 日	404 円 20 銭
5	菊治	1,904 円 13 銭	132 日	528 円 80 銭
6	政弥	1,000 円 75 銭	204 日	829 円 80 銭
7	君恵	×	59 日	213 円 80 銭
8	寿美礼	1,700 円	137 日	687 円 40 銭
9	小奴	1,050 円	92 日	436 円 90 銭
10	小菊	1,600 円	651 日	4,002 円 50 銭
11	かる多	1715 円	729 日	3,891 円 40 銭
12	一二三	1,644 円 37 銭	714 日	4,275 円 10 銭
13	巴	1,600 円	207 日	1,042 円 30 銭
14	吉之助	2,042 円 63 銭	404 日	2,394 円 03 銭
15	真心	2,610 円 07 銭 2 厘	489 日	2,565 円 40 銭
16	光蝶	1,500 円	467 日	3,398 円 50 銭
17	一〇	650 円	108 日	563 円 60 銭

18	曙	2,100 円	227 日	1,500 円 60 銭
19	初恵	970 円 20 銭	130 日	900 円 50 銭
20	千代鶴	1,209 円 19 銭	709 日	2819 円

(表2)「福寿楼」娼妓の前借金額、総出勤日数、総稼ぎ高

※『娼妓所得金日記帳』の記載より筆者作成

そういった稼ぎ高の違いは、当然のことではあるが、勤務日数に関係している。勤続年数が多くなるにしたがって、総稼ぎ高も高くなるし、逆に勤続年数が少ないと総稼ぎ高は低くなる。長く働いて、総稼ぎ金額を高くしてもらうことが、経営者にとってプラスになっていたであろうことが考えられる。

「福寿楼」において、総稼ぎ高が1番高かった娼妓は、「一二三」で、4,275 円 20 銭であった。その次が、先に取り上げた「小菊」で、4,002 円 50 銭であった。逆に、稼ぎが悪かった娼妓は、「君恵」で 213 円 80 銭であった。「操」も 404 円 20 銭、また「小奴」436 円 90 銭、そして「菊治」の 528 円 80 銭も稼ぎが悪い部類に入る。「菊治」は、前借金が 1,904 円 13 銭と高額であったのに、稼ぎが悪かったということになる。

このように、借金額よりも総稼ぎ高が低く、言ってみれば、全く稼げていない娼妓もいる。記録に書かれた数字をみるだけでは、前借金を超える稼ぎを上げることができたのは、20人中9人であった。前借金よりも稼ぎ高を増やすことができなかった娼妓が10人、不明は1人であった。このように、稼ぎの良い娼妓と稼ぎの悪い娼妓がほぼ半分ずつ存在していたことがわかる。先に「かる多」と「小菊」の例を取り上げたが、全体の様子をみると、より、稼ぎを出すことができる娼妓もいれば、稼ぎをうまく出すことができない娼妓がいたことがはっきりわかってくる。それが「福寿楼」における現実であった。

ここで浮かび上がってくるのは、20人中10人も稼ぎを出すことができない娼妓がいて、それで、「福寿楼」の経営が成り立っていたのかという疑問である。

そこで1つ言えるのは、「稼ぎが悪い」と判断された娼妓は、「鞍替え」で他の遊廓に転売されていたのではないかということである。「廃業」と書かれていないまま記録が途切れている娼妓が20人中11人いる。中には何らかのミスで記載がないだけで、廃業したり、引き続き稼業が続いている場合も考えられるが、

契約途中で「鞍替え」になった可能性も考えられるのである。極端に短い期間で記録が途切れている娼妓を 11 人中 5 人挙げることができる。「操」は 9 ヶ月、「菊治」は 7 ヶ月、「君恵」は 5 ヶ月、「一〇」と「曙」約 1 年、「初恵」は 8 ヶ月で記録が止まっている。その中で、「曙」は 1,500 円、「初恵」は 970 円 20 銭などと比較的高額を稼いでいるが、「操」や「菊治」「君恵」「一〇」は稼ぎが悪いことがわかる。そういった娼妓たちは、稼ぎが悪いため、早い段階で見切りをつけられ、別の遊廓に転売されたのではないだろうか。早い段階で見切りをつけ、転売を行うことができれば、経営者側が大赤字になることは回避できるのである。

#### (4) 遊廓経営の実態

稼ぎを出すことができない、つまり借金を返すことができない娼妓をたくさん抱える状態で、「福寿楼」の経営は成り立っていたのかという点について、ここからは、『娼妓所得金日記帳』における記載を詳しくみることで、遊廓経営の実態をよみとっていく。

ここで、ふたたび「小菊」を例に取り上げる。

増減ノ金元		足不 過算 計引 差月本		日六十	
		稼高総計金		夜	晝
減	増	内	外	二四一〇	
金	金	金	金	用七〇〇	
外百十三四廿五	内	一金四七	一金四七	取替金	
外百十三四廿五	内	一金四十四十三	一金四十四十三	取替金	
外百十三四廿五	内	一金四十九十七	一金四十九十七	取替金	
外百十三四廿五	内	小計金	小計金	取替金	
外百十三四廿五	内	差引金	差引金	取替金	
外百十三四廿五	内	前月迄ノ残元金	前月迄ノ残元金	取替金	
外百十三四廿五	内	本月分食料	本月分食料	取替金	
外百十三四廿五	内	本月分利子	本月分利子	取替金	
外百十三四廿五	内	取換金	取換金	取替金	
外百十三四廿五	内	不拂	不拂	取替金	
外百十三四廿五	内	足込	足込	取替金	
外百十三四廿五	内	金	金	取替金	

(図7) 「小菊」(大正9(1920)年2月の記録

「小菊」の大正9(1920)年2月の記録である(図7)。この月は、114円10銭稼いでいるが、先に紹介したように、まず、そのうち半分が経営者に席料として取られている。そして、その残った分から、食費と、利子が取られていることがわかる。ここで注目したいのが、「取替金」という項目である。この記録からは、取替金が149円17銭3厘発生していることがわかる。取替金とは、立替金のことである。この月、「小菊」は、何らかの理由で金が必要となったが、手持ちがないので、経営者に149円17銭3厘を立て替えてもらっているというこ

とである。それは、前借金に上乗せされ、娼妓の借金額は増えていく。それに利子がつくので、経営者側は、借金額が高くなれば高くなるほど、利子による収入が増えていくということになる。

「小菊」は、その月以外にも、少ない時では数円、多い時には約 200 円経営者に、立て替えをしてもらっている。その約 200 円の立替金が発生した月に注目してみると、稼業による稼ぎ高は 187 円であった。つまり、その月は、稼いだ金額よりも高い金を借りているということがわかる。約 4,000 円働いていても、借金を減らすことができなかつたのは、このようなカラクリがあつたのである。娼妓が借金を重ねると娼妓の生活は苦しくなっていくが、経営者にとっては、後に返してもらう金額が増え、利子も増えるので、悪い話ではなかつたのである。

経営者にとっては、娼妓に長く働いて、総稼ぎ金額を高くしてもらうことが、稼ぎの半分が経営者の懐に入るため、妓楼の売り上げを上げる上でプラスであつたであろうことは先にも述べた。しかし、長く働いてもらう利点として、立替金をすすめることで、借金額の増加それによる利子収入なども重要視されていたのではないかと思われる。

ところで、『娼妓所得金日記帳』に記載された立替金は、第 3 章で取り上げた『金銭貸借簿』における酌婦の「別仮」と同じ部類のものであると考えられる。酌婦は、「別仮」を着物やタビのほか、外出時の小遣い等にあてていた。しかし『娼妓所得金日記帳』においては、立替金の内容についての記載はなく、娼妓が何を必要とし、何を購入したために立替金が発生したのか明らかにすることができない。しかし、第 4 章でとりあげた『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』の第五条にあつたように、部屋道具（箆笥、火鉢、茶棚類）ならびに寝具以外の物品や雑費は娼妓負担であつた。そのため、娼妓が稼業中使用する着物や化粧品などは自己負担することになっていくということになる。立替金は、そういった娼妓稼業を行う上で必要なものの購入にあてられていたと考えられ、娼妓が自由に使うことはできなかつたのではないだろうか。酌婦は「別仮」を外等、比較的自由に使うことができたが、娼妓は、立替金においても、自由が制限されていたのではないかと考えられる。

本章では、『娼妓所得金日記帳』をもとに、まず、「福寿楼」で働いていた娼妓の出身地、開業時年齢、前借金額、稼業年数といった、娼妓たちの稼業における傾向を明らかにした。次に、「かる多」と「小菊」という娼妓の記録を詳細にみていくことで、娼妓の生活の実態を具体的に明らかにした。「かる多」のように

病に倒れ、思うように働けなかった娼妓もいれば、「小菊」のように熱心に働き、売り上げを上げることでできた娼妓もいた。しかしながら、どんなに働いても借金を返すことはできなかった。その一方で、経営者側は、娼妓がさらに借金を重ねることによって、利子の増加をはじめ、得する一面もあったとされる。いずれにしても、娼妓の生活は肉体的にもそして金銭的にもとても苦しいものであったのである。

## 第6章 「自由」を求めた娼妓たち

第5章では、『娼妓所得金日記帳』をもとに、娼妓の生活を明らかにした。そこで見えて来たのは、金銭的にとても厳しい娼妓たちの現実であった。娼妓たちの多くが、どんなに一生懸命働いても借金がかさみ、前借金を減らすことすらできなかった。中には身体を壊し、入退院を繰り返す娼妓もいた。そのように、娼妓たちは、とても厳しい生活を送っていた。

しかし、日本全体に目を向けてみると、そのように虐げられた生活の中でも、その境遇を少しでもよくするために、自主的に動いた娼妓たちもいた。その自主的な動きとは、自由廃業運動や待遇改善を求めてのストライキなどである。本論の最終章となる本章では、娼妓の自主的な動きに着目し、そういった運動や動きが、桜町遊廓でも行われていたのかについて考察を行う。桜町遊廓の娼妓たちも、「自由」や厳しい生活の改善を求めて立ち上がることができたのだろうか。

### 1. 「自由」を求めた娼妓たちの動き

山家悠平は、遊廓の娼妓たちが自由廃業運動をはじめとする「動き」を起こした時期として2つのピークを挙げている。1つ目は大正15（1926）年5月～10月で、2つ目は昭和6（1931）年2月～の2年間である<sup>228</sup>。しかしながらここでは、本論の構成上、山家がいう2つのピークのうちの1つ目、大正時代の「動き」に特化して見ていくことにする<sup>229</sup>。その前に、まず、日本における廃娼運動

---

<sup>228</sup> 山家悠平（2015）『遊廓のストライキ 女性たちの二十世紀・序説』共和国

<sup>229</sup> 本章で取り上げる大正時代ともう1つ、娼妓たちが特徴的な動きを見せる1930年代である（山家の言う2つ目のピーク）。1929年アメリカではじまった大恐慌は、世界恐慌に発展した。それによって日本も深刻な恐慌状態に陥り、海外輸出が大きく減少、企業の倒産、賃金引き下げや人員整理が行われ、失業者が増大した。とくに海外輸出に依存していた製糸業は大打撃を受け、製糸工場の労働者は女性が多くを占めていたので、その女性たちが失業し、行き場を失ったほか、また都市の失業者が帰農し、農家の困窮は著しく、身売りする女性も続出した。そのような状況のもとで、労働運動が激化し、中には女性だけで労働争議を起こすケースも誕生した。そういった時代の流れをうけて、経営者の搾取や不正に対し、ストライキを起こす娼妓たちが多発した。山家は、大正15（1926）年に娼妓たちが運動の中で目指したのが、自由廃業や逃走といった、娼妓稼業

の歴史についてみておくことにする。

### (1) 廃娼運動のはじまり

娼妓たちによる「動き」について取り上げる前に、まず日本における廃娼運動の展開について触れておきたい。廃娼運動とは、女性の人権擁護の立場から公娼制度廃止、また公娼の救済や厚生を目指す社会運動のことである。

近代期の遊廓は「貸座敷制」という形式がとられていた。貸座敷とは経営者が娼妓に座敷を貸すという形で営業される店で、そこで娼妓は、「自由意志」という建前で売春を行うという形をとらされていた。しかし現実には、前借金に縛られ、許可をとらなければ遊廓の外に出ることもできず、生活を管理される娼妓たちは、決して自由ではなかった。そういった娼妓たちの自由の獲得に向けて、廃娼運動はすすめられた。

日本における廃娼運動は、明治 11 (1878) 年、群馬県の県会議員による廃娼請願から始まったとされている。この群馬県の例は、議会政治を通しての公娼制度廃止運動であったが、その後、廃娼運動に新しい流れが登場する。それは、娼妓の自由廃業そのものを求める動きである。明治 33 (1900) 年函館の娼妓坂井フタの起こした裁判が例に挙げられる。そこではじめて娼妓の廃業が明確に認められた。この動きに続いて、名古屋でも宣教師モルフィの支援によって娼妓藤原さとも名古屋地方裁判所に訴えを起しその後勝訴している。

このような廃娼運動の活発化の背景には、廃娼運動活動家たちの姿があった。ここからは廃娼運動を積極的に行っていた団体についてみていきたい。1つ目は、救世軍である。救世軍は、明治 2 (1865) 年イギリスにおいて誕生した、軍隊組織によって伝導や社会事業を展開するキリスト教団体で、日本には明治 28 (1895) 年に伝わった。その後山室軍平が中心となり、廃娼活動を行った。そこでは、それまでの公娼制度の廃止という形で娼妓たちの救済をすすめようとするのではなく、遊廓の地域に赴き、廃娼演説を行い印刷物を配布するなど、遊

---

からの脱却であったのに対し、1930 年代に娼妓たちが起こした動きは、経営者に対する待遇改善など、娼妓稼業はそのままに働きやすさを求める運動であったことが特徴である。不況のもとでは娼妓稼業をためても働き口に困ることは目に見えていたことから、遊廓の中に留まるしかないものの、そのような状況でも、少しでもより良い生活を求めて、娼妓たちが立ち上がろうとしていたことがうかがえる。

廓で働いていた娼妓に直接的な働きかけを行った。そして廃業した娼妓をかかまうホームも設立した。そういった最前線の現場での活動は、遊廓側からの激しい反対を受けることもあり、明治 33（1900）年 8 月、吉原においては、救世軍の活動家たちが楼主たちに暴行を加えられる事件が発生している。しかしながらそういった暴力にも屈せず娼妓たちに歩みよった活動を行う姿勢は、娼妓たちの自由廃業への目覚めを促した。

そのほか廃業を希望する娼妓たちに寄り添う活動を行った団体としてもう一つ、日本キリスト教婦人矯風会の存在が挙げられる。日本キリスト教婦人矯風会は明治 26（1893）年に設立された女性団体で、世界平和、純血教育、酒害防止の三大目標のもと活動を行い、また廃娼運動に精力的に取り組んだ。明治 27（1894）年には「慈愛館」を設立し、廃業した女性をはじめとする貧しい女性を対象に保護、教育、自立支援活動を促す活動を行った。

しかしながら、当時のそういった廃娼運動の中では、廃業を希望する娼妓に対しては救済を行う一方で、娼妓稼業そのものについては「賤しいもの」としての見方をもっており、その視点が批判されることもあったことも付け加えておく<sup>230</sup>。

ちなみに、福岡県においても廃娼運動は早い段階から展開されていた。明治 23（1890）年に小倉の神学生によって設立された鎮西廃娼会は「公許娼妓全廃することを目的」に、青年会館等で演説など、一般市民への啓蒙的な活動を行うなどしていた<sup>231</sup>。また久留米市に遊廓を設置するか否かの時期には、久留米市内の区長や久留米緋同業組合などが遊廓の非置娼妓運動を展開させ、同意見をもつ人々が大親睦会などを開催していた<sup>232</sup>。

先に挙げた婦人矯風会も、福岡県内において明治 23（1890）年 7 月に支部が設立されている。大正（1916）年に福岡支部が発足してからは、矯風会の代表であった矢島楫子が何度も来福するなど、福岡県内において盛んに活動が行われていることがわかる。

しかし、大正 13（1924）年 3 月に婦人矯風会などが議会に起こした公娼制度撤廃運動に対し、新柳町遊廓の楼主池見辰次郎によって反対運動が起こされて

---

<sup>230</sup> ちなみにこの廃娼運動者による芸娼妓への視点の問題については、藤目ゆきが『性の歴史学』の中で批判的に論じている。（藤目ゆき（1997）『性の歴史学』不二出版）

<sup>231</sup> 『福岡日日新聞』（明治 23（1890）年 1 月 18 日付）

<sup>232</sup> 『福岡日日新聞』（明治 26（1893）年 3 月 11 日、3 月 12 日、4 月 5 日付）

いる。池見辰次郎は福岡県内の遊廓経営者のとりまとめを行っていた人物であった。このことについては後に詳しく述べるが、福岡県内においては、廃娼運動も盛んではあったが、その一方でそれに反発する遊廓経営者たちがまた強い勢力を持っていたことは1つの特徴として挙げるができるように思う。

## (2) 「自由」を求めた娼妓たちの動き

まず、遊廓業界において大きな出来事が起こるのは、大正15(1926)年である。大正15(1926)年5月、警察が遊廓の改善に関する指針を発表した。その背景には、女性の人身売買禁止についての国際的な議論の高まりがあった。19世紀後半から世界においては女性の人身売買禁止に向けた活動が盛んになっていた。大正10(1921)年、国際連盟において「婦人及児童の売買禁止に関する国際条約」が採決された。そこで日本も大正14(1925)年、同条約に調印、批准した。またこのころ国内の廃娼運動もピークを迎えていた。

警察が新たな方針を示すに至った具体的な流れとしては、大正15(1926)年4月、当時の警保局長松村義一が全国警察部長会議において諮問案を提出し、「真に哀れむべきは生きながら牢獄生活の娼妓の状態だ」として、娼妓の自由、貸座敷並びに置屋制度の改正、娼妓に対する人身保護等と呼びかけた<sup>233</sup>。そして、その次の月に全国警察部長会議と地方長官会議が行われ、娼妓の外出制限の緩和や自由廃業の簡易化、客の選択を認めるなどといったことが決められたのであった。また同年7月には、内務省によって、娼妓の権利を認める新取締法の成立がすすめられていることも明らかとなった。

そういった中、まず各県において、娼妓の待遇改善へ向けた動きがすすめられた。例えば、長野県の遊廓では、娼妓の売り上げが全部娼妓の収入となることが決められた。その他、小倉の遊廓では娼妓のための慰安会を開催すること、鹿児島島の遊廓では経営者と娼妓が同じものを食べるようにすることなどが決められ、娼妓の生活面でも待遇改善への兆しがみられるようになってきた。また、長崎県の遊廓では警察によって楼主の不正が認められ娼妓20数人が解放されるという動きがあったが<sup>234</sup>、このように、警察が経営者の不正を取り締まるようになったことは、娼妓に強いインパクトを与えた。新方針が示された直後の5月から、全国の娼妓たちが集団で警察署に押しかけ、「自由」を求める運動が盛んに

<sup>233</sup> 『福岡日日新聞』(大正15(1926)年4月30日)

<sup>234</sup> 『福岡日日新聞』(大正15(1926)年6月29日)

なったのである。山家によると同年7月は特にその動きが活発で、広島東遊廓、札幌白石遊廓、大阪松島遊廓、下関今浦遊廓、品川遊廓、山口萩遊廓などで集団逃走や自由廃業を求める活動が集中しており、山家は、多くの娼妓たちが「遊廓からの「解放」を志向し、実際に行動に移った時期」と結論づけている<sup>235</sup>。『福岡日日新聞』においても、待遇改善を要求し、警察に乗り込む娼妓たちがいることが取り上げられており、「公娼の待遇とか前借金棒引等流行の結果最近娼妓の鼻息が次第に荒くなりつつある」といった表現がなされている<sup>236</sup>。遊廓の中に閉じ込められて虐げられていた娼妓たちが、自らの意志を持って、動き始めたのであった。

そんな中福岡県においてはどのような動きがあったのであろうか。警察による新方針が出されてから、福岡県内においても、娼妓の待遇改善に向けて対応がなされるようになった。大正15(1926)年8月初旬の段階でまず、福岡県警察部の指導によって、新柳町遊廓において張見世の制限が断行され、夕方から午前0時までの禁止することが決められた。そのほか、共同炊事における食事を伝票制にすることで食費の計算をわかりやすくすることをはじめ、娼妓の生活の待遇改善が行われようとしていたことがわかる。

そうした流れを経て、同年8月25日の福岡県公報にて、貸座敷取締規則が正式に出されることになった。『福岡日日新聞』によると、そこでは、張見世と写真の掲揚を止めること、娼妓外出の自由を条件付きで認めること、公休日の設定、小遣い銭支給など、娼妓に対する待遇改善が示されたことがみてとれる<sup>237</sup>。中でも、これまで遊廓の中から出ることが制限されていた娼妓たちにとって、「日出より日没までは遊廓所在地市町村に限り」という条件付きではあるが外出が認められたことは、大きな変化であったと思われる。また、「一ヶ月に一日以上の公休」が与えられることになりその日は「昼夜満一日間の休養」を必ずとることがすすめられており、娼妓の体調面にも配慮がなされるようになっている。その他にも、小遣い銭として「一ヶ月玉代の百分の八に相当する金額」が「毎月必ず楼主の負担に於て」与えられることが決められているが、これも、これまで自由に自分の金を使うことができなかつた娼妓たちにとっては、生活面において多少の改良がもたらされたことが考えられる。このように、娼妓の仕事上また生活面においても、娼妓のためを思った待遇改善がなされたように見える。

---

<sup>235</sup> 山家同掲書。

<sup>236</sup> 『福岡日日新聞』(大正15(1926)年7月9日付)

<sup>237</sup> 『福岡日日新聞』(大正15(1926)年8月25日付)

しかし、先に少しだけ述べたように、もともと福岡県内においては、廃娼運動も行われてはいたが、遊廓経営者の力が強かった。このように、警察によって娼妓の待遇改善の方針が示されるようになって、福岡県においては、いまだ経営者側も強い力を持っていた。そのような福岡の遊廓関係者の特徴は、政財界との結びつきが強い点にある。例えば新柳町遊廓の池見辰二郎は、有名な実業家で水産業や酒類をはじめとする会社の社長をつとめており、「筑豊焼酎醸造連合組合長」や「福岡県水産組合副組合長」「福岡県消防組々頭代表者」ほか多くの肩書きを持っていた<sup>238</sup>。このようなことから政財界へのパイプがあり、自身も福岡市議員をつとめるなど地元においては大変大きな影響力を持つ人物であったとされる。現に、柳町遊廓移転問題のときには、「廓内の財政難と官辺の圧力との間」に立って尽力し移転を実現させた話はよく知られている<sup>239</sup>。「福岡県遊廓連合会長」「九州遊廓連合会長」さらには「全国遊廓連合会長」もつとめており<sup>240</sup>、遊廓業界においても非常に力を持った人物でもあった。

特に池見辰二郎は、警察による娼妓の待遇改善が行われ、福岡県下において新しく取締規則が出されても、政府がすすめるようとしている公娼廃止に向けた動きに対して、「娼妓優遇に偏重し業者を軽んじている」として、各地を訪れ反対運動を展開している。大正 15（1926）年 9 月 9 日には、全国貸座敷連合会臨時大会を東京で開催し、全国 2,000 もの経営者たちを集め「公娼廃止絶対反対」を叫んだり<sup>241</sup>、また同年 9 月 11 日には内務省を訪問し、今度の方針を問いただすなどしている<sup>242</sup>。臨時大会においては、演説がヒートアップし過ぎたために同席していた警官に演説の中止を求められたが、それでも続けたため、拘束を受けている<sup>243</sup>。それでも、その後も当局に陳情に行くなど激しい運動を続けており、池見がいかにパワフルな人物であったかがわかる。

そんな経営者がトップに君臨していた新柳町遊廓であったので、警察による待遇改善がしめされても、それが本当に実行され、娼妓たちの負担を減らすことができていたか疑わしい部分もある。現に、新柳町遊廓においては、新しい規則が出された直後とも言える同年 10 月 6 日、同遊廓内の「高砂楼」に所属してい

---

<sup>238</sup> 福岡時事社編集部編『事業ト人：奮闘秘話 1』福岡時事社出版部、1929 年

<sup>239</sup> 同上

<sup>240</sup> 同上

<sup>241</sup> 『福岡日日新聞』（大正 15（1926）年 9 月 10 日付）

<sup>242</sup> 『福岡日日新聞』（大正 15（1926）年 9 月 11 日付）

<sup>243</sup> 『福岡日日新聞』（大正 15（1926）年 9 月 10 日付）

た娼妓 30 人が「待遇改善」を求めて、ストライキを起こしている<sup>244</sup>。また 10 月 26 日にも「月見楼」の娼妓 9 人が、経営者の娼妓に対する「冷酷な取り扱い」についての陳謝と改善を求め、ストライキを起こしている。新規則によって娼妓の待遇改善が示されたにもかかわらず、娼妓たちは「待遇改善」を求めた行動を起こしているのである。この 2 つの事件からは、新柳町遊廓において、新規則が適切に運用されていなかったことを読みとることができる。ただし、同時に、これまで抑圧されてきた娼妓たちが、世の中の流れを味方につけて、遊廓の運営側に意思表示をすることができるようになってきたとも言えるだろう。

## 2. 桜町遊廓の娼妓は立ち上がることができたのか？

### (1) 娼妓が求めた「自由」

以上、大正末期、警察によって娼妓の待遇改善が見直され、そうした世の中の流れを味方にして、全国各地で、自らの生活を改良するために意思表示を行う娼妓たちも出現し始めた様子を見てきた。久留米市における桜町遊廓の娼妓たちも、「自由」あるいは厳しい生活の改善を求めて、立ち上がることができたのだろうか。

桜町遊廓における娼妓たちは、第 5 章でみた過酷な労働状況のもとで生活を営んでいた。娼妓取締規則によって「外出禁止」も決められ<sup>245</sup>、吉原をはじめとする近世期の遊廓のように物理的に「囲い込み」がなされているわけではないが、桜町遊廓にも、入口には大門が設置され、遊廓内部と外部との仕切りが設けられていたとされる<sup>246</sup>。第 4 章で取り上げた『九州都市久留米市案内図：住宅附記』<sup>247</sup>をみると、廓内には、「巡查派出所」と「貸座敷取締所」が隣り合って存在しており、その配置には、娼妓の行動を監視および管理する意図を感じさせるということも先に述べた。そのようにいわば籠の鳥であった娼妓であるが、それでも、『福岡日日新聞』の中には、娼妓の遊廓の「外」に出る行動をいくつかみることができる。ここではまずその動きがどのようなものだったのかみて

<sup>244</sup> 『福岡日日新聞』（大正 15（1926）年 10 月 8 日付）

<sup>245</sup> 大正 15（1926）年に警察による新方針が出される前の娼妓取締規則による。

<sup>246</sup> 平成 27（2015）年 3 月 14 日 久留米市諏訪野町在住 M 氏（当時 80 代）への聞き取り調査より。大門のあった正確な場所については分かっていない。

<sup>247</sup> 第 4 章（図 1）参照。

いくことにする。

まず桜町遊廓の娼妓が廓外に出た記録は、明治 31 (1898) 年にさかのぼる。

「久留米市原古賀町貸座敷菱屋の抱娼妓小若事本名□ (18) は客月 27 日正午頃全市苧扱川町稻荷神社へ参詣として区域外へ外出したるかどを以て去 2 日久留米警察署に於て娼妓取締規則違反の廉を以て拘留 3 日に処せられたり。」<sup>248</sup>

「久留米市原古賀町貸座敷城郭楼の抱娼妓、□、□、□、□の 4 名は、去る 31 日午後 4 時頃稻荷社へ参詣するとて無届外出なしたるを巡查に見現はされ去 1 日久留米警察署にて何れも科料金 50 銭に処せられたり。」<sup>249</sup>

どちらの記事も、娼妓が稻荷神社に参詣するために外出したことで、拘留 3 日や罰金 50 銭などの罰を受けたことを伝えている。「参詣として区域外へ外出」「参詣するとて無届外出」といった記述からは、娼妓が本当に稻荷神社への参詣のために外出するのにうっかり届け出のを忘れてしまったのか、あるいは参詣するふりをして廓外に脱出するつもりであったのか、真相はわからないが、いずれにしても、外に出るには届け出が必要で、それを破った者には罰則が加えられるという、娼妓の外出をめぐる厳しい現実がこの 2 つの事件から読みとることができるように思う。

明治期はそれ以外に娼妓の動向を確認することができないが、大正 5 (1916) 年になると、桜町遊廓の「三盛楼」の娼妓、「常子」が動きを起こしている。

「久留米原古賀遊廓三盛楼娼妓常子事□□ (三二) は昨五日久留米署ニ直接自由廃業を申出たり其申立てに依れば同人は同楼に抱へられて依頼今日迄約九年間真面目に勤め居れるが数日前より殆んど半身不随となり久留米市病院に入院施療を受くる内楼主が屢々入費の事より退院を迫り且自分も斯くては益々借金も殖ゆるのみなるより一応自宅にて療養する事となり三盛楼に引取りたり然るに其後楼主は常子が嘆願を容れず一回も医師の診断を受けしめず且つ一文の貸金すらせず只常子を一室に横臥せしめ手当もなさず之が為め病気は

<sup>248</sup> 『福岡日日新聞』明治 31 (1898) 年 3 月 4 日付 ※□部分は個人名のため伏せた。

<sup>249</sup> 『福岡日日新聞』明治 31 (1898) 年 4 月 7 日付 ※□部分は個人名のため伏せた。

逆戻りする始末なるより斯くは自由廃業方を申出たる次第なりと然れば同署にて直に楼主を召還し目下調べ中」<sup>250</sup>

「三盛楼」の「常子」は病気を患い半身不随となり寝たきりになるほど体調が悪化しているにもかかわらず楼主が十分な手当をしてくれないことに不信感を抱き、自由廃業を申し立てた。そこからは、「常子」が9年も働いていたこと、そして、半身不随になるまで体調を崩しているにもかかわらず、入院先の病院から退院させ店に引き戻し手当をしなかった楼主の非道さなどから、娼妓稼業の過酷さを読みとることができる。その過酷さについては、先に取り上げた「かる多」の労働状況からも容易に想像ができることである。

そういった過酷な状況に耐えきれず、「常子」は、久留米署に訪れ直接自由廃業を申し出たのである。ここで注目したいのが、「常子」が廓内の「巡查派出所」ではなく廓外の「久留米署」に直接出向いて自由廃業の意思表示をしたとされる場所である。廓外に出るためには許可が必要であり、行き先を告げる必要があるが、その時点で、廃業の手続きを行う可能性のある「久留米署」に出向くことが許されるようには思えない。どのようにして廓の外に出ることができたのかわからないが、おそらく嘘の口実で廓外に出たのではないかと、つまり決死の脱出を行い、「警察署」に駆け込んだであろうことが推察できる。坂井フタや藤原さとなどの裁判での勝訴をきっかけとして明治の一時期は自由廃業を行う流れが活発になっていたが、明治末期から大正初期にかけてはそういった動きはいったん沈静化していたようで、福岡県内においても娼妓による自由廃業を求める動きはほとんど確認できない。そのためこの「常子」の自由廃業へ向けての訴えは、目立つものであったと考えられる<sup>251</sup>。

このように桜町遊廓にも自由廃業に向けて動いた娼妓がいたにもかかわらず、同遊廓においては、その後、自由廃業を求める動きを行った娼妓を1人も確認することができない。先述した大正15（1926）年の自由廃業ブームに入り、県内の遊廓でも廃業を求める者が続出したにもかかわらず、である。

その代わりに、桜町遊廓の娼妓の間で、目立った動きが1つあった。それは、客との心中である。そのころの『福岡日日新聞』をみると、大正期、桜町遊廓では4件もの心中事件を確認することができる。大正3（1914）年6月には娼

<sup>250</sup> 『福岡日日新聞』大正5（1916）年12月6日 ※□部分は個人名のため伏せた。

<sup>251</sup> ただし「常子」がその後要求通りに廃業できたのかどうかについては新聞記事をみるかぎりでは続報が出ていないのでわからない。

妓と軍人の心中<sup>252</sup>、大正 10（1921）年 3 月には娼妓と馴染みの客との遊廓内での心中<sup>253</sup>、大正 13（1924）年 7 月には娼妓と軍人の心中（殺人事件）<sup>254</sup>、大正 15（1926）年 11 月には娼妓と馴染みの客との若津港での心中未遂事件<sup>255</sup>が起きている。久留米ではこうした遊廓での心中事件をモチーフにした、「くるめしのもるひねしんじゅうかぞえうた」という数え歌が存在していたことも記録に残っている<sup>256</sup>。

桜町遊廓の娼妓は、自由廃業する娼妓が続出する中でも、外に向けての行動を起こすことはできなかった。娼妓たちが「自由」を求めるために選んだのは、「逃げる」「立ち上がる」といった形ではなく、客や愛する人との「死」だったのである。

## （2）遊廓経営者の特徴

なぜ自由廃業ブームの中でも桜町遊廓の娼妓たちは行動を起こすことができなかったのか。あくまでも筆者の仮説にはなるが、その理由について、桜町遊廓の娼妓を取り巻く環境から考えてみたい。

福岡県内においては、遊廓経営者の力が強かった。そして特に福岡の遊廓関係者の特徴は、政財界との結びつきが強い点にあった。福岡の新柳町遊廓を代表する池見辰二郎は、福岡市会議員であり、「福岡県遊廓連合会長」「九州遊廓連合会長」さらには「全国遊廓連合会長」もつとめる遊廓業界でも非常に影響力を持つ人物であったことは先にも述べた。

ここで今一度、久留米市における桜町遊廓経営者のプロフィールにも注目してみる。第 4 章で取り上げたように、久留米市における遊廓経営者も、地元の有力者が多かった。明治期から大正期、昭和初期にかけて久留米市をはじめとする筑後地区において活躍した人物を紹介している「久留米市勢一班」<sup>257</sup>や「筑後名鑑」<sup>258</sup>をみると、そこに、桜町遊廓の経営者たちも名を連ねていることがわかる。経営者たちは、出身地や職業等さまざまであるが、市会議員の経歴を持つ

<sup>252</sup> 『福岡日日新聞』（大正 3（1916）年 6 月 30 日）

<sup>253</sup> 『福岡日日新聞』（大正 10（1921）年 3 月 10 日）

<sup>254</sup> 『福岡日日新聞』（大正 13（1924）年 7 月 3 日）

<sup>255</sup> 『福岡日日新聞』（大正 15（1926）年 11 月 23 日）

<sup>256</sup> 久留米市史編纂委員会（1986）『久留米市史』5 巻、久留米市

<sup>257</sup> 筑後日乃出出版社編輯局編（1915）『久留米市勢一班』筑後日乃出出版社

<sup>258</sup> 渡辺五郎編『筑後名鑑 久留米市之巻』（筑後名鑑編纂部、1922 年）、西村延次郎『筑後名鑑』（西村延次郎、1932 年）

人物がこのように複数いたことが、桜町遊廓の運営における1つの特徴として挙げることができる。

例えば大正3（1914）年7月時の市会議員の一覧をみると、定員30人のうち2人が遊廓経営者であった。『久留米市勢一斑』の久留米市会議員の項には、名前の下に職業が記されているが、「赤司力之助 貸座敷業」と紹介がなされており、赤司力之助は、遊廓経営者をしながら現役の市会議員を務めていたということがわかる<sup>259</sup>。

### （3）経営者と娼妓の権力関係

この赤司力之助は、桜町遊廓組合の取締や顧問をつとめていた時期もあり、遊廓内で大きな権力を持っていたと思われる。大正期の桜町遊廓を代表する人物と言っていいただろう。

そんな赤司がどのような思想で遊廓を運営に携わっていたのか、具体的に考える上でヒントになるのが、先に紹介した、福岡県の遊廓業界で活躍していた池見辰二郎との関係である。先に述べたように、池見は、大正15（1926）年、警察が娼妓の待遇改善の新方針を出す前後、公娼廃止運動に対する反対活動を積極的に展開させていた。遊廓業界の結束を深めるだけでなく、公娼廃止反対を演説で叫んだり、内務省の局長をたずね今後の方針を問いただしたり、警察当局へ陳情に行くなどした。

そのようにして池見が福岡県遊廓連合の会長として活動していたときに同連合の副会長であったのが、赤司力之助であった。池見とともに全国遊廓大会に出席するなど池見の行動に帯同していたとされる赤司であるから、公娼廃止には反対であり、遊廓を存続させるために必要な人員である娼妓の、自由廃業を認めるなどといったことはしなかったように思える。

桜町遊廓の娼妓たちが、明治期また大正期になっても、他の遊廓で見られるような、待遇改善を求めるストライキ等を起こしていない-立ち上がることができなかったのは、経営者の存在感が大きかったためではないかと筆者は考える。

『筑後銘鑑』などには、赤司について「社会の一大有要人物」、また「九州一の名ある侠客」などといったインパクトのある表現もあり、遊廓内のみならず、当時の久留米においては名の知れた人物であったことがイメージできる<sup>260</sup>。その

<sup>259</sup>筑後日乃出出版社編輯局編『久留米市勢一斑』筑後日乃出出版社、1915年

<sup>260</sup>渡辺五郎編『筑後名鑑 久留米市之巻』筑後名鑑編纂部、1922年

ように遊廓のみならず久留米市内でも存在感を持っていた経営者に対し、「自由になりたい」という思いを持っていても、1人で、あるいは集まっても数人の若い女性たちが立ち向かうことは、心理的にも物理的にもなかなか難しかったのではないかと考える。圧倒的な権力者を前にすると、立ち向かうどころから逃げることさえもできなくなってしまうのではないだろうか。

また、桜町遊廓においては、経営者と警察の密接な関係が娼妓の生活に影響を与えていたのではないかと考えられる。桜町遊廓において、少なくとも大正半ばの時点では、経営者と遊廓内にあった巡査派出所の警官の間につながりがあったことがわかっている。というのは、大正7（1918）年、赤司力之助が巡査派出所の警官に賄賂を働いた罪で裁判となっている<sup>261</sup>。赤司自身はその罪について認めていないが、「私共の商売は警官と密接の関係がありまして」という意味深な言葉を述べている<sup>262</sup>。廃娼運動に力を注いだ山室軍平も、娼妓が自由廃業を求めても、実際に廃業が難しい理由として「警察に出頭できたとしても楼主の権益を保護しようとする警察が廃業の手続きをとらない」という指摘をしている<sup>263</sup>。

しかし、そういった警官との癒着も含め、桜町遊廓においても、経営者と娼妓との権力関係に変化が起き始めたことを示す事件をひとつ確認することができる。それは、まさに警察が遊廓の改善に関する指針を発表した、大正15（1926）年に起こった、桜町遊廓の娼妓が起こした心中事件の顛末をめぐっての出来事である。『福岡日日新聞』によると、大正15（1926）年の11月21日の午前0時頃、三潯郡若津港において、25、6歳前後の男女が抱き合っただけで入水したのを附近にいた船頭が発見し、2人は無事救出された<sup>264</sup>（図1）。救出された男は、熊本県の絹糸商の男（28歳）で、女の方は、桜町遊廓「福榊楼」の娼妓「若春」（21歳）であった。2人は、11月19日の夜、遊廓を駆け落ちし、大川軌道の線路に沿って死に場所を探し、若津港において心中を図ったのであった。「若春」と男は愛し合っていたが、男が最近家族に嫁をとることを強いられており、添い遂げることができないことに悲観し2人で死ぬことを選んだのだという。この内容だけでは、桜町遊廓で起こった心中事件の1つに過ぎないように思われるが、この事件は、その後驚くべき結末を迎える。事件が起こって6日後の新聞記

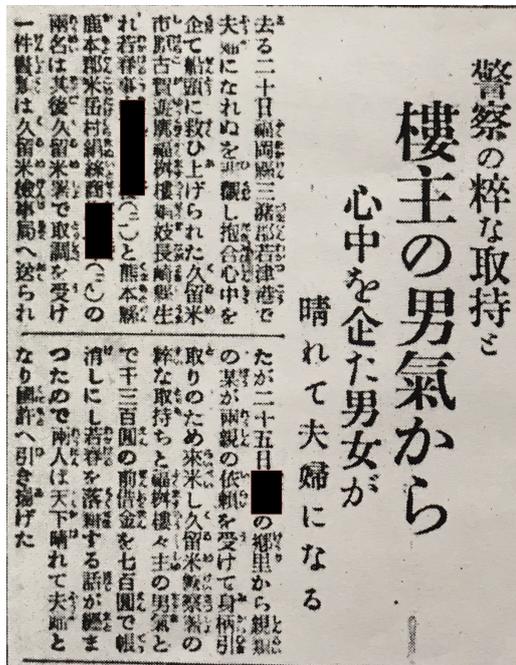
<sup>261</sup> 『福岡日日新聞』（大正7（1918）年1月17日、4月25日、5月7日）

<sup>262</sup> 『福岡日日新聞』（大正7（1918）年1月17日）

<sup>263</sup> 山家前掲書

<sup>264</sup> 『福岡日日新聞』（大正15（1926）年11月23日付）

事を取り上げる<sup>265</sup>。



(図 1)

『福岡日日新聞』(大正 15 (1926) 年 11 月 27 日付) の記事

した娼妓でも借りた金はすべて返済しなければならなかったし、廃業時に一括で借金を返済できない娼妓はそれを月賦払いにしてでも確実に返済しなければならなかった。しかしこの心中未遂事件の顛末からは、娼妓の悲痛な思いに対し経営者側が寄り添おうとする姿勢をとみとることができるように思う。それは、桜町遊廓においても、大正 15 (1926) 年に起こった娼妓待遇改善をめぐるムーブメントの波が訪れていたことを意味するのかもしれない。

遊廓の外ではじまった廃娼運動が、活動家の熱心な働きかけによって娼妓たちを促し、娼妓自身に自由廃業や待遇改善について考えるきっかけを与えた。そして世界的に婦人の人身売買禁止に向けた運動がすすめられる中で、警察による遊廓の改善方針が出され、娼妓の待遇が改善されることになった。そういった世の中の流れに自信をつけた娼妓たちは、実際に遊廓の外へ出て、自由廃業や待遇改善を求める運動を活発化させた。そうして全国各地で娼妓の集団逃走や自由廃業、待遇改善要求が行われるようになった。

<sup>265</sup> 『福岡日日新聞』(大正 15 (1926) 年 11 月 27 日付)

明治期、大正期半ばまでの久留米市桜町遊廓においては、そういった動きが活発にならなかった。桜町遊廓における「自由」を求める動きについては、大正初期に病状悪化のために1人の娼妓が自由廃業を申し立てた以外では、馴染み客との心中という形でしか現れなかった。その背景として、桜町遊廓の場合考えられるのが、経営者の存在であった。市会議員をつとめ、遊廓連合を束ね、遊廓内だけでなく地域に存在感を持っていた経営者の権力、警察との癒着を前に、娼妓は動きたくても動くことができなかった。しかし、大正15(1926)年に娼妓が起こした心中事件の顛末をめぐっては、経営者と警官による取り計らいによって、娼妓は相手の男とハッピーエンドを迎えることができている。あくまでも1つの例に過ぎないが、これまでとは違う、経営者の娼妓に対する態度の軟化は、まさに娼妓の「自由」を認めようとする、世の中の流れを反映してのものだと思われる。

## 結論と今後の課題

### 1. 結論

本論において筆者は、マクロ的な視点（Ⅰ部：第1章～第3章）とミクロ的な視点（Ⅱ部：第4章～第6章）の両方から、近代期の久留米市における遊廓がどのようなものであったのかについて考察を行ってきた。

第1章では、久留米において近代公娼制がどのように確立されていくのかについて考察を行い、近代初期における公娼制の特徴について考察を行った。地方の一都市においても、遊廓の管理体制において、娼妓に対する性病検査の実施、経営者の組織化と所轄警察による統制の強化がすすめられていたことがわかった。

第2章では、明治期における桜町遊廓の成立とその後の発展を軍隊との関係から考察を行った。久留米においては、遊廓設置について反対論者が多かったにも関わらず、軍隊の設置が決まった途端、市内の町々が遊廓誘致に積極的になった。そこで、町々がなぜ遊廓誘致に積極的になったのかについて『福岡日日新聞』から考察を行った。激しい誘致合戦を経て誕生した桜町遊廓は久留米市が軍都としてのあゆみをすすめていくに伴って発展していく。これまでの研究においては、歴史の流れをもとに、久留米市の遊廓は軍隊の設置とともに誕生し発展していったという考察にとどまっていたが、実際に、『軍人娼妓所得金日記帳』の記録、また『福岡日日新聞』にみる軍人と娼妓の心中事件の存在などから、軍人による利用を確認し、軍人が実際に遊廓を必要としていたといことを明らかにした。また『軍人娼妓所得金日記帳』の「千代鶴」の記録からは、軍人による遊廓利用が金銭的な面で優遇されていたことを読みとった。

第3章では、まず昭和初期における公認遊廓の衰退に焦点をあて、なぜ公認遊廓が衰退していったのかについて考察を行った。世界恐慌のあおりを受け先の見えない不況の中、人々の中には刹那的で享乐的な生活を求める者が増えた。そこで新たな享楽産業の1つとして確立されていくのが「特殊飲食店」であった。

「高級な遊び」としての側面もあった遊廓に対して、特殊飲食店は安価で気軽に遊べる場所として、中・下層階級の人々から人気を集め、発展を遂げていく。また特殊飲食店で働く酌婦の働き方も、娼妓に比べると「自由」であった。不況下、身体を売ることを決める女性は減らなかったが、そういった女性たちの間でも、

その働き先として遊廓より特殊飲食店を選ぶようになった。公認遊廓の衰退の背景には特殊飲食店の隆盛があったのである。

次に、戦時下における遊廓の役割に注目した。戦争が烈しくなっていくにつれて、風俗営業は縮小されていく。しかし、国家精神総動員のもと遊廓や芸者街は営業が制限される一方で、特殊飲食店は、性病予防施設の設置や酌婦の健康診断の実施が行われ、遊廓的な場所として準公認化されていく。国は、戦局が悪化していく中、性病予防にさえ気をつければ男性の性の享樂は認めるという構造をそれまで以上に強固なかたちで作り上げたのである。

また、戦時下の女性たちによる銃後活動にも着目した。銃後活動は婦人団体を中心に行われていたが、遊廓や特殊飲食店で働く女性たちの中にも銃後活動に従事する者がいた。久留米市の特殊飲食店で働く女性たちは、出征兵士のために500個の慰問袋を作成している。また「高級享樂停止に関する具体策要綱」によって職場を失った芸妓たちは、「産業戦士」として工場等で働くことがすすめられた。こうした女性たちによる銃後活動も、女性の気遣いや社会とのつながりを望む思いが利用され、それが結果的に戦争協力に力を貸してしまった例としてみつめることができるようにも思う。

第4章では、主に桜町遊廓の構成要素に焦点をあて、桜町遊廓がどのように成り立っていたのかについて考察を行った。まず廓内の建物や施設、遊廓をめぐる人々として娼妓、斡旋業者、経営者などに着目し、遊廓の成立と経営における特徴を明らかにした。そこでは、娼妓が斡旋業者によって集められ調査を受けて、娼妓稼業をはじめるといふ流れと、実際の『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』をもとに、娼妓が経営者と結ぶ厳しい契約条件について考察を行った。ここで注目すべきは、桜町遊廓の経営者には、市会議員をはじめとする地元の有力者が多かったという点である。また経営にあたって久留米以外の地からやってきた者も多く、あらかじめ別の事業等で成功をおさめた人物たちによって経営がなされていた点も特徴として挙げられる。

第5章では、『娼妓所得金日記帳』をもとに桜町遊廓における娼妓の生活に焦点をあて、考察を行った。福寿楼で働いていた娼妓の出身地、開業時年齢、前借金額、稼業年数などに着目し、娼妓たちの稼業における傾向を明らかにした。また『娼妓所得金日記帳』における娼妓たちの日々の記録から、娼妓たちの生活を具体的に読み取り、娼妓たちの性がどのように売買されていたのかについて明らかにした。病に倒れ思うように働くことができなかつた娼妓もいれば、熱心に

働き売り上げを挙げることでできた娼妓もいた。しかし、どちらも借金を返済することはできなかった。娼妓の生活は、肉体的にも金銭的にもとても苦しいものであったと言える。その一方で、経営者側は娼妓を長く働かせ借金を重ねさせることによって、利子が増加するなど、得する一面もあった。

第6章では、肉体的にも金銭的にも厳しい状況の中、自由廃業運動や待遇改善のストライキを起こした娼妓たちに焦点をあて、世界的な婦人の人身売買禁止に向けた動きや警察による遊廓の改善方針を味方にし、娼妓たちが「自由」を求めて動き出したことを明らかにした。しかし桜町遊廓においては、そういった動きは活発にならなかった。桜町遊廓の場合は、経営者が強い権力をもって娼妓を管理しており、娼妓たちは動きたくても動くことができなかったのではないかという考察を行った。

以上が本論における概要であるが、ここで、今一度、本論においてマクロ的な視点とミクロ的な視点というアプローチからそれぞれ見えてきたものを整理する。まずI部におけるマクロ的な視点では、桜町遊廓の成立から発展そして衰退までの流れを通し、久留米市において遊廓のどのような役割が求められていたのかを明らかにした。その中で1番特徴的であったのが、桜町遊廓が果たした「軍都における遊廓」としての役割だった。桜町遊廓の設置をめぐるのは遊廓設置について反対論者が多かったにも関わらず、市内に軍隊の設置が決まった途端、市内の町々が遊廓誘致に積極的になるという興味深い動きがあった。本論ではその町々の動きに注目し、そこには、「軍隊には遊廓がつきもの」という認識のもと、軍人の遊廓利用を見越し、遊廓の利益を享受しようとする人々の思惑があったのではないかという考察を行った。中には遊廓の利益によって、市内初の公園を建設する構想を抱く町もあり、そこからは遊廓が利益を生み出す都市機能の1つ、言い換えれば、久留米市の発展を支えるものとして望まれていたこともうかがえる。一方、軍隊に目を向けてみると、軍隊内における傷病の中で入院患者の比率が高いものが性病であった。軍隊側は、軍隊内における性病対策のために、定期的な性病検査が課されている公認の遊廓を求めていたのである。こういった地域側と軍隊側との思惑が一致し、久留米市において遊廓は必要とされたのである。実際に軍人が遊廓を利用していたことは、本論で取り上げた『軍人娼妓所得金日記帳』や『福岡日日新聞』にみる軍人と娼妓の心中事件の存在によって明らかである。『軍人娼妓日記帳』に記載された「軍人娼妓」という存在そのものが、軍隊と遊廓との直接的な結びつきをうかがわせるし、また軍人と娼妓

の心中事件に関する記事を詳しくみると、軍人が軍服を着用し帯剣を身につけたまま登楼していたことが伝えられており、軍人がその身分を隠さずに、遊廓を堂々と利用していたことがわかる。ここからは軍人による公的な利用を読みとることができるようにも思う。

このように遊廓は軍人をはじめとする人々によって必要とされ、実際に利用されていくのであるが、そもそも地域側による設置をめぐっての思惑においても、軍人による利用の必要性においても、置き去りにされているように見えるのが、娼妓の存在や意志である。遊廓が利益を上げることができるのも、軍隊での性病対策ができるのも、娼妓の労働があつてこそであるにもかかわらず、当時の人々の間では、その点が視野に入れられていなかったように思う。そこからは、男性には性欲処理の場が必要であつて当然で、女性の性を犠牲にすることが問題でないという男性優先の考え方がみてとれるのである。

それは、戦時下における遊廓をはじめとする性風俗営業の役割をみても同じである。戦争が烈しくなるに従って、性風俗営業は制限をうけるようになっていく。その当時は久留米市の桜町遊廓も数軒のみの営業となっている。国民精神総動員運動のもと、遊廓や芸者街は営業が制限され、それによって職場を失った芸妓たちは、「産業戦士」として工場等で働くことが推奨された。そして、当時の『福岡日日新聞』はその姿を美談的に取り上げている。その一方で、特殊飲食店では、性病予防施設の設置や酌婦の健康診断の実施が行われ、遊廓的な場所としての準公認化がすすめられていく。このように性風俗営業に従事する女性たちは、時期によっては営業制限を受け、それまでの仕事を廃業し「産業戦士」になることが立派なこととされたり、その一方で、店によっては引き続き営業が認められ、そこで「慰安」に従事することが求められたりした。このように女性たちは、それぞれ、そのときとそのときの状況に翻弄され続けた。それは、国策のもとで、弱い立場の女性の、こと性が犠牲にされていたということの意味する。

それは桜町遊廓の内部構造においても同じであった。ここからはミクロ的な視点から桜町遊廓および娼妓の生活にせまることで見えてきたことについて述べていく。特にⅡ部においては、『娼妓所得金日記帳』をはじめとする一次史料からの分析に力点を置き、当時の娼妓がどのような生活をしてきたのか、具体的に浮かび上がらせることを目指した。

桜町遊廓の「福寿楼」の娼妓たちは、貧困のため前借金をし、自らの身体を売ることによって借金を返済する生活を送っていた。『娼妓所得金日記帳』をみると

毎日のように客をとり、1日に数人の相手をすることもあったことがわかる。しかし毎日のように働いても、その売り上げを経営者と折半し、さらにそこから食費と利子が引かれるため、前借金を減らすことは難しかった。日常生活を送る上で立替金も発生し、その分また借金が増えるため、前借金を減らすどころか借金を増やす娼妓も多かった。「福寿楼」の娼妓たち20人中、娼妓稼業ですべての借金を返済できた者は1人もいなかった。そのように『娼妓所得金日記帳』の記録からは、娼妓たちの金銭をめぐるとても厳しい状況を読みとることができる。娼妓たちは、この働いても働いても借金を返すことができない状況をどのように受け止めていたのだろうか。経営者に対して不信感を抱くこともあったであろうか。しかし、『娼妓所得金日記帳』における金銭をめぐる記載と、同じく「福寿楼」において、娼妓が娼妓稼業を開業するときに経営者と交わした『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』と照らし合わせてみると、娼妓と経営者との金銭のやりとりは、当初の契約通りに行われていることがわかる。売上げ金を経営者と折半し食費および利子が引かれることも、『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』第二条<sup>266</sup>に提示されている通りなのである。つまり、娼妓たちは、あらかじめその厳しい条件に納得し、娼妓稼業を始めているということになるのである。身体を売るという稼業である上に、借金の返済条件も厳しいとわかっているにもかかわらず、娼妓になる女性が途切れなかったのは、当時の貧困問題が反映されているように思われる。

『娼妓所得金日記帳』によると、娼妓の中には、毎日のように客をとらされる中で、病気に罹り、入院生活が数ヶ月に及ぶ者もいた。それでも退院した次の日には客をとらされるなど、そこからは娼妓の身体や健康に全く配慮がなされていない状況を読みとることができる。桜町遊廓の廓内の構造や特異な遊廓建築をみても、経営者側による娼妓を管理しやすくするための意図が感じられるようになっており、そこには娼妓が快適な生活を送るための環境等は全く整っていないことがわかる。このように、久留米市の桜町遊廓においても、吉田伸之が示した「遊廓社会」のモデルが成立していたことがわかる。それは、公権力のもと経営者が主体となって、「女性を契約的あるいは人身的に拘束し、売春労働を強いることで、多額の利益を享受し、再配分する独特の社会構造」<sup>267</sup>である。

---

<sup>266</sup>本論第4章3-(1)における『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』の原文参照。

<sup>267</sup>佐賀朝吉田伸之編『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』（吉川弘文館、2013年）

特に桜町遊廓においては、遊廓を成り立たせる上で、経営者の存在が大きかった。

大正末期になると、婦人の人身売買禁止に向けた世界的な動きや警察による遊廓の改善方針が示されるようになり、そういった厳しい境遇に立ち向かう娼妓たちの動きが盛んになる。しかし、久留米市の遊廓では、その動きは盛んにならなかった。その背景として考えられるのが、そういった経営者の存在感である。桜町遊廓の経営者たちは、市議員をはじめとする有力者や久留米市外からやってきた別分野での成功者が多かったのが特徴であるが、中でも、大正期に昭和初期において権力を持っていた経営者は、警察との癒着があったことがわかっている。経営者の圧倒的な存在感と警察との癒着を前に、娼妓たちは動きたくても動くことができなかつたのではないかというのが筆者の考えである。たとえ全国的には自由廃業運動や待遇改善へ向けて娼妓の「主体」的な動きが見られるようになっても、桜町遊廓においては、経営者が「主体」の遊廓社会が維持されていたことが言える。それが桜町遊廓の実態であった。

このように桜町遊廓においては、権力に向かって立ち上がる娼妓の動きをみることができなかつたが、この頃の娼妓たちの「自由」を求める動きは、私たちに新たな娼妓像を与えてくれるように思う。圧倒的な権力を握る経営者に対し「自由になりたい」という思いをもってみても、1人で、あるいは集まっても数人の若い女性たちがそれに立ち向かうことは、とてもハードルが高いことであつたに違いない。しかしながら、「行動を起こす」ことは、確かに、強い権力さえも揺るがしうるのである。現に、「自由」を求めて動きを起こした娼妓たちの中には、実際に「自由」を勝ち取り、新たな人生を手に入れた者もいた。経営者に待遇改善を要求し、実際に経営者に経営方針を改めさせた娼妓たちもいた。中には、結果的に経営者を廃業に追い込む娼妓たちもいた<sup>268</sup>。第6章で取り上げた新柳町遊廓におけるストライキも、娼妓たちが経営者に待遇を改善させる結果で幕引きがなされている。「待遇改善」を求めた「高砂楼」の娼妓たちは、経営者に「公休日の夜間外出の自由化、外出届の簡易化、客席にあつても知人の訪問時には面会を許すこと」といった優遇を認めさせている<sup>269</sup>。経営者の娼妓に対する「冷酷な取り扱い」について陳謝と改善を求めた「月見楼」の娼妓たちも、経営者による陳謝と今後は冷酷な取り扱いをしないという誓約を勝ち取っている

<sup>268</sup>山家悠平『遊廓のストライキ』に示された、武雄市に存在した「改盛楼」の娼妓たちが昭和7（1932）年に起こしたストライキの結末。

<sup>269</sup>『福岡日日新聞』（大正15（1926）年10月8日付）

<sup>270</sup>。これらはすべて、娼妓が自主的に行動を起こし、勝ち取った結果なのである。桜町遊廓においても心中事件をきっかけに経営者の娼妓に対する態度の軟化がみられたが、それも県内における娼妓たちの動きが関係しているのかもしれない。

自分の身体を売るしかない境遇に身を起し、肉体的にも金銭的にも厳しい状況でも、その状況を打開するために、経営者に立ち向かい、勇気を持って行動を起こした娼妓たちの姿は、動きたくても動くことができなかった立場の娼妓をはじめ、当時同じ境遇に置かれていた女性たちに、勇気と希望を与えたと思われる。それは、現在を生きる私たちにも訴えかけてくるものがある。

## 2. 今後の課題

本論においては、久留米市における遊廓について、マクロ的な視点とミクロ的な視点からアプローチを行ってきたが、桜町遊廓の実態について一次史料をもとにして細かく観察することに多くの時間を割いた結果、久留米市における「遊廓社会」の事例の掘り起こしと娼妓の生活の分析に重点を置く結果となってしまったことは否めない。また、近代国家における「国策と性」の視点において、近代公娼制が、政府が直接関与するのを避けたことから始まったという事実を意識しながらも、それを軍隊と遊廓、そして戦時下における遊廓の役割という2つの軸でしか扱うことができなかったほか、本来ならば、その視点を持つにあたって、必ず取り上げなければならない「従軍慰安婦制度」の問題についても言及することができなかった。本論で明らかにすることができたことを今一度「近代国家と性管理」というより大きな文脈で捉え直すことが今後の課題であるように思う。

しかしながらその一方で、引き続き、桜町遊廓についてのさらなる情報を収集することも続けていきたいと考えている。遊廓研究分野において、一次史料の発掘と分析が課題であることは冒頭でも述べたが、遊廓がなくなって長い年月が経過した今、遊廓として使用されていた建物もまちの中からほとんど姿を消し、また遊廓の様子を語ることのできる人も少なくなっているのが現実である。そのため、遊廓に関する聞き取り調査も、早急にすすめる必要があると感じている。しかし、遊廓をテーマに取り扱うことは、遊廓そのものを取りも直さず「性」に関する事柄であることから、極めてナイーブな問題であり、筆者自身聞き取り

---

<sup>270</sup> 『福岡日日新聞』（大正15（1926）年10月28日付）

調査等行う上で、難しさを感じる場面に何度も直面している。それでも筆者は、ひるむことなく、研究に真摯に向かい合っていきたい。

本論を書くにあたり、『娼妓所得金日記帳』に記された娼妓の「生」の痕跡を1つずつ掬い上げていく作業の中で、娼妓ひとりひとりの人生の重みを感じた。久留米市すなわち日本が近代化をすすめていく中で、自らの性を犠牲にする形で毎日を懸命に生きる女性がいたことは忘れてはならない。筆者は、そういった名もなき女性たちの小さな日常に光をあて、彼女たちの人生を見つめ、記録に残していくことをこれからも続けていきたいと思っている。

## 参考文献

### (引用文献)

- 大阪新報支局『久留米名鑑 第一編』1929年  
女たちの現在を問う会『銃後史ノート 復刊1号』女たちの現在を問う会、1982年  
女たちの現在を問う会『銃後史ノート合本<no. 1~no. 3>』女たちの現在を問う会、1983年  
女たちの現在を問う会『銃後史ノート 復刊5号』女たちの現在を問う会、1983年  
加藤正洋『花街：異空間の都市史』、朝日選書、2005年  
草間八十雄『浮浪者と売笑婦の研究』文明協会、1927年  
久留米市『久留米市誌中編』久留米市、1933年  
久留米医師会『久留米医師会史』久留米医師会史編纂委員会、1970年  
久留米市史編纂委員会『久留米市史』第3巻、久留米市、1985年  
久留米市史編纂委員会『久留米市史』5巻、久留米市、1986年  
久留米商工会議所『商工人名録』久留米商工会議所、1936年  
権藤猛『久留米商工史』久留米商工会議所、1974年  
斎藤俊江「飯田遊廓と娼妓の生活」『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館、2013年  
佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館、2013年  
女性史総合研究会編『日本女性史』第4巻、東京大学出版会、1994年  
筑後日之出新聞社編輯局『久留米市勢一斑』筑後日乃出新聞社、1915年  
中央職業紹介事務局『芸娼妓酌婦紹介業に関する調査』中央職業紹介事務局、1926年  
塚田孝『身分制社会と市民社会』柏書房、1992年  
寺澤ゆう「1930年代のカフェーにみる性風俗産業界-動揺の裏側にある女給の労働実態-」『立命館大学人文科学研究紀要』103号、2014年  
永井良和『風俗営業取締り』講談社選書メチエ、2002年  
西村延次郎『筑後名鑑』西村延次郎、1932年  
西山松之助『近代風俗と社会』吉川弘文館、1985年  
日本遊覧社「全国遊廓案内」日本遊覧社、1930年  
早川紀代『近代天皇制国家とジェンダー 成立期のひとつのロジック』青木書店、1998年  
早川紀代編・解説『十五年戦争極秘資料集<補巻 16>陸軍に於ける花柳病陸軍

に於ける花柳病』不二出版、2002年

久富金作『久留米商工人名録 昭和十五年版』久留米商工会議所、1940年

人見佐和子「公娼制度の近代転換期」『部落問題研究』209号、2014年

平川知佳「研究ノート：遊廓と祈り～久留米市・桜町遊廓における娼妓の生活と信仰～」『西南学院大学大学院研究紀要』第4号、西南学院大学、2017年

福岡県女性史編纂委員会『新聞にみる福岡県女性のあゆみ-明治・大正編-』福岡県、1993年

福岡県女性史編纂委員会『光をかざす女たち-福岡県女性のあゆみ-』福岡県、1993年

福岡時事社編集部編『事業ト人：奮闘秘話1』福岡時事社出版部、1929年

副見喬雄『帝都における売淫の研究』博文館、1928年

藤井忠俊「国防婦人会」林博史ほか編『地域のなかの軍隊9 軍隊と地域社会を問う 地域社会編』、吉川弘文館、2015年

藤田昌男『写真で見る日本陸軍兵營の生活』光人社、2011年

藤野豊『性の国家管理-売買春の近現代史』不二出版、2001年

藤目ゆき『性の歴史学-公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版、1997年

船橋治『買売春問題資料集成 [戦前編]』第23巻、不二出版、2003年

文教政策研究会『日本の物価と風俗 130年のうつりかわり』文教政策研究会、1996年

前田伝造『観光の久留米 市勢要覧！商工人名鑑』夕刊大久留米社、1937年

松下孝昭『軍隊を誘致せよ 陸海軍と都市形成』吉川弘文館、2013年

村上信彦『明治女性史 下巻 愛と解放の胎動』理論社、1972年

本康宏史「「軍都」金沢と遊廓社会」『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館、2013年

森崎和江『買春王国の女たち 娼婦と産婦による近代史』宝島社、1993年

山家悠平『遊廓のストライキ 女性たちの二十世紀・序説』共和国、2016年

山崎朋子『サンダカン八番娼館 底辺女性史序章』筑摩書房、1972年

横山百合子「19世紀と遊廓社会における地域ヘゲモニーの再編-女髪結・遊女の生存と＜解放＞をめぐる」『歴史学研究』885号、2011年

同「新吉原における『遊廓社会』と遊女の歴史的な性格-寺社名目金貸付と北信豪農の関わりに着目して」『部落問題研究』209号、2014年

同「芸娼妓解放令と遊女-新吉原「かしく」一件史料の紹介をかねて-」『東京大学日本史研究室紀要 別冊 近世社会史論叢』2013年

渡辺五郎『筑後名鑑 久留米市之巻』筑後名鑑編纂部、1922年

## 参考資料

### (法令等) ※年代順

- 「娼妓・芸妓等年季奉公人一切解放可致」『太政官布告』第 295 号、1872 年  
「遊女芸妓俳優者規則」『三瀨県布達』1873 年  
「貸座敷等諸規則」『三瀨県布達』1876 年  
「芸娼妓規則」「貸座敷規則」『福岡県布達』1876 年  
「貸座敷規則」「娼妓規則」『福岡県布達』第 76 号、1878 年  
「芸妓営業取締規則」『福岡県布達』第 19 号、1883 年  
「貸座敷娼妓取締規則」『福岡県令』第 37 号、1901 年  
「貸座敷免許地標準内規」『内務大臣決裁書類』、1900 年 ※JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A0503240590 より  
「兵營地撰定に関する方針」防衛省防衛研究所所蔵陸軍省公文書『式大日記 乾 明治 29 年 6 月』  
「特殊料理屋営業取締要綱」1938 年  
「奢侈品等製造販売制限規則」『商工農林省令』第 2 号、1940 年  
「高級享樂停止に伴ふ接客業の現況と輿論」警保局、1945 年

### (統計関係) ※年代順

- 福岡県編『大正八年 福岡県統計書 第四編 (警察及衛生)』福岡県、大正 10 (1921) 年 3 月  
福岡県編『大正九年 福岡県統計書 第四編 (警察及衛生)』福岡県、大正 11 (1922) 年 3 月  
福岡県編『大正十年 福岡県統計書 第四編 (警察及衛生)』福岡県、大正 12 (1923) 年 3 月  
福岡県警察部編『昭和五年 福岡県統計書 第四編 警察衛生ノ内 (警察)』福岡県、昭和 7 (1932) 年 3 月  
福岡県警察部編『昭和十年 福岡県統計書 第四編 警察衛生ノ内 (警察)』福岡県、昭和 11 (1936) 年 11 月  
福岡県警察部『昭和十五年 福岡県統計書 第四編 警察衛生ノ内 (警察)』福岡県、昭和 17 (1942) 年 3 月

### (久留米市の遊廓関係)

(明治期)

『遊廓設置願』(久留米市教育委員会所蔵)

(大正期～昭和期)

『娼妓所得金日記帳』(久留米市教育委員会所蔵、大正期～昭和期)

『軍人所得金日記帳』(複製)(久留米市立中央図書館蔵、昭和期) ※原本については所在不明

『金銭貸借計算簿』(久留米市教育委員会蔵、昭和期)

『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』（久留米市教育委員会所蔵、昭和期）

（新聞）※年代順

- 『筑紫新聞』明治10（1877）年4月19日  
『福岡日日新聞』明治22（1889）年12月22日  
同 明治22（1889）年12月24日  
同 明治22（1889）年12月25日  
同 明治22（1889）年12月26日  
同 明治23（1890）年1月18日  
同 明治26（1893）年3月11日  
同 明治26（1893）年3月12日  
同 明治26（1893）年4月5日  
同 明治29（1896）年6月21日  
同 明治29（1896）年6月23日  
同 明治29（1896）年7月31日  
『門司新報』明治29年8月28日  
『福岡日日新聞』明治30（1897）年6月23日  
同 明治30（1897）年7月6日  
同 明治30（1897）年7月31日  
同 明治30（1897）年9月10日  
同 明治31（1898）年3月4日  
同 明治31（1898）年4月7日  
同 明治31（1898）年9月27日  
同 明治31（1898）年10月11日  
同 明治31（1898）年10月12日  
同 明治31（1898）年10月13日  
『福岡日日新聞』大正3（1914）年6月30日  
同 大正5（1916）年12月6日  
同 大正7（1918）年1月17日  
同 大正7（1918）年4月25日  
同 大正7（1918）年5月7日  
同 大正10（1921）年3月10日  
同 大正13（1924）年7月3日  
同 大正15（1926）年4月30日  
同 大正15（1926）年6月29日  
同 大正15（1926）年7月9日  
同 大正15（1926）年8月25日  
同 大正15（1926）年9月10日  
同 大正15（1926）年9月11日  
同 大正15（1926）年10月8日

『福岡日日新聞』大正 15 (1926) 年 11 月 23 日  
同 大正 15 (1926) 年 11 月 27 日  
『大阪朝日新聞付録九州朝日』昭和 7 (1932) 年 8 月 28 日  
『九州新聞』昭和 7 (1932) 年 8 月 12 日  
『福岡日日新聞』昭和 12 (1937) 年 2 月 27 日  
同 昭和 13 (1938) 年 8 月 4 日  
同 昭和 13 (1938) 年 9 月 21 日  
同 昭和 13 (1938) 年 1 月 29 日  
同 昭和 15 (1940) 年 9 月 19 日  
同 昭和 15 (1940) 年 9 月 25 日  
同 昭和 15 (1940) 年 9 月 22 日  
『西日本新聞』昭和 18 (1943) 年 3 月 3 日  
同 昭和 18 (1943) 年 3 月 5 日  
同 昭和 18 (1943) 年 3 月 19 日

(参考サイト)

『近現代・日本のお金』<http://chigasakiws.web.fc2.com/>

## 謝辞

博士論文を提出するにあたって、多くの方々のご指導とご助力をいただきました。

はじめに、指導教官である片山隆裕教授に厚く御礼申し上げます。片山先生には、学部、修士課程時代、そして博士課程への進学および研究全般において、論文の書き方をはじめとする研究の進め方のみならず、研究対象と真摯に向かい合うこと、自分の研究に自信を持つこと、そして協力していただく方への感謝の気持ちを常に忘れずに持つこと、すなわち研究者としてのあり方、また人間性そのものを教えていただきました。博士論文に取り組むにあたっては、厳しくご指導いただく中でも、つねにやさしく励ましていただきました。

次に、審査を引き受けていただきました中島和夫教授、宮崎克則教授に厚く御礼申し上げます。中島先生には、学部の授業や公開講座等の機会を与えていただく中で、自分の研究を人に伝えることの難しさと面白さを教えていただきました。宮崎先生には、国際文化学会の発表において叱咤激励をいただき、それが私にとって自分の研究を見つめ直すきっかけとなりました。

また学部、修士課程時代の私に、自分の興味があるテーマに正直に向かい合うことの大切さを教えてくださり、私の拙い研究活動をつねにあたたかく見守ってくださった後藤新治教授、先生にご指導をいただくことがなければ、今の私はいなかったと思います。そして、長い大学院生活の中で、私の研究を応援してくださった、新谷秀明教授、井口正俊名誉教授、そして高嶋幸世先生にも深く感謝いたします。

また、研究を行う上で、フィールドワークの大切さ、現場の人たちに寄り添うことの大切さを教えていただき、たくさんの研究仲間を私に与えてくださった九州大学の藤原恵洋教授に御礼を申し上げます。同じく九州大学の飯嶋秀治准教授には、純粹に、学問の深さと面白さを教えていただきました。先生からいただいた数々の言葉を大切に、これからも研究に向かい合っていきます。

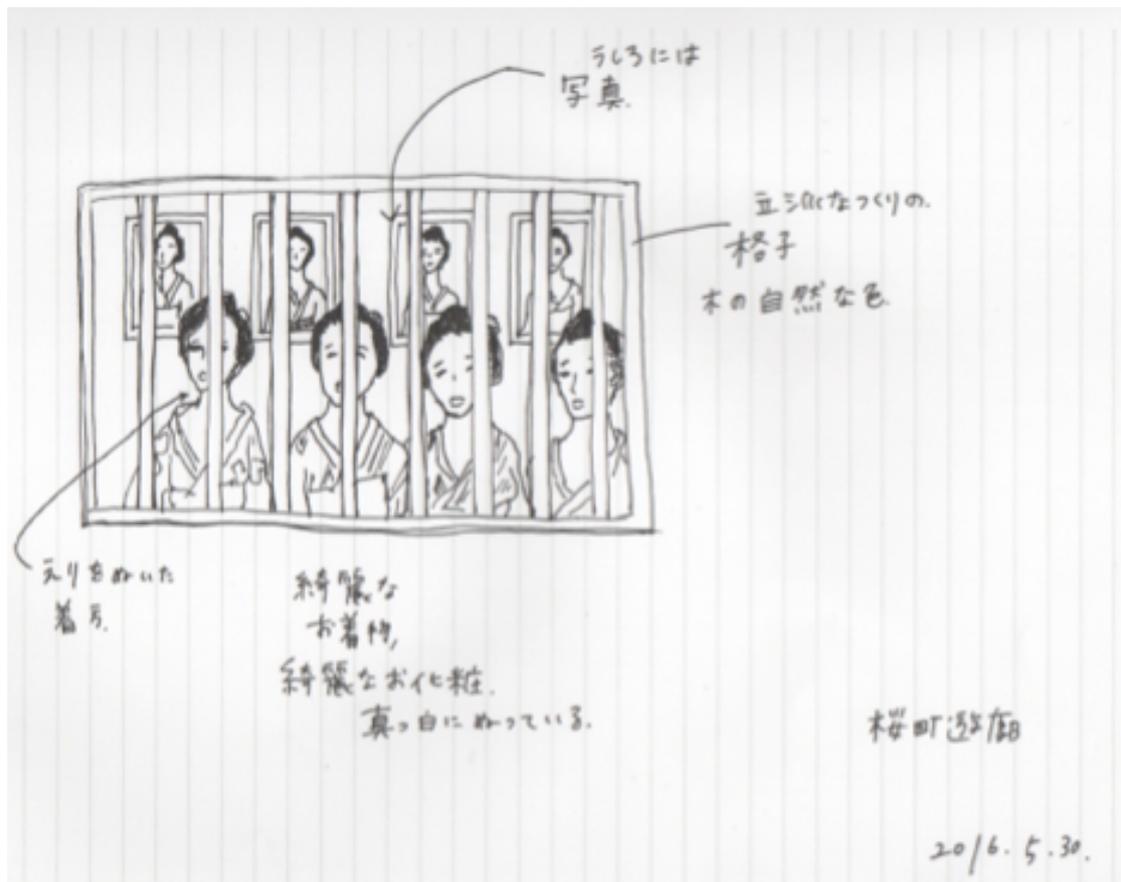
本論文は、久留米市に関係するの方々のお力添えがあって成り立つものでした。貴重な一次史料を見せてくださった、久留米市文化財保護課の白木守さん、久留米市文化財収蔵館の寺崎さん、石橋さん、そして、資料調査の相談に乗ってくださった、久留米市中央図書館の臼井さん、高場さん、聞き取り調査にご協力いただいた、今村さん、翁さん、古賀さん、小松さん、柴尾さんご夫妻、田中さん、

宮崎さん、また研究を続ける上で、たくさんのアドバイスを与えてくださった園井正隆さん、森久さん、坂田健一さんに厚く御礼申し上げます。

そして、長い大学院生活-博士論文に取り組むことを決めてから提出するまでの間に、結婚・出産という人生の転機も迎え、「母」としての責任も生まれていく中で、葛藤を抱くことも増え、研究活動を諦めそうになる瞬間もありました。実際、育児と研究の両立は時間的にも精神的にもとても厳しいものでしたが、それでも博士論文に取り組むことができたのには、仲間の支えがあったからです。佐藤忠文さん、國盛麻衣佳さん、松本明代さん、若山みどりさん、そして松本圭祐さん淑乃さん夫妻には、大変感謝しています。

最後に、私に進学と研究を続ける機会を与えてくれた父(賢一)、どんなときも明るく全力でサポートしてくれた母(蒼生子)、同じくどんなときも、あたたかく私を励まし支えてくれた夫(慧)、私に力を与えてくれた娘(芭子)に心から感謝します。

平川 知佳



筆者が聞き取り調査の中で描いた桜町遊廓の様子

**卷末資料**  
『娼妓所得金日記帳』における「かる多」と「小菊」の記録

卷末資料として以下掲載するものは、『娼妓所得金日記帳』（久留米市教育委員会所蔵）における「かる多」と「小菊」のそれぞれの記録（「かる多」：大正8（1919）年12月～大正13（1924）年1月、「小菊」：大正8（1919）年12月～大正10（1921）年1月）の一部である。

(1) 大正8（1919）年12月（上）「かる多」、（下）「小菊」

The image shows two pages of handwritten ledgers. The top page is for 'Karu-ta' (大正8年12月) and the bottom page is for 'Kiku' (大正8年12月). Each page has a header section on the left with handwritten notes and a main table with columns for months and days. The columns are labeled with month numbers (e.g., 第一月, 第二月) and day numbers (e.g., 一日, 二日). The entries are handwritten in Japanese, showing income and expenses. There are some red markings and stamps on the pages.

(2) 大正9 (1920) 年1月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

The image shows two pages of handwritten Japanese account books. The top page is for 'かる多' (Karu-ta) and the bottom page is for '小菊' (Kiku). Each page contains a ledger with columns for dates and amounts, and a summary section on the left. The summary section includes '一 金' (Total Gold) and '差引金' (Difference in Gold). The ledger columns are labeled with numbers from 1 to 31, representing the days of the month. The entries are handwritten in Japanese characters.

(3) 大正9 (1920) 年2月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

The image shows two pages of handwritten Japanese account books. The top page is for 'かる多' (Karu-ta) and the bottom page is for '小菊' (Kiku). Each page contains a ledger with columns for dates and amounts, and a summary section on the left. The summary section includes '一 金' (Total Gold) and '差引金' (Difference in Gold). The ledger columns are labeled with numbers from 1 to 28, representing the days of the month. The entries are handwritten in Japanese characters.

(4) 大正9 (1920) 年3月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

The image shows two pages of handwritten Japanese account books. The top page is for 'かる多' (Karu-ta) and the bottom page is for '小菊' (Kiku). Both pages feature a '総高総計金' (Total High Total Gold) section with columns for days of the month and handwritten entries. The pages are filled with dense handwritten text and numbers, organized into columns and rows. The top page has a header with '三月' (March) and the bottom page has a header with '四月' (April).

(5) 大正9 (1920) 年4月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

The image shows two pages of handwritten Japanese account books. The top page is for 'かる多' (Karu-ta) and the bottom page is for '小菊' (Kiku). Both pages feature a '総高総計金' (Total High Total Gold) section with columns for days of the month and handwritten entries. The pages are filled with dense handwritten text and numbers, organized into columns and rows. The top page has a header with '四月' (April) and the bottom page has a header with '五月' (May).

(6) 大正9 (1920) 年5月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

(7) 大正9 (1920) 年6月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

(8) 大正9 (1920) 年7月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

The image shows two pages of handwritten Japanese account books. The top page is for 'かる多' (Kardō) and the bottom page is for '小菊' (Shōkiku). Both pages have a header section with handwritten notes and a main table with columns for months and rows for various account entries. The tables are filled with handwritten numbers and text.

(9) 大正9 (1920) 年11月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

The image shows two pages of handwritten Japanese account books. The top page is for 'かる多' (Kardō) and the bottom page is for '小菊' (Shōkiku). Both pages have a header section with handwritten notes and a main table with columns for months and rows for various account entries. The tables are filled with handwritten numbers and text.

(10) 大正9 (1920) 年12月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

The image shows two pages of handwritten Japanese account books. The top page is for 'かる多' (Karuta) and the bottom page is for '小菊' (Kiku). Each page has a header section with handwritten notes and a main table with columns for months and amounts.

**Top Page (Karuta):**  
 Title: 積高總計金百九十九圓七角五分  
 Date: 大正九年十二月  
 The table has columns for months (十一月, 十二月) and amounts. The total amount is 199.75 yen.

**Bottom Page (Kiku):**  
 Title: 積高總計金百九十九圓七角五分  
 Date: 大正九年十二月  
 The table has columns for months (十一月, 十二月) and amounts. The total amount is 199.75 yen.

(11) 大正10 (1921) 年2月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

The image shows two pages of handwritten Japanese account books. The top page is for 'かる多' (Karuta) and the bottom page is for '小菊' (Kiku). Each page has a header section with handwritten notes and a main table with columns for months and amounts.

**Top Page (Karuta):**  
 Title: 積高總計金百九十九圓七角五分  
 Date: 大正十年二月  
 The table has columns for months (一月, 二月) and amounts. The total amount is 199.75 yen.

**Bottom Page (Kiku):**  
 Title: 積高總計金百九十九圓七角五分  
 Date: 大正十年二月  
 The table has columns for months (一月, 二月) and amounts. The total amount is 199.75 yen.

(12) 大正10 (1921) 年3月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

(13) 大正10 (1921) 年4月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

(14) 大正10 (1921) 年7月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

The image shows two open account books. The top book is for 'かる多' and the bottom for '小菊'. Both books have a left page with a '差引金' (Difference) section and a right page with a grid of dates from the 1st to the 31st. The entries are handwritten in blue ink, and several dates have red circles around them. The books are bound in a traditional style with a cover visible on the left.

(15) 大正10 (1921) 年10月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

The image shows two open account books. The top book is for 'かる多' and the bottom for '小菊'. Both books have a left page with a '差引金' (Difference) section and a right page with a grid of dates from the 1st to the 31st. The entries are handwritten in blue ink, and several dates have red circles around them. The books are bound in a traditional style with a cover visible on the left.

(16) 大正10 (1921) 年11月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

The image shows two pages of handwritten Japanese account books. The top page is for 'かる多' (Karu-ta) and the bottom page is for '小菊' (Kiku). Each page has a left column for '金' (Money) and '差引金' (Difference in Money), and a right grid for monthly entries. The right page of the top book has red characters '新病病病病病病病病病' written across it.

(17) 大正11 (1922) 年1月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

The image shows two pages of handwritten Japanese account books. The top page is for 'かる多' (Karu-ta) and the bottom page is for '小菊' (Kiku). Each page has a left column for '金' (Money) and '差引金' (Difference in Money), and a right grid for monthly entries.

(18) 大正11 (1922) 年2月 (上) 「かる多」、(下) 「小菊」

(19) 大正11 (1922) 年7月 「かる多」

(20) 大正11 (1922) 年9月 「かる多」

This image shows a handwritten Japanese ledger for the month of September 1922. The ledger is organized into two main sections: a left page for detailed entries and a right page for a daily grid. The left page features a large vertical entry on the far left, likely a summary or a major transaction, with the text '金引金' (gold withdrawal) and '金取金' (gold collection) visible. The right page consists of a grid with columns labeled from 日一 (Day 1) to 日三十 (Day 30). Red circular marks are placed in various cells of the grid, indicating specific entries or balances for each day. The overall layout is typical of a traditional Japanese account book.

(21) 大正11 (1922) 年10月 「かる多」

This image shows a handwritten Japanese ledger for the month of October 1922. The layout is similar to the September ledger, with a left page for detailed entries and a right page for a daily grid. The left page has a large vertical entry on the far left, with the text '金引金' (gold withdrawal) and '金取金' (gold collection) visible. The right page consists of a grid with columns labeled from 日一 (Day 1) to 日三十 (Day 30). Red circular marks are placed in various cells of the grid, indicating specific entries or balances for each day. The overall layout is typical of a traditional Japanese account book.

(22) 大正11 (1922) 年11月 「かる多」

Handwritten ledger for November 1922, titled "かる多". The ledger is organized into columns for each day of the month, with handwritten entries and red circular stamps. The left page contains a summary section with vertical text and a "総高" (Total) column. The right page shows daily entries for the month.

(23) 大正12 (1923) 年8月 「かる多」

Handwritten ledger for August 1923, titled "かる多". The ledger is organized into columns for each day of the month, with handwritten entries and red circular stamps. The left page contains a summary section with vertical text and a "総高" (Total) column. The right page shows daily entries for the month.

(24) 大正12 (1923) 年9月 「かる多」

九月分

家高總計金 480.00

差引金 480.00

金 480.00

(25) 大正12 (1923) 年12月 「かる多」

十二月分

家高總計金 660.00

差引金 660.00

金 660.00

(26) 大正13 (1924) 年1月 「かる多」

The image shows an open handwritten ledger book with two pages. The right page is titled "一月分" (January) and contains a grid with columns for dates (from 日一 to 日三十) and monetary amounts. The amounts are written in Japanese characters, with "九円" (9 yen) appearing in the final column. The left page also has a grid with columns for dates (from 日一 to 日三十) and monetary amounts, with "六円" (6 yen) written in the final column. On the far left of the left page, there is a vertical note in Japanese characters. The book is bound in the center, and the pages are slightly aged.